

**独立行政法人 国際協力機構の
令和５年度における業務実績評価**

令和７年８月

外務省

財務省

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人国際協力機構			
評価対象事業年度	年度評価	令和 5 年度（第 5 期中期目標期間）		
	中期目標期間	令和 4～8 年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	外務大臣			
	法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 菅原 清行 課長
	評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 木村 泰次郎 室長
主務大臣	財務大臣（外務大臣及び財務大臣の共管項目：No.14「内部統制」、No.16「短期借入金の限度額」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）			
	法人所管部局	財務省国際局	担当課、責任者	開発政策課 木原 大策 課長
	評価点検部局	財務省大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 佐藤 浩一 室長
主務大臣	農林水産大臣（外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：農林業の開発に係る開発投融资の債権の回収等に関する事項。）			
	法人所管部局	農林水産省輸出・国際局	担当課、責任者	新興地域グループ 諸永 裕一 参事官（グループ長）
	評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課、責任者	広報評価課 八百屋 市男 課長
3. 評価の実施に関する事項				
評価のために以下の手続等を実施した。 （1）監事ヒアリング：令和 6 年 7 月 9 日 （2）理事長ヒアリング：令和 6 年 7 月 19 日 （3）有識者からの意見聴取：令和 6 年 7 月 19 日 （4）フィリピン円借款事業「首都圏鉄道 3 号線改修事業」に関する検証委員会の報告書（令和 7 年度 6 月 13 日）を踏まえ、評価を変更。				
4. その他評価に関する重要事項				
特になし。				

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		A	B		
評価に至った理由	法人に対する各項目別評価を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、 B 評価とした。特に考慮した内容は以下のとおり。 ・大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評価について、評価対象 9 項目のうち、 S 評価 4 項目、 A 評価 5 項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。 ・大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評価について、評価対象 6 項目のうち、 S 評価 1 項目、 A 評価 2 項目、 B 評価 1 項目、 D 評価 2 項目と、所期の目標を下回る D 評価の項目があることに鑑み、項目別評価を基礎とした場合の A 評価から、一段階引き下げた。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2023 年度は第 5 期中期目標期間（2022～2026 年度）の 2 年目であった。重要度の高い項目について、法人全体に対する主な評価は以下のとおり。 【開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保】（No.1） インドでの新幹線方式の高速鉄道建設支援をはじめ、インドネシアへの大型巡視船の供与、ASEAN の海上保安分野の協力計画策定等、質の高いインフラ投資や我が国の主要な外交政策の一つである自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に大きく貢献した。また、アフリカのスタートアップ支援である Project NINJA や、インド・テランガナ州での起業・イノベーション促進に係る円借款を通じたインド国内の雇用創出に貢献する取組等、スタートアップ支援の展開等により質の高い成長の実現に貢献した。加えて、エネルギー・トランジション政策・計画の策定支援や次世代脱炭素技術の開発と実装支援等を通じて、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立を促進する取組の推進に貢献した。更に、ウクライナの緊急復旧・復興支援を引き続き迅速に実施したことは、外交上の大きな貢献であった。 【開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）】（No.2） G7 広島サミットにて打ち出された「公衆衛生危機対応のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャーの構築・強化」、「保健システムの強化を通じたより強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成への貢献」に貢献する公衆衛生危機スタンド・バイ借款及び成果連動型借款の創設、「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（通称：トリプル I）」を主導するなど、保健分野における日本政府の公約・政策実現に大きく貢献した。また、マレーシア・エジプト・トルコ等において、二国間の象徴となる大学の新設・運営を支援し、国際頭脳循環の観点からも極めて重要な拠点への支援に貢献したほか、世界 14 か国で教科書の作成・改良、教材開発、指導書の作成・改良、カリキュラムの改善、教員の能力強化等を行う技術協力を実施し、第 8 回アフリカ開発会議（the 8th Tokyo International Conference on African Development：TICAD8）における日本政府の公約「質の高い教育を 900 万人に提供」に貢献した。加えて、スポーツと開発分野では、日本国内において多文化共生社会を推進するスポーツイベントを多数開催し、スポーツを通じた社会包摂や平和の推進に資する事業の推進に貢献した。 【普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現】（No.3） ウクライナへの地雷・不発弾対策に必要な機材調達、カンボジア地雷対策センター（CMAC）との協力の下、ポーランドでウクライナ非常事態庁向けの能力強化研修を実施、国連地雷対策サービス部（UNMAS）と連携し、アフリカ 4 か国の地雷対策機関向けに CMAC の地雷対策に係る知見を共有する国際ワークショップを実施するなど、機構イニシアティブの下、支援相手国政府から高い評価を得た。また、第二回グローバル難民フォーラムの本会合及び、3 つのハイレベル・イベントに機構理事長が出席・登壇し、HDP ネクサス（Humanitarian, Development, Peace、人道・開発・平和の連携）の推進や開発機関としての役割を発信、ジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender-Based Violence：SGBV）撤廃に向けた取組を通じて、TICAD8 における日本の取組の一つ「ジェンダーに基づく暴力への対応」及び女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダの推進に貢献した。 【地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築】（No.4） 機構を挙げたサステナビリティの推進や、「気候変動対策推進ファシリティ」創設による、ファンドを通じた気候変動対策への民間投資の促進、外部資金を活用した受託事業の取組を通して、気候変動対策や自然環境保全に貢献した。また、水資源・水供給分野における、ウクライナやパレスチナへの迅速な緊急支援の対応等、困難度の高い業務を着実に実施した。加えて、防災・災害復興分野では、G7 サミットの成果文書に機構が大きく貢献する仙台防災枠組み及び防災投資が明記されたほか、機構が進める防災への「投資」や「リスク削減」といった文言が盛り込まれるなど、各国政府ハイレベルに対して機構の取組を印象づけたことは、外交上においても顕著な成果として評価できる。 【民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献】（No.7） G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII：Partnership for Global Infrastructure and Investment）に関するサイドイベントにおいて、持続可能な開発に貢献する 3 種のファシリティ

	を創設したほか、日 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議の成果文書において機構と ADB との連携によるアジア及び大洋州地域への質の高いインフラ投資基金が具体的施策として言及される等、日本政府の政策に大きく貢献した。また、中小企業・SDGs ビジネス支援事業の制度改善を通じて、迅速かつシームレスな支援を可能とすることで国際協力における民間連携の促進に貢献した。 【事業実施基盤の強化】(No.9) 新大綱で強調された「共創」と「連帯」の理念を各事業の実施方針に反映させたほか、オファー型協力や開発のための新たな資金動員について、具体的な案件形成や新たな制度改善のための検討を開始。加えて、「成果連動型借款」、「公衆衛生危機スタンドバイ借款」を設置し、将来の健康危機への予防・備え・対応（PPR）強化とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた取組強化を発信するなど、多様な開発パートナーとの連携を通じた事業の戦略性強化や制度改善に貢献した。また、能登半島地震の被害を受けた自治体等への支援として、JICA 海外協力隊経験者を巻き込んだ迅速な復旧支援や、国際緊急援助隊の活動資機材を活用した支援を実施する等、機構における緊急援助の取組を日本の社会還元に繋げた点は評価できる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	2023 年度にフィリピン向け円借款「首都圏鉄道 3 号線改修事業」に係る JICA 職員による情報漏洩事案が発生したことを受け、2024 年 7 月に JICA 職員の懲戒処分を公表。同年 11 月に、事実関係の再検証及び更なる再発防止策の検討のため、JICA の下で検証委員会を設置。2025 年 6 月に同委員会から JICA に提出された報告書を受けて、現在は再発防止に向けた取組が進められている。本事案について、第 217 回国会において参議院決算委員会及び本会議における警告決議を受けた。（項目 No.11、No.14 参照。）

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	各項目別評価に記載のとおり。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第 5 期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。なお、法人は「開発協力大綱」の実現において極めて重要な役割を担っており、令和 5（2023）年 6 月の同大綱の改定を受け、「新しい時代の『人間の安全保障』」の実現に向けて取組を強化するとともに、新たな大綱に掲げられた、柔軟かつ効率的で、迅速な協力を可能とする ODA の制度設計の更なる改善について、主務省と緊密に連携し、具現化していくことが求められる。また、法人は同年 10 月に「JICA サステナビリティ方針」を公表しており、引続き、理事長のリーダーシップの下、役職員等が協力し合い、サステナブルな組織・事業運営に不断に努めていくことが求められる。 2 法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。 4 財務諸表等に係る会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。 5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
その他特記事項	第 5 期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。 ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。 有識者からの意見聴取は以下のとおり。 ・項目別自己評価は、S 評価 7 項目、A 評価 5 項目、B 評価 3 項目とし、総合自己評価を A としている評価結果の納得感は極めて高い。定量的指標に加え、重要度・困難度の観点からも妥当であり、評価案の中でも目標水準を上回る定性的な成果について、5 つの視点から丁寧に自己評価を実施していることを確認した。 ・2023 年は、世界経済は想定以上の底堅さを見せたものの、世界の貿易・投資を取りまく環境が一段と複雑化した 1 年となった。ロシアのウクライナ侵略の長期化、イスラエル・ハマスの紛争による中東地域で醸成された融和の流れの変化、米中関係の改善もなかなか進まず、分断と対立が深まっている。また、気候変動への対応も待ったなしだ。 このような複合的な危機に一国や一部の国だけで対応することはもはやできない。米中と一定の距離感を置きながら台頭著しい「グローバルサウス」ととの関係・連携強化がますます重要になってくる。機構は開発協力大綱のもと、「グローバルサウス」の現場にとびこみ、人間の安全保障と質の高い成長の実現による地球規模課題対応に大きく貢献しているといえる。 定量指標の目標値に対する実績はほぼすべての項目で達成度 100%を上回っている。また、定性面においても、ウクライナ及び周辺国においてカホトカ・ダム決壊への緊急支援・地雷対策・がれき処理、ガザへの支援、能登半島地震の被災地支援等、機動的にタイムリーに対応し結果をだしたことは特筆に値する。また、前年度は日本が議長国を務めた G7 広島サミット、日 ASEAN50 周年特別首脳会議対応等のグローバルな重要イベントが集中したが、機構はしっかりと日本政府の公約・政策実現に大きく貢献し、日本のプレゼンスを高めた。 また、有償資金協力については過去最大の実績を達成し、無償資金協力も機構に実施管理業務が移管された 2008 年以降最大の支払実行額としている。 「全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる」総合自己評価 A に違和感なし。

	・開発協力大綱の中でも、日本の強みを活かした能動的なオファー型協力を強化すると明記されている。今回カンボジアでオファー型協力第一号案件が開始されたことは喜ばしい。引き続き、相手国と日本とが WIN-WIN になることができる相手国側の真のニーズに合致するオファー型協力候補案件のパイプラインへの球込めにご尽力いただきたい。 現状、日本の機材の比較優位性が新興国の進出により競争力を失っているケースが散見される。従来型のハードの売り切りから、ソフト（O&M 等）を中心としたライフサイクルによる貢献をベースにする持続性の高いビジネスモデルへの転換を加速し、複雑化する社会課題に対応することが重要になってきている。 日本が強い、デジタルやグリーン分野でのオファー型協力の推進により、ODA が民間企業の直接投資の呼び水効果も発揮し、成長著しいグローバルサウス諸国の活力を取り入れ、ともに学び合い、「共創」し相互に産業協力関係を強化する新たな日本の未来を切りひらくフロンティアとしての機構の更なる飛躍を期待したい。 ・国際社会が複合的危機に直面する中、機構の業務は量に加え、緊急・機動的対応を求められるケースも増え事業規模が拡大し、難易度も高まっていることがわかる。機構職員は、限られた人員であるにもかかわらず、ミッション・ビジョン・アクションを意識し、矜持をもって業務遂行されているものとする。 「人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。」、さらなるミッション・ビジョン・アクションの浸透と深化により、信頼の輪を広げ、多様なパートナーとの一層の連携を図り、今年度以降の業務推進にも引き続き期待したい。 ・一方で、後段の項目別評価でもコメントさせていただくが、日本全体でも転職が一般的になりつつある中、上述のように機構の業務は量・質両面で難易度の高い対応が厳しい時間軸で職員に求められており、恒常的なマンパワー不足の懸念はないのか。一方、職員等意識定点調査では職員の働きがい向上しており、職員の capacity development、労務健康管理や業務の効率化・デジタル化等にも丁寧に取り組まれ一人当たりの生産性向上を加速させていることは窺える。 ・機構の海外で働く職員も含めた多様な個が相互につながり、ひとりひとりが活力にあふれ、「質の高い成長」を後押しできる適切な人員規模について、中長期の人員計画をもとにした人材の確保、育成、評価、報酬などの人材戦略についてご説明いただけると、機構のサステナブルな成長や取組がより一層理解できるためご検討いただければありがたい。なお、この点については、必ずしも「業務実績等報告書」の中ではなく、内外広報の観点から別の形での周知でも良いのではないだろうか。 ・昨年に引き続いての指摘となる。「業務実績等報告書」は、定量指標、業務に関わる目標・計画、自己評価の根拠、業務の具体的実績、事業上の課題及び対応方針まで広範且つ詳細に網羅されており、ページ数も多い。この報告書を読めば JICA の実態を一覧化・把握できる素晴らしいものではあるが、当該文書の準備に投入する職員の時間・工数を考慮すれば、もう少し簡素化できる部分もあるのではないかと。今後の改善を期待したい。 ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準」の「1 評価の方法等 ①」で「法人に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める」とある。評価の実効性を確保するために「十分」な資料が必要であることを否定するものではないが、効率性の観点からもご検討いただければありがたい。 ・令和 5 年度の自己評価 A を支持する。2023 年 6 月 9 日、政府は「開発協力大綱」を閣議決定した。ODA を「外交の最も重要なツールの一つ」と位置づけ、ODA を拡充する方針を明記した。JICA（国際協力機構）の比較優位性には、技術協力、有償資金、無償資金を通じたインフラ整備や人材育成など、特にアジアやアフリカ諸国において大きな成果を上げている。また、ウクライナ、ガザ、能登半島の緊急・復興援助における危機対応能力も高く評価されている。相手国の要請を待たずに支援メニューを提案する「オファー型協力」や、デジタル人材の育成、低酸素型施設の整備など具体例が示されている。上記に関連して、今後、複雑多岐にわたる国内外の援助・協力に対応するため、JICA 内部のキャパシティ強化が必要となる。 ・JICA の技術協力は現地の立場を尊重し、持続可能な発展を目指しています。例えば、アフリカの農業プロジェクトでは、現地の農業技術を向上させ、農業生産を飛躍的に高めることに成功した。また、有償資金、無償資金を通じたインフラ整備は、現地の生活環境を大きく改善している。現地の技術者を育成することで、プロジェクトの持続可能性を高め、地域社会の自立を促進している。例えば、教育分野においては、現地の教員研修プログラムを実施し、教育の質の向上に貢献している。技術協力プロジェクトの一環として、現地の大学や研究機関と連携し、共同研究や技術開発を進めている。これにより、現地の技術力の向上と産業の発展を支援している。特にウクライナやガザ、能登半島などの緊急支援が求められる地域で顕著に現れた。ウクライナに対する緊急復旧・復興支援や越冬支援、農業支援などは迅速に実施され、特に医療支援や農業支援の分野で大きな成果を上げている。ウクライナにおける医療支援プロジェクトでは、医療機器の供与や医療スタッフの研修を実施し、現地の医療体制の強化を図っている。また、ガザでは、緊急医療支援や生活必需品の提供を通じて、人道危機の緩和に努めている。JICA の迅速な対応力は、災害や紛争などの緊急事態において、迅速かつ効果的な支援を提供するための組織的な準備と能力に基づいている。これにより、現地の状況に応じた柔軟な対応が可能となっている。 ・民間企業との連携プロジェクトや JICA ボランティア派遣事業は高く評価されている。これらの取り組みは現地コミュニティとの強い結びつきを示し、草の根レベルでの開発支援を強化している。例えば、ボランティアが現地の学校で教育活動を行い、子供たちの学力向上に貢献している。JICA ボランティアは、教育、医療、農業など多岐にわたる分野で活動しており、現地のニーズに応じた支援を行っている。これにより、現地の生活水準の向上やコミュニティの発展に寄与している。民間企業との連携により、持続可能なビジネスモデルの構築を支援している。例えば、地元企業とのパートナーシップを通じて、持続可能な農業や再生可能エネルギーの導入を進めている。 ・JICA のプロジェクトは SDGs の達成に寄与することを目的としており、貧困削減、教育機会の拡大、健康改善など、広範囲な分野で成果を上げている。これにより、国際的に高い信頼と評価を受けている。例えば、教育プロジェクトでは、教育機会の拡大と質の向上を目指し、学校建設や教員の育成を進めている。健康改善プロジェクトでは、予防医療の推進や医療施設の整備を通じて、地域住民の健康状態を改善している。例えば、教育プロジェクトでは、教育機会の拡大と質の向上を目指し、学校建設や教員の育成を進めている。健康改善プロジェクトでは、予防医療の推進や医療施設の整備を通じて、地域住民の健康状態を改善している。JICA のプロジェクトは、環境保護や持続可能な資源利用の観点からも重要な役割を果たしている。例えば、森林保全プロジェクトでは、現地住民と協力して持続可能な森林管理を実施し、生物多様性の保護に貢献している。 ・DX/GX 技術の導入により、業務の効率化が大幅に進展している。例えば、交通データベースの構築により都市部の交通渋滞が大幅に緩和された。民間企業との連携を通じた開発課題の解決も進展しており、ウクライナの復興や女性の活躍を後押ししている。先進技術の導入により、現地の課題解決に革新的なアプローチを提供している。例えば、農業分野におけるデジタル技術の活用により、生産効率の向上や持続可能な農業の推進を支援している。DX/GX 技術は、持続可能な開発のための新しいソリューションを提供し、地域社会の発展に貢献している。例えば、スマートシティプロジェクトでは、ICT 技術を活用して都市の効率化と住民の生活の質の向上を図っている。 ・官民連携を通じた社会的インパクトも大きく、具体的な成果が見られる。例えば、ASEAN で 2000 万人を超える女性零細企業者を支援するプロジェクトなどが実施されている。民間企業との協力により、持続可能な開発目標の達成に向けた新たな取り組みが進められている。例えば、再生可能エネルギープロジェクトでは、現地のエネルギー効率を向上させ、環境負荷の低減に寄与している。官民
--	--

	連携プロジェクトでは、企業の専門知識と資源を活用して、現地の課題に対する実践的なソリューションを提供している。これにより、持続可能な開発のための革新的なアプローチが実現している。 ・昨年度の報告書と比較し、事業説明に工夫が見られ、国際益と国益との関連が明確にされているが、グローバルな政策決定と合意形成における日本政府の影響力については、さらなる説明が必要である。また、JICA の国内展開は国際協力に連動する重要なイニシアティブとして評価されており、スタートアップ支援や若者のファシリテーションにおいて重要な役割を果たしている。 JICA の活動が国際社会に与える影響をさらに明確に示すためには、具体的な事例を通じてその効果を証明することが求められる。例えば、国際会議における日本の提案がどのように受け入れられ、具体的な成果に結びついたかを詳細に報告することが重要である。JICA は、持続可能な開発のための戦略をさらに強化し、地域社会のニーズに応じた柔軟な対応を続けることが求められる。また、評価基準の透明性と説明責任を高めるために、量的および定性的なデータを用いた効果測定を進めることが重要である。 ・評価基準の明確化、持続可能な成果の追求、内部 Capacity の強化が求められる。特に SDGs の達成に向けた取り組みでは、経済、社会、環境、ガバナンスの各観点を統合し、受益者の声を反映したインパクト評価を実施することが重要である。JICA のプロジェクトが受益者にどのような具体的な変化をもたらしたかを詳細に評価することが求められる。これには、量的なデータ（例えば、収入の増加、教育普及率の向上、健康状態の改善）と定性的なデータ（例えば、生活の質の向上、コミュニティの強化、個人の満足度）を組み合わせることが重要である。評価システムの改善には、受益者のフィードバックを積極的に取り入れることが不可欠である。これにより、プロジェクトの効果を正確に把握し、持続可能な開発のためのより良い戦略を策定することができる。JICA は、国内外のパートナーシップを強化し、共同プロジェクトを通じて相互の知識と経験を共有することが重要である。これにより、持続可能な開発のための包括的なアプローチが実現する。 ・JICA の 2023 年度の取り組みは多くの成果を上げつつも、今後の改善点を明確に認識し、さらなる発展に向けて基盤強化を進めることが求められ。特に「人間の安全保障」の観点から長期的な視野に立った持続可能な成果の追求は、より一層の信頼性向上につながる。JICA は、グローバルな政策決定において日本の影響力を高めるため、国際会議への積極的な参加と提案の実施を推進している。また、国際的な協力体制を強化し、SDGs の達成に向けた具体的な成果を上げることを目指している。今後も、JICA のプロジェクトが持続可能な開発に貢献し、受益者の生活に具体的な変化をもたらすための努力を続けていくことが期待される。これにより、JICA は国内外での信頼性と説明責任を強化し、国際社会における役割をさらに発展させることができる。JICA の 2023 年度の報告書は、多岐にわたる活動がコロナ禍を乗り越え、実質的な成果を上げていることを示している。迅速な対応力、多様な取り組み、民間企業との連携は高く評価されるべき点である。一方で、評価基準の明確化、持続可能な成果の追求、内部 Capacity ・統制の強化といった改善点も重要である。 ・ウクライナ及び周辺諸国への支援、ガザ地域への緊急支援等、激しく変化する社会情勢に応じて対応しつつ、各国における開発協力にも地道に取り組んでいることは評価されるものである。 【特に評価できる点】 -ウクライナ危機への多岐にわたる支援：カホフカ・ダム決壊への緊急支援、地雷対策、復興支援など、人道危機に対する JICA の対応は評価。 -G7 広島サミットをはじめとする主要な外交イベントへの貢献：保健、気候変動対策、デジタル分野など、日本政府の外交課題解決に一定の貢献。 -新大綱に基づく政策課題への対応：オファー型協力の導入、WPS の推進、GX/DX の推進など、政府の重点政策に沿った取り組みを実施。 -スーダンからの邦人退避への貢献：国際協力機構としての使命を全うし、日本国民の安全確保に貢献。 ・また、急激な円安等、事業・予算執行上においても困難な社会情勢・環境下において、DX を始めとする機構全体の改善活動等によって、それらを推進してきたことも評価する必要がある。 ・ただ、JICA が掲げる「開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現」というビジョンに照らし合わせて、各事業が特に「人間の安全保障」と結びついているのか、事業計画、評価の指標（または尺度）としてもより積極的に位置づけていただきたい。組織において、ビジョンは組織を成立させるための第一要件であり、そのビジョン追求において、各事業が成果をあげているのかを評価することは、重要であると認識するからである。 ・人間の安全保障を実現する上において、大型の開発協力案件のみではなく、各国の社会課題ニーズに即した、市民目線の開発協力案件の形成、遂行は、日本の開発協力における理念への理解と共感を集め、日本外交への市民レベルの理解を促進することにつながると考える。そのうえで、日本は国内外への市民社会組への直接支援、ならびに市民社会組織を通じて国際協力の推進が他国に比べても弱い状況にあることを認識したうえで、その改善のために、市民社会を通じた援助予算の増加、市民社会組織の基盤整備、能力強化に向けた取組をさらに強化すべきである。 ・SDGs の目標達成や世界の潮流において、人権の尊重がますます重要視されている。日本政府も企業に対し、「ビジネスと人権に関する行動計画」を通じて、人権への配慮を促している。これは、人権侵害のリスクを事前に特定し、適切な対策を講じることを求めるものである。JICA の事業においても、同様の取り組みが求められる。 ・一方で、国際情勢の変化に伴い、日本の安全保障強化の観点から、ODA（政府開発援助）の戦略的活用が議論されている。しかし、拙速に軍事支援に踏み切ることは、日本の平和主義の理念と ODA の信頼性を損なう可能性がある。 ・このような状況だからこそ、安全保障の重要性を認識しつつも、ODA の本来の目的である、貧困削減や持続可能な開発の実現に向けた取り組みを強化すべきである。真に人々の生活向上に貢献する国際協力こそが、平和で公正な社会の実現につながると言える。
--	--

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R 4 年 度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
日本の開発協力の重点課題	S	A				(No.1- No.5)	
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○				No.1	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○				No.2	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○				No.3	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○				No.4	
地域の重点取組	A○	A○				No.5	
JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	A○	A○				No.6	
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S○	S○				No.7	
多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	A○	A○				No.8	
事業実施基盤の強化	S	S				No.9	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化	A○	S○				No.10	
業務運営の効率化、適正化	B	D				No.11	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B				No.12	
Ⅳ．その他の事項							
安全対策・工事安全に関する事項	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○				No.13	
内部統制	B	D				No.14	
組織力強化に向けた人事	<u>A</u>	<u>A</u>				No.15	
短期借入金の限度額	－	－				No.16	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	－	－				No.17	
前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－	－				No.18	
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	－	－				No.19	
施設及び設備に関する計画	－	－				No.20	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	－	－				No.21	

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
No.- （一定の事業等のまとめ）	日本の開発協力の重点課題			
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、日本再興戦略、インフラシステム海外展開戦略 2025、国家安全保障戦略、G7 広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、グローバル・フードバリューチェーン戦略、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニジア宣言、持続可能な開発目標（SDGS）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI：ASIA ENERGY TRANSITION INITIATIVE）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：ASIA ZERO EMISSION COMMUNITY）構想、アフリカ・グリーン成長 イニシアティブ、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、成長戦略実行計画、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、日本の教育協力政策、持続可能な開発のための教育、平和と成長のための学びの戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、第 2 回グローバル難民フォーラム、国際女性会議 WAW! 2022 東京宣言、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動 2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーーン（MARINE）・イニシアティブ、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、PALM8 及び PALM9 の公約、対中南米外交・三つの指導理念	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 6 年度事前分析表、行政事業レビューシート番号は未定	

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ									
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報：項目 No.1～項目 No.5 の項目別の記載を参照							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*	
								2022 年度	2023 年度
								2024 年度	2025 年度
								2026 年度	
								予算額（百万円）	153,850
								121,576	
								決算額（百万円）	211,517
								268,075	
								経常費用（百万円）	105,509
								113,710	
								経常利益（百万円）	△43,696
								△3,651	
								行政コスト（百万円）	105,509
								113,710	
								従業員数	1,201
								1,203	

*中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、

「一定の事業等のまとめ」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
					業務実績			自己評価	主務大臣による評価
	3. (1)「開	2. (1) ①	1. (1)「開	3. (1)「開発途上	(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保			< 評価と根拠 >	評価 A

	発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5)「地域の重点取組」。	「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 2. (1) ⑤「地域の重点取組」。	発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5)「地域の重点取組」。	地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5)「地域の重点項目」に対応する指標。	質の高い成長の実現に向け、開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム海外展開戦略 2025、質の高いインフラ等の政府の重要政策の実現に積極的に貢献した。 特に、インドでは、「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業（第五期）」（円借款）を対象とした借款契約に調印し、施工が本格的に進められており、長期専門家派遣や、現地での技術研修、本邦での研修等のソフト面の支援により、日本が推進してきたインフラ輸出の促進や FOIP の実現にソフト・ハードの両面で貢献した。 また、インドネシアへの無償資金協力にて、日本が建造する大型巡視船 1 隻を整備したことに加えて、同国海上保安機構への人材育成制度の確立・研修実施能力の強化、組織間調整能力の強化などを目的とした技術協力プロジェクトを実施し、もって同国の海上法執行能力の強化、海上安全の向上に貢献した。 加えて、ウクライナへの無償資金協力により、地雷除去機や地雷探知機、瓦礫除去のための機材、越冬に必要な発電機、運輸交通・上下水等の生活再建に必要な資機材、逼迫した医療状況を改善するための資機材、農業を継続するための種子・資機材、教育関連機材等の調達を行い、ウクライナ政府関係者から日本の技術支援への更なる期待が示されるとともに事業促進に向けた協力体制が強化されるなど、相手国政府から高い評価を得た成果に繋がった。 (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 保健医療分野では、ロシアによるウクライナ侵攻により被害を受けた医療環境の整備、奪還地域の普及・復興支援計画の策定を支援した。加えて、ウクライナから約 60 万人が避難しているモルドバにおいて、医療機材の維持管理体制の強化、緊急事態に対応できる災害医療管理体制の構築やモルドバ版DMATの設立準備等を支援した。加えて、G7 広島サミットにおける合意「公衆衛生危機対応のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャーの構築・強化」、「保健システムの強化を通じたより強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成への貢献」に貢献する公衆衛生危機スタンド・バイ借款及び成果連動型借款の創設、「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（通称：トリプル I）」を創設メンバーとして主導するなど、政策に貢献した。 教育分野では、機構が設立・運営を支援したエジプト日本科学技術大学が世界ランキング入りし、国際的な認知度が向上したことに加えて、日本における認知度も向上したことにより、東京都知事のイニシアティブによる東京都立大との交流等、本邦大学との学術交流も活発化した。また、マレーシア・エジプト・トルコ等において、二国間の象徴となる大学の新設・運営を支援し、国際頭脳循環の観点からも極めて重要な拠点への支援に貢献した。 スポーツと開発分野では、日本国内において多文化共生社会を推進するスポーツイベントを多数開催し、スポーツを通じた社会包摂や平和の推進に資する事業の推進に貢献した。 (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ウクライナに対し、技術協力プロジェクトや無償資金協力を活用した、地雷・不発弾対策必要な機材調達を迅速に実施した。加えて、ポーランドでウクライナ非常事態庁向けの ALIS（日本製地雷探知機）操作を中心とした能力強化研修をカンボジア地雷対策センター（CMAC）との協力の下実施し、これらの取組は、本邦メディアから対ウクライナ支援の目玉として報道された。また、国連地雷対策サービス部（UNMAS）と連携し、アフリカ 4 か国の地雷対策機関向けに CMAC の地雷対策に係る知見を共有する国際ワークショップを実施した。 また、第二回グローバル難民フォーラムの本会合及び、3 つのハイレベル・イベントに機構理事長が出席・登壇し、HDP ネクサス（Humanitarian, Development, Peace、人道・開発・平和の連携）の推進や開発機関としての役割を発信した。日本政府が発表した公約における貢献策に対し、HDP ネクサスを中心として、13 のマルチステークホルダープレッジ（MSP）に対し、機構が実施する 15 か国・25 の事業取組を打ち出し、MSP の具体化と賛同国の拡大に貢献した。また、ジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender-Based Violence：SGBV）撤廃に向けた取組として、南スーダンやケニアにおいて、SGBV を主眼に置いた技術協力プロジェクトを開始。ケニアの案件では、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に合わせ、国際機関、海外協力隊等と連携し 2 つイベントを開催し啓発を行った。また、国際連合人口基金（United Nations Population Fund：UNFPA、ナイロビ首都圏交通公社等と協力し、交通セクターにおける SGBV に関するワークショップを行った。東アフリカ地域において、上記案件の経験も含め、ジェンダーに関連する知見・経験共有のための組織内の定期会合を開始した。これらの取組を通じて、TICAD8 における日本の取組の一つ「ジェンダーに基づく暴力への対応」及び女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダの推進に貢献した。 加えて、警察に関する協力では、長年の協力の成果が認められ、ホンジュラス国家警察長官から機構に対して勲章が授与されたほか、インドネシアのカウンターパートに対して、日本政府から外務大臣感謝状が贈られた。	評価：S 根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1 ～ No.5）では、S 評価 3 項目、A 項目 2 項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ 3 項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるため。 ＜課題と対応＞ No.1 から No.5 の各項目を参照。	＜評価に至った理由＞ 多くの項目において所期の目標を上回る成果が得られているが、総合的に法人の活動結果等を判断すると、全体として中期計画における初期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られているとは認められないところ、「A」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 各項目参照。 ＜その他事項＞ 各項目参照。
--	---	---	---	---	---	---	---

				（４）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 気候変動対策に関しては、「JICA サステナビリティ方針」において「気候変動対策として、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す」旨を明記。開発途上国の社会全体のトランジションを支援する方針を定め、サステナビリティの推進に貢献した。加えて、機構が推進する、開発課題の解決と気候変動対策に資するコベネフィット、ネット・ゼロ目標策定の支援、「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）」等の多くの取組が、気候変動 COP28 で日本政府が発表した「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」に貢献した。また、15 億米ドルを上限とする融資枠である「気候変動対策推進ファシリティ（ACCESS）」を創設し、同ファシリティの第 1 号案件として、ブラジルの気候変動対策分野の新興企業を対象としたファンドへの出資を承諾した。同ファンドを通じて、民間資金動員の呼び水となることが期待される。 さらに、ウクライナへの無償資金協力により、破壊廃棄物を適切に処理するために必要な機材の整備、可搬式場推移装置等を迅速に調達したほか、パレスチナに対する緊急支援においては、水道施設の被害支援として、必要な資機材の供与、課題別研修の帰国研修員に対するフォローアップ協力としての修理技術の向上を図るためのワークショップを実施する等、ニーズに合わせた迅速な復旧・復興支援に貢献した。 （５）地域の重点取組 FOIP や他の日本政府の戦略・方針を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、主要な外交イベントにおける成果文書・公約等へ貢献、新開発協力大綱に基づく「オファー型協力」の第 1 号案件を開始する等、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。また、2023 年度計画時点では不透明ないしは予見されなかった事態に対しても大規模かつ迅速に対応を行った。特に、ロシアによる侵略を受けたウクライナにおける復旧・復興支援や周辺国に対する本格的な支援を実施すべく、組織体制を工夫しながら総力を挙げて取り組み、日本政府による国際公約の実現に貢献したほか、ガザ紛争への人道支援や、トルコ南東部で発生した地震に対する緊急支援等に迅速に取り組んだ。これら取組の結果、有償資金協力が過去最大の実績を達成したほか、無償資金協力が最大の支払実行額となった。 地域別に見ると、東南アジア・大洋州地域では、オファー型協力の第 1 号案件として、「デジタル経済社会の発展支援」を開始したほか、日本政府とともに、本邦民間企業等のサービス・製品・ノウハウの活用可能性について意見交換を行う、官民ラウンドテーブル会議を開催した。また、日本 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議の成果文書として「信頼のパートナー」を副題とする共同ビジョン・ステートメントが採用され、機構の取組である「JICA-ASEAN 知の共創・連結性イニシアティブ」、AZEC に資する気候変動対策支援、オファー型協力や「民間資金動員促進型無償資金協力」の導入、海外投融資の一層の活用、中小零細企業・スタートアップ支援等の民間投資を促進する一連の取組、機構の連結性強化の取組、サイバーセキュリティ人材育成等が同文書に大きく貢献するものとして位置づけられ、日本政府の掲げる FOIP に貢献した。 東・中央アジア及びコーカサス地域では、モンゴル国立大学に対して JICA チェア講座の開設を支援した結果、単位認定講座として正式に開設され、政策レベルの協力として国会関係者からも高い評価を受けたほか、機構が支援した留学生の多くが官僚に就職し、特にキルギスにおいては大統領に機構の留学生事業に対する謝意が示される等、外部から取組に対して高い評価を得た。 南アジア地域では、インド向け円借款承諾額が前年度を上回る過去最大の承諾規模となったことに加えて、過去最高額の円借款を通じ高速鉄道建設を加速し、FOIP 及びインフラシステムの海外展開へ貢献した。パキスタンにおける洪水被害への対応、アフガニスタンやパキスタンにおける人道支援・難民支援、スリランカの経済危機への対応等を実施した。また、ブータン政府が承認した「第 13 次 5 か年期計画」において、機構が技術協力により策定支援を行ったコンセプトが採用されるなど、国土開発計画の戦略性向上の基礎として機構の協力の成果が活用された。 中南米地域では、ブラジルにおける海外投融資を通じて、気候変動対策・UHC の達成に貢献する取組を実施、本邦企業の海外進出にも貢献したほか、ホンジュラス・グアテマラにおいては、治安対策が急務となっていた中、日本の警察や交番システムに係るセミナーの実施及び、現場視察、警察官との意見交換等が実施され、国内メディアに取り上げられるなど日本警察のプレゼンスを示すとともに、現場警察官の士気も向上させることに貢献。日本警察の協力を得て日本の知見を中南米各国に展開した。 アフリカ地域では、TICAD30 周年イベントにおいて、機構理事長が登壇し、30 年に亘る TICAD プロセスにおける機構の協力の成果について発信したほか、TICAD30 年レビュー調査をアフリカ連合開発庁と共同で実施し、		
--	--	--	--	---	--	--

				TICAD9 に向けた検討に貢献する取組を進めた。さらに、モザンビーク・ナカラ回廊の総合開発、東アフリカの物流改善、西アフリカ成長リングなどの回廊開発による連結性を強化した。 中東・欧州地域では、前年度に引き続きウクライナの支援ニーズに合致する分野横断的な支援パッケージを調査、研修、プロジェクト、資金協力等、各種援助手法を用いて実施した。加えて、ガザ紛争に対して機構エジプト事務所がエジプト赤新月社と MOU を締結し、テントや医療用消耗品等をガザ域内に搬入する等、迅速に人道支援を実施した。 (6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成 タジキスタンからの留学生が帰国後に大統領府に復帰後、大統領府傘下の投資環境改善協議会事務局の事務局長に昇進したほか、ベトナムからの留学生が駐日ベトナム大使に就任する等、JICA 開発大学院連携による留学生の取組を通して、親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成に貢献した。 JICA チェアに係る取組においては、モンゴル国立大学での JICA チェアにおいて、単位認定型「JICA チェア講座」が開始されると共に、モンゴルの有力な国会議員より政策レベルの協力として高い評価されたほか、ガーナ大学アジア研究センターでの JICA チェアでは本邦企業とのネットワーキング会も実施され、国営放送で取り上げられるなど、高い評価を得た。 (7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII : Partnership for Global Infrastructure and Investment) に関するサイドイベントにおいて、岸田首相が官民のインフラ投資を通じてパートナー国の持続可能な開発に貢献することを表明するに当たり、同公約に貢献する融資ファシリティとして、気候変動対策推進ファシリティ (ACCESS)、食料安全保障対応ファシリティ (SAFE)、金融包摂ファシリティ (FAFI) を創設したほか、アジア開発銀行 (ADB) との間で、アジア及び大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金の設立に関する契約を締結する等、民間企業や他の政府関係機関等と連携した事業を通じて、民間企業を活用した開発協力の推進に貢献した。 中小企業・SDGs ビジネス支援事業においては、中小企業・SDGs ビジネス支援事業の制度改善を継続。採択通知から調査開始までの期間を短縮したことにより、迅速かつシームレスな支援を実現した。また、T-PLAN 株式会社が、太陽光蓄充電システムと小型電気自動車を組み合わせた「姫島モデル」をパラオで展開するための調査を支援し、2023 年度 第 13 回 EST 交通環境大賞で国土交通大臣賞を受賞したほか、秩父ケミカル社が、タイにおいて、雨水を一時的に貯蓄する製品・技術の普及・実証事業を実施し、国土交通省「第 6 回 JAPAN コンストラクション国際賞」を受賞する等、外部から高い評価を得た。 (8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献 地方自治体、NGO/市民社会組織 (CSO : Civil Society Organization)、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組んだ。特に、北海道、神戸市、宮城県、茨城県等多くの自治体との連携により、留学生の日本語学習支援や多文化共生を推進するイベントを多数開催し、日本政府が掲げる多文化共生の推進に貢献した。さらに、「一般社団法人 JP-MIRAI」の体制・活動を強化し、外国人材の「適切な受入れ拡大」に向けた取組を開始。JP-MIRAI セーフティ (人権侵害自己診断) の開設、また JP-MIRAI 現場アカデミー (スタディーツアー) の実施等を通じて、外国人材の受入支援及び多文化共生支援に本格的に取り組んだ。 また、能登半島地震の被害を受けた自治体等への支援として、石川県庁へ管理職 1 名を派遣し、能登半島地震の被害を受けた地域における在住外国人の状況把握支援、復旧復興に向けた協力等を実施したほか、能登町等に機構職員等を 12 名派遣、JICA 海外協力隊経験者もボランティア参加し、延べ 77 名が支援に関与するなど、日本への社会還元にも貢献した。 (9) 事業実施基盤の強化 事業の戦略性強化や制度改善として、新大綱であらためて強調された「共創」と「連帯」の理念を各事業の実施方針に反映させたほか、オファー型協力や、開発のための新たな資金動員について、具体的な案件形成や新たな制度改		
--	--	--	--	---	--	--

				善のための検討を開始した。また、「人間の安全保障」について、JICA グローバル・アジェンダやサステナビリティ方針の公表を通じて SDGs の達成に向けた取組を進めるとともに、国内外への発信を行い、開発協力大綱の理念実現に向けた活動の推進に貢献した。更に、有償資金協力について、複合的危機を見据えた開発ニーズに引き続き対応し、補正予算を含め事業規模約 2.2 兆円（過去最大規模）となる案件を推進したほか、円借款の新手法として打ち出された「成果連動型借款」、「公衆衛生危機スタンド・バイ借款」の設置を受け、将来の健康危機への予防・備え・対応（PPR）強化とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた取組強化を発信。日本政府の公約・政策実現に貢献する取組を進めた。 緊急援助では、能登半島地震に対し、国際緊急援助隊の活動資機材である水循環型シャワーシステムを供出したほか、国際緊急援助隊で開発、適用されてきた診療情報マネジメント手法の日本版システム（J-Speed）も広く適用され、緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進が日本の災害復旧にも貢献した。加えて、トルコ南東部で発生した地震に対して、国際緊急援助隊救助チーム・医療チームを過去最大規模で派遣した事例について振り返りを実施し、緊急援助の体制・マニュアルの改善を通じて、今後の迅速な緊急援助の強化に向けた取組を実施した。 広報に関しては、ウクライナ支援やスーダンの情勢悪化に伴う現状の情報発信に加えて、ASEAN 友好協力 50 周年に関する発信等が国内外に広くリーチし、開発協力の意義やその活動について理解と信頼を高める結果となった。		
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム輸出戦略、成長戦略実行計画、グローバル・フードバリューチェーン戦略、G7 広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニス宣言、持続可能な開発目標（SDGS）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想、アフリカ・グリーン成長 イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関する G20 原則	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（NO.1 から NO.5 共通）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（NO.1 から NO.5 共通） 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及び変化をもたらしている。かかる状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策への貢献を含む途上国のぜい弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 6 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

3. 主要な経年データ															
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*					
	指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数（SDGs Goa l 3、8、9、11、13 関連）	20 件	4 件	7 件	6 件	件	件	件		予算額（百万円） **	21,253	26,511			
	【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数（SDGs Goa l 14、16 関連）	300 人	60 人	85 人	135 人										
	【指標 1-5】資源分野人材の育成数（SDGs Goa l 7 関連）	100 人	20 人	28 人	25 人	人	人	人							
	【指標 1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数（SDGs Goa l 8 関連）	92,500 人	18,500 人	30,555 人	54,329 人	人	人	人							
	【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを受けた企業数（SDGs Goa l 8 関連）	3,500 社	700 社	994 社	1,492 人	人	人	人							

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

	【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連）	15 万戸	30,000 戸	25,473 戸	41,526 戸	戸	戸	戸							
	【指標 1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数（研究者、技術者・普及員、農家等）（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連）	25 万人	50,000 人	75,306 人	75,306 人	人	人	人							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
					業務実績		自己評価				
	3.（1）開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の	2.（1）①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）ア 都市・地域開発	1.（1）開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）ア 都市・地域開発 都市づくりへの多様な主体の参画やリソースの活用を図るため、都市マスタープランの策定、開発管理制度整備、民間都市開発を促進する開発手法の導入、住民・コミュニティ主体のまちづくり活動の促進等の事業を実施する。また、これに関する	＜主な定量的指標＞（定量的指標及び実績は 1.①参照） ＜その他の指標＞【指標 1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況（SDGs Goal 11 関連）【指標 1-4】低廉かつ低炭素な	＜主要な業務実績＞ No.1 ア 都市・地域開発 (1) 業務実績 - ウクライナの緊急復旧・復興支援を迅速に実施【①②③④】： 2023年4月、ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力、445億円）の贈与契約（Grant Agreement：G/A）を締結。同無償資金協力により、地雷除去機や地雷探知機、瓦礫除去のための機材、越冬に必要な発電機、運輸交通・上下水等の生活再建に必要な資機材、逼迫した医療状況を改善するための資機材、農業を継続するための種子・資機材、教育関連機材等の調達を行った。また、ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ3」（無償資金協力、70億円）を迅速に形成し、G/Aを締結した。 2022年度に開始した緊急開発調査により、バックホーやダンプトラック、給水車などの機材を迅速に調達・供与したほか、復興に向け、瓦礫処理などのパイロット事業を実施した。また、カホフカ・ダム崩壊に対する給水機材支援、越冬のためのヒートポンプ、大型土の支援等に関し、ウクライナ側と具体ニーズや日本側供給可能量、輸送手段等に係る最新情報の交換を密にし、情勢に応じた迅速かつ的確な緊急支援とデリバリーを行った。 - ウクライナ「国家地理空間データ基盤活用のための能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、3都市において復旧・復興のために活用する地形図を作成した。地形図の作成においては、地元雇用の確保にも貢献した。ウクライナ側のカウンターパートは自律的に供与機材を活用し、他の都市での展開も期待される。また、ウクライナGEOSPACE 2023において講演を行い、同協力の成果をアピールした。 - G7広島サミット（2023年5月）、日ウクライナ経済復興推進会議（2024年2月）に合わせて地方・国土・インフラ発展省、復興庁、自治体関係を対象とした招へい事業をそれぞれ実施し、日本の戦後復興、関東大震災、東日本大震災からの復興経験			＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（令和 5 年 2 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 2023年3月に公表された新たなプランを踏まえ、引き続き自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた貢献も念頭に質の高いインフラ投資に資する取組を推進するこ		評定	S
					＜評定に至った理由＞（定量的実績） 【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数、【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数、【指標 1-5】資源分野人材の育成数、【指標 1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数、【指標 1-7】競争力強化のための支援サービス享受した企業数、【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数、【指標 1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数の 7 項目全てにおいて、達成度が目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） ア. 都市・地域開発 【指標 1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況 ウクライナの緊急復旧・復興支						

	実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション（DX）やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。 ア 都市・地域開発 持続可能な都市・地域開発を目指し、土地利用やまちづくり、インフラ整備に係る支援を行う。その	政機関の能力強化及び地理空間情報の整備・活用等を支援する。協力に当たっては、開発政策・計画の策定、法律制度等政策ツールの整備、効果的な開発手法の導入、事業実施体制の構築、及びこれらを担う組織・人材の育成等を支援するとともに、官・民による開発・活動の調和や連携を促進する。 イ 運輸交通 人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく、連結性を高めるよう運輸交通網の計画・整	JICA留学生受入や研修を通じて人材育成に努めるとともに、産学官での人材ネットワークを形成する。 - 誰もがいつでもどこでも正確な地理空間情報を利用できる社会を目指し、各国の整備段階を踏まえ、位置の基準の統一、衛星測位利用環境の整備、基本図の整備、地理空間情報の利活用促進に取り組む。 - ウクライナの窮状に早急に対応するため、運輸、電力・エネルギー、都市インフラ復旧の観点から、刻々と変わる現地情報とニーズを適時に把握し、支援策をまとめたうえで、実証事業や資金協力事業につなげる。 イ 運輸交通 - 日本政府の「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP: Free and	電力を安定供給するための環境整備状況（SDGs Goal 7 関連）	の共有、自治体間の交流の促進等を行った。ゼレンスキー大統領やシュミハリ首相の来日もあり、メディアからの多くの取材を受けた。ネット上だけで得られない日本の具体の経験と知見に触れ、ウクライナ政府関係者から日本の技術支援への更なる期待が示されるとともに事業促進に向けた協力体制が強化されることになった。 ◎ 機構の協力により構築した交通データベースが万博開催に向け貢献【②③④】：セルビア「ベオグラード市公共交通改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）にて構築された交通データベース及び需要予測モデルが将来的な政策検討の基盤として高く評価され、2027年にセルビアで開催される万博の準備にも活用される予定。ベオグラード大学と連携してデータベースを構築することにより、プロジェクトの成果が重要なアセットとして大学にも引き継がれ、プロジェクト終了後もセルビア側が有効活用することが可能となった。 ◎ 機構のプロジェクトが「民間国際貢献賞」を受賞【③④】：タイ「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト、2024年2月終了）日本の国土地理院から「民間国際貢献賞」を受賞した。タイの複数の政府機関が運用する電子基準点（CORS）を相互利用可能なネットワークとして統合し、国家データセンターの構築を進めることで電子基準点データの活用を促進し、測量の効率化だけでなくスマート農業、ICT施工、自動車の自動運転等への高度利活用を図るプロジェクトであり、電子基準点データを活用した測量・農業・建設・自動運転分野で計8件のパイロット事業を実施し、日タイ民間企業のビジネススタートアップを支援したことや、タイにおける民間起点のイノベーション創出のきっかけとなった点が評価されたもの。同プロジェクトは、外務省ODA白書2022年度版にも代表事例として掲載されている。 ◎ デジタル技術を活用した都市公共交通サービスの提供【①③】：コンゴ民主共和国「キンシャサ市都市交通マスタープラン実施促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、キンシャサ市議会で承認済みの同マスタープランの実現に向け、同技術協力プロジェクトで開発した交通ダッシュボードの開発・実装、継続的な運用に向け、現地への技術移転を実施。ダッシュボードによって、複数組織間での情報共有を円滑にし、キンシャサ市の都市交通における課題や計画等の情報を一体的に共有することが可能となった。ルワンダ「キガリ都市交通改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、GTFS（General Transit Feed Specification）と呼ばれる、バスの停留所・路線・時刻表等の情報をGoogle MAPやバスロケーションシステムを通じて提供可能とするための標準データフォーマットの整備を実施。モザンビークでは、モザンビーク「マプト市都市公共交通改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）モバイルビッグデータを使った交通調査を実施。通常の交通需要予測モデルとは異なる視点から人の移動の把握を行い、その結果をマスタープランの見直しへ活用している。 ◎ 電子基準点により建設分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進【①③】：カンボジア「土地管理及びインフラ開発のための電子基準点整備プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で、プノンペン、シェムリアップ、ストゥントレンの各都市、計5か所に電子基準点を導入し、地籍地理総局のデータセンターの整備、運営・維持管理能力の向上及び高精度測位情報の利活用促進のための協力を実施した。同技術協力プロジェクトの成果を踏まえて、カンボジア「全国電子基準点網整備計画」（無償資金協力）により全国を網羅する電子基準点（94点）を整備する。電子基準点網の整備を通じて、高精度測位を用いた効率的な測量の推進や土	とを期待する。デジタル技術の活用では、実証的進めているものの成果と教訓を踏まえて、他国にも横展開すること検討に加え、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を積極的に提案していくことを期待する。 「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC Asia Zero Emission Community）」構想やアフリカパワープールの取組の下で、相互依存を深めながら構想を実現するため、開発途上国、大学・研究機関、民間企業、公的機関、援助機関、財団、教育機関等と密接に連携しながら、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立に取り組む協力を実施することを期待する。 また、開発途上国の民間セクターの成長に向け、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャルスタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた事業展開など具体的な検討を期待する。 (2) 対応 2023年3月に発表された日本政府の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新プラン」や「インフラシステム海外展開戦略2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせた運輸交通インフラ整備に向けた事業や、今後10年程度を目途とした海上保安分野の協力計画を策定のための基礎調査等を実施した。 また、AZEC 構想の促進のため、資源エネルギー庁や大学等の助言を得つつ、インドネシアやカンボジア、ラオスでエネルギー・トランジションに向けたマスター	援に迅速に取り組み、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、コンゴ民主共和国、ルワンダ、モザンビークにおいてデジタル技術を活用した都市公共交通サービスの提供を行ったほか、以下の特筆すべき実績が認められた。 - 地雷除去機等の機材をはじめとする必要資機材等の調達や、地形図作成等の技術協力、更に、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議に合わせた招へい事業等、外交上の大きな貢献であると評価しうる各事業を実施した。 イ. 運輸交通 円借款により、インドにおいて新幹線方式を採用した高速鉄道を建設する、インド高速鉄道事業の加速に加え、モザンビーク・ナカラ港の完工式等による FOIP への貢献等、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 - インドでは、「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業（第五期）」（円借款）を対象とした借款契約に調印し、施工が本格的に進められている。また、長期専門家派遣や、現地での技術研修、本邦での研修を開始したほか、ソフト面の支援も本格的に開始した。 ウ. 資源・エネルギー 【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況 エネルギー・トランジション政策・計画の策定支援や次世代脱炭素技術の開発と実装支援等を通じて、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立を促進する取り組みを行っており、年度計画における取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 - エネルギー・トランジションクラスター事業を策定し、バン格拉デ
--	--	---	---	---	--	--	--

	際、官民連携を通じて多様なリソースの力を引き出し、都市計画等で定められたビジョンに沿った開発を実現するため、その基礎となる都市行政に係る制度、計画、人材等の能力開発や、地理空間情報の整備を重視する。 イ 運輸交通人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく連結性を高めるための支援を行う。その際、低炭素社会の実現及び人々の利便性向上に貢献する質の高いインフラ整備とその適	備・維持運営を支援する。また、低炭素社会の実現に貢献する公共交通を含む質の高いインフラ整備とその利用促進に取り組む。協力に当たっては、世界各国の首都並びに人口300万人以上の都市圏が円滑に結ばれる社会を目指す「グローバルネットワークの構築」、海上保安能力強化、道路アセットマネジメント、道路交通安全、都市公共交通の推進やインフラの適切な運営の確保を重視する。なお、新型コロナウイルスを含む感	Open Indo-Pacific、以下「FOIP」という。)や「インフラシステム海外展開戦略2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせた運輸交通インフラ整備に向けた事業を実施する。 - 質の高い道路アセットマネジメントシステムの導入及び活用の支援を、産官学連携や地方リソースを活用し効果的に実施する。 - 道路交通安全に関し、SDGsの目標である2030年までに世界の交通事故死傷者数半減に貢献すべく、デジタル技術も活用した交通取り締まり強化、安全教育、交差点改良、交通管制システム導入等の施設整備を組み合わせた支援を実施する。 - 都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、		地管理のための効率的な地籍図整備・更新及びインフラ開発の効率的な実施に寄与するもので、カンボジアにおけるインフラや建設分野のDX推進のための基盤インフラが、日本の海外インフラ輸出により整うことになった。 ◎ 機構が支援した物流マスタープランが政府に承認【③⑤】：キューバでは「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）で策定を支援したマスタープランが政府に承認された。社会主義の原則を堅持しつつ、市場主導型経済の仕組みを選択的に取り入れるという政策枠組みのもと、2030年を目標年次とする全国交通マスタープランを策定。同マスタープランに基づき、物流マネジメント能力を強化する技術協力プロジェクトを開始した。承認されたマスタープランに従い、優先プログラムを進めていくことにより課題の解決に寄与することが期待される。また、カンボジア「物流システム改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、Monitoring and Evaluation Annual Reportの内容を改訂し、公開。同レポートに含まれる越境物流を含む物流データが入手可能になったほか、物流・規制に係る法（Prakas）の作成支援を行い、カンボジア政府の承認を得た。 ◎ 作成したマスタープランが中米経済統合一般条約常設事務局（SIECA）に正式に採用【①④】：中南米地域「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）により作成したマスタープランが、SIECAにより正式なマスタープランとして採用された。また、6か国の首脳が参加した中米統合機構（Sistema de la Integracion Centroamericana：SICA）首脳会合の宣言文にて完成への祝意と協力への謝意が言及されるなど、対象となる6か国の首脳から高い評価を得た。 ◎ 日本の知見を活用して地震への対応能力を強化【③】：2015年4月に発生したネパール大地震からの復興に際し、地方政府・コミュニティのレジリエント強化を目的とした「参加型地方復興プロジェクト」と、建築基準の遵守を目的とした「安全な建物建設のためのネパール国建築基準遵守促進プロジェクト」の2つの技術協力プロジェクトを実施、日本の知見を活用して、地震災害に強い国づくり、まちづくりを支援した。「参加型地方復興プロジェクト」では、被災地域の住民参加型による災害サイクルを考慮した中期・年間計画の策定支援、コミュニティグループによる復興事業の仕組みづくりや推進、地方復興ガイドラインの作成支援を通じて、より良い復興、レジリエント強化に貢献した。特に災害時に最も脆弱で、復旧・復興のプロセスからも取り残される傾向が強い社会的弱者とされる人々の、計画づくりや復興事業への参加機会を確保し、ネパール政府の復興目標の一つである「個人やコミュニティのリスク・脆弱性削減のための能力と社会的な結束の強化」にも貢献した。東日本大震災の復興まちづくりの経験を学ぶと共に、ネパールと自然条件や観光資源が類似する山梨県の官民協力による観光まちづくりの取組事例を学び、災害前から課題となっている地域活性化や地方創生についても経験を活かした。「安全な建物建設のためのネパール国建築基準遵守促進プロジェクト」では、日本の信頼性のある建築基準法に基づく、強靱な建物の建設に関する経験・技術を活かし協力を実施。ネパールでも、2017年に建築基準法が改定され信頼性のあるものとなったが、法律遵守されないまま建物が建てられている課題がある。建築確認申請をデジタル技術を用いてオンライン化することにより現場と行政の双方の業務軽減を図り、基準法を遵守した建築の促進を実施している。 ◎ 研修の成果が中南米に展開【②】：1998年に開始したコロンビア向け国別研修「土地区画整理」に参加した帰国研修員が中心となって、研修で得た知見と日本人専門	プラン調査を開始。また、大学と連携しつつ、トランジションを担う行政官や技術者を育成するためGX人材育成プログラムを開始した。加えて、南部アフリカパワープールと西部アフリカパワープールを促進するため、両パワープール事務局と域内の電力公社の能力強化を図る広域技術協力を開始した。 さらに、開発途上国の民間セクター成長支援に関しては、スタートアップが開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた事業展開など具体的な検討を進めており、まずは2024年度に資金協力を通じた支援をアジア及びアフリカで案件形成を推進する。	シュ、インドネシア、ラオス、カンボジア、エクアドルにおいて、カーボン・ニュートラル達成に向けたロードマップ策定を支援する技術協力を立ち上げた。 エ. 民間セクター開発 開発途上国の民間人材育成、民間企業の競争力強化、開発課題の解決に貢献するイノベーションの促進に向けた支援、国内外からの投資促進、産業振興支援への取り組み等、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 - バングラデシュ経済特区（BSEZ）における包括的な開業支援、インドにおけるスタートアップ支援・イノベーション促進事業、トルコにおける地震被災中小零細企業に対する緊急支援、Project NINJAの枠組みによるスタートアップ支援の拡大等、開発途上国の民間人材育成、民間企業の競争力強化等に貢献した。 オ. 農林水産業・農村開発 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 - 日本の協力イニシアティブ「日ASEAN みどり協力プラン」に貢献するものと位置づけられている「ASEANJICAフードバリューチェーン開発プロジェクト」を開始した。 （結論） 以上により、定量指標7つ全てが120%を越える結果を得ていること、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められ、また、重要度及び困難度が「高」とされており、もって中期計画における所期の目標を量的及び質的
--	--	--	---	--	--	---	--

	切 な 運 営 の 確 保、 利 用 促 進、及 び 海 上 保 安 能 力 強 化 を 重 視 す る。 ウ 資 源 ・ エ ネ ル ギー 全 て の 人 々 が 十 分 かつ 安 定 的 な 電 力 を 持 続 的 に 手 頃 な 価 格 で 利 用 で き る 社 会 を 構 築 す る た め の 支 援 を 行 う 。 ま た、鉱 物 資 源 賦 存 国 に よ る 自 国 資 源 の 持 続 的 な 管 理 ・ 利 用 を 促 進 す る た め の 支 援 を 行 う。 そ の 際、 電 力 供 給 を 可 能 と す る 電 気 事 業 体 制 の 構 築、 エ ネ ル ギ ー 利 用 の 低 ・ 脱 炭 素 化、鉱 物 資 源 管 理 を 担 う 人 材 の 育	染 症 等 へ の 対 応 を 念 頭 に、 国 境 通 関 や 港 湾 手 続 き、空 港 出 入 国 手 続 き の DX 化、公 共 交 通 に お け る 非 接 触 シ ス テ ム 導 入 や 適 切 な 換 気 等 の 感 染 対 策 の 促 進 等 に よ り 利 用 者、関 係 者 の 接 触 機 会 回 避、感 染 症 の 予 防 に 向 け た 施 策 の 導 入 を 図 る。 ウ 資 源 ・ エ ネ ル ギー 全 て の 人 々 が 十 分 かつ 安 定 的 な 電 力 を 持 続 的 に 手 頃 な 価 格 で 利 用 で き る 社 会 の 構 築 に 貢 献 す る た め、電 力 供 給 を 可 能 と す る 電 気 事 業 体 制 の 構 築 と と も	交通事故の増 大等が生じて いることか ら、環境負荷 低減に資する 都市鉄道やバス等の公共交通 システムの 導入に向けた 支援（組織体制構築、人材 育成、公共交通利用促進策 の策定・実施等を含む）を行う。 • FOIP等地域の 連結性強化のため、港湾・ 空港・国際回廊等に係る計画 策定や施設整備を行う。 あわせて、運営維持管理、 海上保安能力強化等の協力 を行うことにより、ハード・ ソフト一体となった協力を 展開する。 ウ 資源・エネルギー • カーボン・ニュートラル （CN）に向けたエネルギー・ トランジション促進のため、 我が国のCN政策・制度や次 世代脱炭素技術を開発途上 国に紹介し、アジア	家とのネットワークを生かし、当時治安の悪化等により都市部への人口流入で開発 圧力が高まったコロンビアの主要都市で土地区画整理事業を展開した。さらにコロ ンビアで中南米諸国を対象とした第三国研修を実施し、土地区画整理手法と法制度 の中南米諸国への普及、展開を行った。その結果、コスタリカ、パナマ、ペルー、 エクアドル等で土地区画整理事の実施を可能とするための都市計画法制度の改訂が行 われる等の成果をあげている。その後、国別研修と第三国研修への参加者による 300 名に及ぶ帰国研修員のネットワークが自立的に発展した。2023 年 11 月、社会 基盤部都市地域開発グループ長がこれら経緯を区画整理士会報第 225 号で、日本で の国別研修がきっかけとなり、コロンビアにおいて土地区画整理が発展したこと、 コロンビアの帰国研修員が土地区画整理のコロンビア国内での実践と復旧を継続す るとともに、第三国研修の実施による中南米諸国への普及、展開が行なわれている ことを広く発信した。現在コロンビアは、中南米における土地区画整理、その手法 を用いる公共交通志向型開発（Transit-Oriented Development）のナレッジハブと して機能している。機構がペルーで実施する「公共交通中心の都市開発（Transit Oriented Development：TOD）能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェク ト）、及びボリビアで実施中の「サンタクルス都市圏 BRT（Bus Rapid Transit）整 備と一体となった持続可能な都市開発促進プロジェクト」（技術協力プロジェク ト）において、プロジェクトのカウンターパート等がプロジェクト実施期間中にコロ ンビアを訪問し、コロンビア側のキーパーソンとの面談、ボゴタ市、メデジン市 の取組の視察等を行う等、コロンビアの先行事例から学んでいる。2024 年 2 月 7 日には、中南米諸国に広がる帰国研修員が、そのネットワークを発展させた中南米 都市計画家協会（Latin American Association of Urban and Territorial Planners）を設立し、第一回総会をボゴタで開催。中南米 13 か国から 20 名、コロ ンビアから 20 名、合計 40 名の帰国研修員が参加した。今後は、土地区画整理や都 市開発により中南米における都市問題、社会問題を解決していく、との理念のも と、同協会のコンサルティング活動が展開されていく見通しである。	○ タンザニア「TOD都市開発能力強化支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト） 及びインドネシア「ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ3」 （技術協力プロジェクト）において、本邦研修時に本邦民間企業向けセミナーを開 催。TODの実施促進に向けて、成長著しいタンザニアに対し、本邦企業が目を向け るきっかけとなるよう、事業の概要と投資機会について発信。同様にインドネシア 「ジャカルタ首都圏都市交通計画統合プロジェクトフェーズ3」について、海外エコ シティブロジェクト協議会（J-CODE）へプロジェクトでの取組・進捗を共有した。 ○ ブラジル「持続可能な都市開発能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト） は、日伯双方向の学び合い促進のため、従来の日本人専門家の相手国への派遣を中心 とせず、日伯双方の行政首長（クリチバ市長来日含む）・自治体職員・有識者を 含めた本邦研修・招へいとクリチバへの渡航を6回組み込む形で実施した。両国が 取り組む。高齢化社会への対応、気候変動対策、防災、都市計画に係るデータプラ ットフォームの整備などについて情報意見交換を行い、刺激を受け合うとともに、 クリチバ市都市計画研究所（IPPUC）に対して政策提言を行った。プロジェクト全 体を通して、日本側は、クリチバ市と姉妹都市である姫路市をはじめ、12自治体の 参加があり、国際的な都市間交流の活性化にも寄与した。		に上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 都市・地域開発分野では、新たな都市開発課題に対し、デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を期待する。 運輸交通分野では、SDGsの実現、質の高いインフラ、2050カーボン・ニュートラル等を見据え、各セクターの課題に対して、他セクター／パートナーと連携した課題の特定、案件形成を期待する。その際、宇宙衛星、デジタル、AIなどを活用したDX推進にも積極的に取り組むことを期待する。 資源・エネルギー分野では、①エネルギー・トランジション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内でのエネルギー安定供給、④カーボン・ニュートラル実現に必要な戦略物質の安定供給を国内外の様々なパートナーと共に促進するクラスター協力戦略への取り組みを期待する。 民間セクター開発分野では、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャルスタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた案件形成を期待する。 農林水産業・農村開発分野では、治安・政情不安等によるサプライチェーンの寸断や、自然災害・異常気象による負の影響を軽減し、事業の成果を高めるための効果的な対策の実現に期待する。 ＜その他事項＞ （有識者からの意
--	--	--	--	--	---	--	--

	成を重視する。 民間セクター開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、質の高い成長を促進するための支援を行う。その際、開発途上国企業の競争力強化、産業の多角化やイノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、投資促進を重視する。 オ農林水産業・農村開発農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給を通じた	に、エネルギー利用の低・脱炭素化を支援する。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するため、鉱物資源管理を担う人材の育成を支援する。協力に当たっては、送配電ネットワーク強化、水素・アンモニア等を含む新・再生可能エネルギー導入促進、省エネルギーの促進とともに、資源の絆プログラムによる人材育成・人的ネットワーク強化に取り組む。 民間セクター開発	を中心とする地域でエネルギー・ランジションのための計画策定支援や人材育成に取り組む。また、脱炭素技術の開発と導入を促進するための地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）や社会実験支援に資する案件形成と実施、CN促進のための技術や政策の導入に資する案件の形成、地熱ポテンシャル地域における地熱開発の促進、島しょ国における海洋温度差発電を中心とした久米島モデルの普及等に取り組む。加えて、エネルギーの需要側における省エネルギー技術の導入を促進する。 アフリカを中心に、電力アクセス向上の観点から電力供給力と安定性の強化に取り組む。特に、水力開発やパワープー		公共交通を中心としたまちづくり、コンパクトで災害に強い土地利用、都市及び居住環境改善に貢献し、ゴール 11「包摂的、安全、強じん、持続可能な都市と人間住居の構築」の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 スマートシティや TOD、気候変動緩和策、災害に強い住宅等の新たな都市開発課題に対し、デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、国際機関、自治体や民間企業を含む多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を引き続き積極的に提案していく。 デジタル技術の活用では、実証的に進めているものの成果と教訓を踏まえて、他国にも横展開することを検討していく。スマートシティ分野においては、上述の取組を通じて両国の関係強化や都市間連携強化に貢献するなど成果が上がっており、引き続き、国際機関、自治体や民間企業との連携強化を図っていく。 No.1 イ 運輸交通 (1) 業務実績 ◎ 地域の総合開発に資するナカラ港の完工式を開催【①③④】：ナカラ港は、内陸国であるマラウイ、ザンビアに続くナカラ回廊の玄関港であり、地政学的にも域内貿易の基幹港としてその重要性が認識されている。同港は 1970 年代に施設が整備されて以来、十分な改修が行われておらず、さらに一部はサイクロンの影響を受け、老朽化・損傷が進んでいる状況であった。2012 年にモザンビーク「ナカラ港緊急改修計画」（無償資金協力）を実施し、2013 年にさらなる貨物の増加に対応し、物流の改善を目指すモザンビーク「ナカラ港開発事業」（円借款）を開始、2015 年には同フェーズ 2 を開始し、港湾の改修・拡張を進めてきた。フェーズ 2 の工事が完工するに当たり、2023 年 10 月に完工式を実施した。完工式には、モザンビークのニュシ大統領、マガラ運輸通信大臣に加え、ザンビアとマラウイからも大統領が参加する等、各国の関心の高さが示された。また、同式典において、モザンビーク、ザンビア、マラウイによるナカラ回廊開発に向けた連携協定の署名も行われた。ニュシ大統領のスピーチでは、世界基準の港として言及されるとともに、各大統領から、ナカラ港が各国の発展や地域の連結性強化に重要であること、また今後の発展のために各国が協力していく旨が述べられた。日本からは外務大臣政務官が参加し、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）実現を推進する重要な港湾として言及された。 ◎ 新幹線方式の高速鉄道建設支援を加速【①②③】：インドでは、円借款により新幹線方式を採用する高速鉄道の建設を進めており、2023 年 12 月に「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業（第五期）」（円借款）を対象とした 4000 億円の借款契約（Loan Agreement：L/A）に調印する等、施工が本格的に進められている。JR 東日本の役員を長期専門家（総裁アドバイザー）として実施機関に派遣し、日本の新幹線・高速鉄道システムに関する技術的アドバイス、日印関係者の相互理解促進、円借款事業の円滑な実施支援等を開始した。また、最高時速 320km での安定走行を可能とする精密な軌道敷設を実現するため、現地で海外鉄道技術協力協会（JARTS）による技術研修を開始したほか、JR 東日本の協力により、2023 年 8 月から 9 か月間、日本においてインド高速鉄道公社の幹部候補、実務運用責任者 13 名に対して土木、軌道、電力、信号通信、車両などに関する研修を実施する等、ソフト面の支援も本格的に開始した。 ◎ 40 年前に円借款で建設されたマタディ橋の維持管理が継続【③】：円借款により		見聴取等）特になし。
--	--	--	--	--	--	--	-------------------

	食料安全保障の確保のための支援を行う。その際、持続的かつ包摂的な農業・農村開発（水産業・畜産業及び漁村を含む。また、地域の实情に応じた適切な水管理を含む。）及び加工・流通業等関連産業の振興による生産者の所得向上を重視する。	開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、開発途上国の包摂的で、持続可能かつ強じん性を兼ね備えた「質の高い成長」に貢献するため、開発途上国の民間企業の育成・成長を促す。協力に当たっては、開発途上国の企業の競争力強化、産業の多角化、イノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、国内投資及び海外直接投資の促進に取り組む。	ル促進を進める。未電化地域においては、グリッドの延伸を阻害しないよう留意しながら、農業や教育、保健、情報通信分野の開発と連携しつつ民間事業者によるオフグリッド事業を促進する。 - 資源分野においては、資源国の持続的な資源管理・利用を促進するため、資源の絆プログラムを通じた人材育成や帰国研修員とのネットワーク拡充に加え、それらの人的ネットワーク及び日本の経験やDX技術を活かした案件形成に取り組む。 エ 民間セクター開発 - アジア地域では、複合的危機下の経済状況において強じんな産業の育成を推進すべく、日本人材開発センター等の協力拠点も活用し、社会的インパクトの発現に		1983年に建設を支援したコンゴ民主共和国のマタディ橋は2023年に開通40周年を迎えた。同橋はアフリカ最初の長大吊り橋であり、同国が政情不安に見舞われた際にも、現地のエンジニアが、建設時に作成された保守点検マニュアルを頼りに維持管理が行われてきた。機構でも、現地に日本人専門家を派遣するほか、同国の技術者を定期的に日本に招いて研修を行うなど、次世代の技術者育成に向けた支援を続けてきた。マタディ橋が開通してから40年にあたる2023年8月に、マタディ橋改修のための詳細設計に関する支援を行うコンゴ民主共和国「マタディ橋及びマタディ橋アクセス道路補修計画（詳細設計）」（無償資金協力）のG/Aを締結した。同無償資金協力を通じ、マタディ橋を経由する物流・交通の安定化が図られ、同国の連結性強化と持続的な経済成長に貢献することが期待される。 ◎ セネガル向け無償資金協力が土木学会技術賞を受賞【③④】：セネガル「ダカール港第三埠頭改修計画」（無償資金協力）では、老朽化した港の岸壁を改修する際、「回転圧入工法による岩地盤への鋼管矢板打設」を採用。同手法は採用時点では、日本国内での設計基準がなく、港湾構造物への採用実績もなかったが、有識者による技術検討委員会を設立して検討を進め、設計手法を工夫して技術妥当性を検証した上で導入に至った。また、同工法の採用にあたっては、相手国政府の要望に応じて構造細目に変更を加える、維持管理マニュアルを作成するなどの工夫を加えた。省スペース、低騒音、環境配慮型の同工法はセネガル側からも高く評価されているほか、計画より5か月早く施工が完了する等、工期の短縮にも貢献した。また、これらの設計から施工までの一連の技術的検討・対応が評価され、日本の土木学会から技術賞を受賞するに至った。 ◎ 巡視船の供与により FOIP の実現やインド太平洋地域における安全保障に貢献【①③】：2024年3月にインドネシア「海上保安能力向上計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。インドネシア海上保安機構（BAKAMLA）に対し、日本が建造する大型巡視船1隻を整備するもの。インドネシアは、世界第3位の面積を誇る広大な排他的経済水域を有しており、マラッカ・シンガポール海峡等の重要な海上交通路上にあり、日本の国際物流の観点からも重要な位置づけにある。同国海域では、違法漁業、密航・密輸、自然災害等が多発しているが、同国の海上保安関係機関は、広大な海域を既存の巡視船等によりカバーするに足る能力を有しているとはいえず、巡視船等の装備の増強をはじめ、海上保安関係機関の強化が喫緊の課題となっている。この課題に対処すべく、BAKAMLAに大型巡視船を整備することで、海上法執行能力の強化、同国の海上安全の向上を通じたアジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上に寄与することが期待される。近年、無償資金協力により整備された巡視船としては最大級であり、FOIP 実現やインド太平洋地域における安全保障の観点から、日本にとっても意義の大きい協力である。同国においては、過去に海上交通保安能力向上のための船舶航行安全システム（VTS）整備・運用に係る無償資金協力及び技術協力プロジェクトを実施し、成功裏に終わっている。2024年2月には、BAKAMLA の人材育成制度の確立、研修実施能力の強化、組織間調整能力の強化などを目的とした技術協力プロジェクトも開始している。 ◎ 海上保安分野の調査により「海洋基本計画（2023年4月28日閣議決定）」が掲げる「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」に貢献【①③】：2023年11月に「海上保安分野協力戦略策定のための情報収集・確認調査」を開始した。近年、東シナ海や南シナ海において、力を背景とした一方的な現状変更の試みやその既成事実化が行われ、日本にとって重要なシーレーンに対する海上安全保障上の脅威・リスクが顕在化している。このような状況を踏まえ、シーレーン沿岸国の海洋状況把	
--	--	--	---	--	---	--

		オ 農 林 水 産 業 ・ 農村開発 農 村 部 の 貧 困 削 減 の 実 現 と と も に、 食 料 の 安 定 的 な 生 産 ・ 供 給 に 貢 献 す る た め、 包 摂 的 な フ ー ド バ リ ュ ー チ ェ ー ン の 構 築、稲 作 振 興、 水 産 資 源 の 管 理 ・ 活 用、畜 産 振 興 と 家 畜 衛 生 の 強 化 を 支 援 す る。協力 にあたっ ては、社 会 的 ・ 経 済 的 ・ 環 境 的 に 持 続 的 か つ 包 摂 的 な 農 業 ・ 農 村 開 発 を 実 現 す る た め に、 小 規 模 農 家 に よ る 市 場 志 向 型 農 業 実 践 の 推 進、コメ 生 産 量 の 増 加、水 産 資 源 の 適 切 な 管 理 と 沿 岸	貢献する起業 家を含むビジ ネス人材、本 邦企業を含む 外資系企業と 現地企業との リンケージ強 化や政策策定 支援に取り組 む。 アフリカ地域 を中心とする 他地域では、 複合的危機下 の経済情勢に おいて強じん な産業の育成 と第8回アフ リカ開発会議 (TICAD: Tokyo International Conference on African Development 、以下 「TICAD」と いう。)で重視 されている 「スタートア ップ支援を含 む社会課題解 決型ビジネス 支援」の観点 から、イノベ ーション創出 に向けたスタ ートアップ・ エコシステム (スタートア ップの創業や 成長に対し て、地域のアク ターが資金 や人的支援等 を含む様々な サポートを提供 する連携	握 (MDA) を中心とした海上保安能力を強化する必要性が高まりつつある中、各 国の海上保安能力の現状と、本来有すべき能力とのギャップを分析し、それを埋 めるために必要な協力の内容・規模を検証、優先順位付けをして、今後 10 年程度 を目途とした海上保安分野の協力計画を策定することを目指すもの。本調査を通 じ、FOIP の実現に貢献するとともに、「海洋基本計画 (2023 年 4 月 28 日閣議決 定)」が掲げる「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」の具現化を図る。 ◎ 世界道路会議において道路アセットマネジメントに関する取組を発信、関係機関との連携を強化【②③④】: 2023 年 10 月にチェコのプラハにて、世界道路協会が 4 年 に一度開催する世界道路会議 (WRC) に出席し、機構の道路アセットマネジメント クラスターの取組についてパネル紹介、動画放映、プレゼンテーションなどにより 情報発信を行った。開発途上国のみならず、先進国に対しても機構の活動を広く認 知してもらう機会となり、機構のプレゼンスを高めることが出来た。特に、技術協 力プロジェクトや課題別研修を通じ、開発途上国の人材育成を行っている点に関心 を示し、評価する来訪者が多かった。機構ブースにはトンガの運輸大臣、カザフス タンの運輸大臣顧問を初めとする高官も来訪した。インド、ケニア、マダガスカル など機構の事業のカウンターパート機関も参加しており、機構の事業への謝意が示 された。アメリカや韓国、国連交通安全基金からも機構との連携に関心が示される 等、他ドナーとの連携に向けた関係構築の契機となった。また、日本からの参加団 体・企業に対しても、機構の事業や産学官連携、橋梁維持管理に関する教育教材等 を紹介できたことに加え、各団体・企業が売りにする技術や国際活動について理解 を深めることができ、今後の連携及び本邦技術の活用が期待できる。 ○ 交通安全分野における連携の取組 2023年12月にマニラにて開催されたアジア開発銀行 (Asian Development Bank : ADB) が主催する Asia Pacific Road Safety Observatory (APRSO) の2023年度総会に 参加し、機構の交通安全の取組についてプレゼンテーション、パネラーとしての登 壇などを実施した。同総会はアジア太平洋地域の道路交通安全関係者が集うもので あり、今後の情報共有と連携強化を図る契機となった。2024年度総会は東京で開催 される予定であり、機構としても開催支援を行う予定である。 - 国連交通安全基金、世界保健機関 (World Health Organization : WHO) 、ADB等の国 際機関、日本企業 (自動車業界、損保業界) 等と、開発途上国での交通安全事業に 関する連携に向けて協議を実施した。 ○ 道路交通安全に関し、SDGsの目標である2030年までに世界の交通事故死傷者数半減に 貢献するべく、デジタル技術も活用した交通取り締まり強化、交通安全教育、交通事故 データベースの構築及びそれに基づく交差点改良、交通管制システム導入等の施設整備 を組み合わせた支援を実施する。 ○ カンボジア、タイ、バングラデシュの技術協力プロジェクトにおいて、取締り (Enforcement) 、施設整備 (Engineering) 、教育 (Education) の3Eに係る活動を展開し た。ビデオ画像による車両挙動分析による安全対策の策定なども実施した。 ○ 都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交通事故の増大等が 生じていることから、環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導 入に向けた支援 (組織体制構築、人材育成、公共交通利用促進策の策定・実施等を含 む) を行う。 ○ ベトナム及びフィリピン (都市鉄道) 並びにケニア及びセルビア (バス) において、公		
--	--	---	---	---	--	--

		コミュニティの経済活性化の両立、獣医サービスの向上、地域の実情に応じた適切な水管理の推進等に取り組む。	体）構築・発展のための取組（Project NINJA: Next Innovation with Japan）を推進する。また、「TICAD8における日本の取組」に貢献すべく、「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の実施等を通じ、現地企業の能力強化を支援し、日本と開発途上国間のビジネス推進に資する産業人材育成を実施する。 環境等への負の影響を制限しつつ、経済成長・雇用創出等、SDGsへの正のインパクトの発現を図る持続可能な観光開発を推進し、コロナ危機からの早期復興、再建に向け、観光産業全体の強じん性向上に資する取組を実施する。		公共交通事業体の組織能力向上、人材育成などの事業を実施した。		
					(2) SDGs 達成に向けた貢献 資金協力による運輸交通インフラや機材の整備、技術協力による中長期開発計画の作成、組織能力強化、人材育成等を通じ、SDGs ゴール 9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続的な産業化の促進及びイノベーションの推進」、SDGs ゴール 11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現」の達成に貢献した。		
					(3) 事業上の課題及び対応方針 SDGs の実現、質の高いインフラ、2050 カーボン・ニュートラル等を見据え、各セクターの課題に対して複合的に取り組む必要がある。そのため、運輸交通×都市・地域開発×エネルギー、運輸交通×保健、運輸交通×ジェンダー主流化など、他セクター／パートナーと連携した課題の特定、案件形成を図る。 宇宙衛星、デジタル、AI などを活用した DX 推進にも積極的に取り組むと共に、運輸交通を取り巻く変化を常に把握し、開発途上国の課題解決に有効な技術を展開する。具体的には、小型衛星コンステレーションを活用した海上保安分野における MDA 対応能力強化（違法漁業対策など）や運輸交通インフラのアセットマネジメント、道路交通管制においてプローブデータや GPS 情報に基づき AI を活用した信号制御システム開発などを検討する。 他ドナーや国際機関との情報共有及び協働を図ると共に、日本国内の民間企業や地方自治体との連携強化も引き続き図る。		
					No.1 ウ 資源・エネルギー (1) 業務実績 ◎ ロシアによる侵攻を受けたウクライナの越冬を支援【①③】：発電量が絶対的に不足するウクライナにおいて、「緊急復旧計画フェーズ 2」（無償資金協力）により、リビウ、ヴィンニツァ地域の 20 万世帯に裨益するガスタービン 2 台の供与、ドニプロ市約 27 万人に裨益する小型発電機 143 台の供与、教育施設や研究機関向けの小型発電機 102 台、オデーサ州チョルノモルスク港向け移動電源車 6 台の供与等を行った。引渡式には、上川外務大臣やヘルマン・ハルシチェンコ・エネルギー相が参加し、ウクライナ側から感謝の意が述べられた。 ◎ エネルギートランジションクラスター事業戦略の策定と各国のカーボン・ニュートラル達成に向けたロードマップ作成を支援【①③】： 「その国・地域にあった、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給を両立させる」ことを目標としたエネルギートランジションクラスターを策定した。この目標に向けて、機構は国内外の様々なパートナーと共に、①エネルギー・トランジション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内でのエネルギー安定供給に取り組むこととし、その具体的な事業戦略を整理した。 - 同クラスターの一環で開発調査にて策定を支援した「統合エネルギー・電力マスタープラン2023」が2023年11月にバングラデシュ政府に承認された。本マスタープランは、電力・石油・ガス等のサブセクター毎ではなく、これらを統合し今後2050年までの30年間にわたるエネルギーセクター全体の発展シナリオ・開発方針を策定するものであり、同時に実施管理体制の強化を支援した。エネルギー構造の低炭素社会の実現に向け、省エネを図りつつ高度技術の導入を積極的に進める方針を示しており、マスタープランの実施と定期的な見直しを通じて、新しい技術や制度など世界の最新動向を取り込みながらカーボン・ニュートラル社会に向けたトランジシ		

			Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion、以下「SHEP」という。) アプローチを通じ、アフリカのほかアジア、中南米、中東の50か国以上の小規模農家を支援する。また、オンライン研修の開発・実施により、SHEP対象国の多様化や、国際機関・NGO等開発パートナーの人材育成やネットワーク化・連携促進により事業拡充を図る。 コメ生産の安定的拡大、バリューチェーンの構築・強化を通じた稲作開発を推進する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARDフェーズ2：Coalition for African Rice Development Phase 2、以下「CARD2」という。）対象国の案件形成・実施とともにCARD2事務局	ョンを進めて行くことが期待される。 また、具体的にカーボン・ニュートラル達成の目標年を掲げる開発途上国が増えてきている中、機構は以下4か国において、その達成のためのロードマップ策定を支援する技術協力を立ち上げた。インドネシアにおいては、化石燃料への依存度が高く、余寿命の長い火力設備も多い中、これらを代替していくためには水力も含めた再生可能エネルギーを開発しつつ、次世代脱炭素技術の導入が不可欠であり、こうしたエネルギー移行のためのロードマップの作成を支援することにより、2060年までのカーボン・ニュートラル達成を支援する。またラオスにおいては、水力を含む豊富な再生可能エネルギー資源を活用し、炭素中立社会を実現するための長期のエネルギー移行マスタープランを策定する。国内の潜在的な電力需要を探り市場を多様化することでリスクを軽減するとともにクリーンな電力輸出を図り、メコン地域や近隣国の脱炭素化にも寄与することが期待される。カンボジアにおいてはADBが策定を支援した2040年までの電力開発計画を参照しつつ、目標年度として掲げる2050年までのカーボン・ニュートラル達成のために必要なエネルギー移行のロードマップを策定する。エクアドルにおいては、ガラパゴス諸島における再生可能エネルギーポテンシャルの確認や、ディーゼルと再生可能エネルギーによるハイブリッド発電システムの最適化及び省エネルギー実現に向けた計画の提案を行う新たなプロジェクトを立ち上げた。キューバにおいては、再生可能エネルギーの開発加速化に向けた電力セクターマスタープランを策定し、化石燃料への依存度を長期的に低減していくロードマップを整理した。 ◎ バングラデシュの大規模太陽光発電所の建設により気候変動対策に貢献【①②】：機構は、バングラデシュのパブナ県にて100MWの太陽光発電所を建設・運営する事業の実施を承諾した。バングラデシュは化石燃料への依存度が高く、一方で再生可能エネルギーの開発適地が限られるなどの理由から、再生可能エネルギーの開発は進んでいない。同事業は、バングラデシュで100MWの大規模太陽光発電施設を新たに整備することで同国のクリーンエネルギーによる電力供給量の増加とCO2排出量の削減効果が期待される。また、同事業は、建設・運営を民間委託して実施する予定であり、バングラデシュのエネルギーセクターにおける民間投資の呼び水としてモデルケースとなることが期待される。 ◎ 機構の専門員が外務大臣表彰を受賞【③④】：機構専門員が、鉱物資源分野において、日本の国際的なプレゼンス向上に長年貢献したことが認められ、外務大臣表彰を受賞した。同専門員は、長きにわたり開発途上国の鉱業開発に貢献してきており、特に2014年に開始した長期研修プログラム「資源の絆プログラム」において、創設期から中心的な役割を果たし、日本の資源確保戦略も念頭に置いた資源国の人材育成とネットワーク強化に努めてきた。同プログラムでは、長期留学生として日本で学んだ研修生は、2023年までに累計28か国178名に及ぶ。帰国した研修員の中には、マダガスカル鉱山・戦略資源省の鉱山局長など、要職に就いた事例もある。 ◎ GXに向けた革新と共創を実現するための取組に着手【①②③】：既存の技術のみでカーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給を両立することは困難であり、次世代脱炭素技術の開発と社会実装が不可欠である。今後も日本が技術開発をリードするには、優秀な研究者と資金が必要であるが、特に研究者の数が不足している。一方で、開発途上国の多くが日本の先端技術の共同開発に期待している。開発途上国の優秀な研究者を招きつつ（国際頭脳循環）、共同開発し、成果を両国で共同利用するための具体的な戦略をエネルギートランジションクラスターに整理し		
--	--	--	--	---	--	--

			を通じ、国家/地域の稲作開発戦略の策定・改訂等に参画する。 - 特に、食料安全保障リスクが高いアフリカ地域に対しては、食料・農業セクターの強じん性強化を通じた人間の安全保障の実現に向けて、2022年度に立ち上げた「JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブ - パートナーとの協働による食と農業開発を通じた『人間の安全保障』の実現」を推進する。併せて、農業機械化を通じた農業生産の向上を目指し、日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology : AFICAT）を推進する。 - 農家の生計向上や食料の安定供給に資するフードバリューチェーン（以下	た。その中で、GX長期研修プログラムを立ち上げ、2023年度は社会科学コースで2名を受け入れた。トランジション政策やトランジションモデル分析の中核人材の育成に資するものであり、来年度は、エンジニアコースも立ち上げ、核融合や宇宙太陽光に係る人材育成も開始予定。その他、バングラ/エネ省次官、ラオス/エネ鉱山省大臣、モンゴル/首相補佐官等に対し、研修事業や招聘事業を通じ、水素・アンモニア利用や高温ガス炉など、次世代脱炭素技術を紹介した。 ○ 「日本国民を含む誰もが安定的に資源利用の恩恵を享受できる世界の実現に貢献する」ことを目標とした資源の絆クラスター事業戦略を策定した。この目標に向けて、機構は資源ポテンシャルの高い開発途上国の人材育成と彼らとの共創に焦点を当て、それらの国々が海外から技術を導入しつつも自主的な開発ができるようにして、自家消費分を賄えるようになるとともに、希少鉱物資源等の国際市場への供給量を増やして市場が安定化することに取り組むこととし、その具体的な事業戦略を整理した。また、今年度は長期研修プログラム「資源の絆プログラム」開始から10年の節目となったことから、全在校生や一部卒業生による経験の共有や著名人による講演等を盛り込んだ10周年記念式典を国際会議として企画し、100名を超える参加を得て開催した（11月）。アフリカ最大の鉱業国際会議であるAfrica Mining Indabaにも初出展を行い、アフリカの鉱業開発に関心のある企業及び政府関係者に同プログラムの成果を大々的に発信した（2月）。それらの機会を通じ、ザンビアやマダガスカルにおいて、自国において枢要な立場で活躍する帰国研修員との共創による具体的な事業形成に取り組んだ。 ○ ケニア「東アフリカ大地溝帯に発達する地熱系の最適開発のための包括的ソリューション」（科学技術協力）及びエルサルバドル「熱発光地熱探査法による地熱探査と地熱貯留層の統合評価システム」（科学技術協力）において、日本地熱学会で9本の論文・ポスター発表を行い研究成果として発信した。 ○ 南部アフリカ各国間で電力を融通する「南部アフリカパワープール」の促進のため、広域連携強化プロジェクトの立ち上げたほか、ヨルダン・イラク・エジプトにおける電力の地域間協力のためのアドバイザー派遣を開始した。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 エネルギー・トランジション政策・計画の策定支援や次世代脱炭素技術の開発と実装支援等を通じて、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立を促進しており、SDGs ゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」及びSDGs ゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針 多くの先進国が2050年までのカーボン・ニュートラルを宣言し、開発途上国では2060年あるいは2070年までの実現を目指す国が増えつつある。カーボン・ニュートラル社会を太陽光や風力、電気自動車などの今ある技術だけで実現することは困難であり、次世代脱炭素化技術の開発と導入は大きな鍵となっている。自国の経済成長を阻害するエネルギー・トランジションを受け入れることは開発途上国にとって困難。さらに、ロシアのウクライナ侵略後の資源価格高騰等の影響で、エネルギー安全保障の重要性が改めて浮き彫りになっている。これらを考えれば、カーボン・ニュートラルは、安価なエネルギーの安定供給と両立させなければ実現できない。このため、①エネルギー・トランジション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内でのエネルギー安定供給、④カーボン・ニュートラル実現に必	
--	--	--	---	--	--

			「FVC」という。)について、生産から加工・流通・消費に至る各段階の付加価値を高め、包摂的かつ持続的なFVCの構築を支援する。 - 日本の有用知見である「共同管理」「水産フードバリューチェーン」「里海」を活かし、水産資源の持続的な利用を含む水産ブルーエコノミー振興に取り組む。 - 小規模畜産農家の所得向上と人獣共通感染症を含む家畜疾病の対策強化に向け、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に取り組む。 - 気候変動にぜい弱な開発途上国の状況等を踏まえ、灌漑・水管理、耐候性品種の開発・普及等、気候変動に適応した農業生産に資する事業を形成・実施する。 「JICA 食と農の協働プラットフォーム	要な戦略物質の安定供給を国内外の様々なパートナーと共に促進するクラスター協力戦略を定め、同戦略に取り組む。 No.1 エ 民間セクター開発 (1) 業務実績 ◎ スタートアップ支援・イノベーション促進を通じてインドの雇用創出に貢献 【①②】：2024年2月、ハイデラバードを中心とするテランガナ州において、起業家や中小零細企業向けの能力強化、インフラ整備、事業化支援等に係る支援等を行うインド「テランガナ州における起業・イノベーション促進事業」（円借款）のL/Aに調印した。女性や地方住民等を含む起業家の発掘や、起業の促進、企業の事業拡大の促進により、包摂的な雇用機会創出及び持続的な産業発展等が期待される。テランガナ州では、州政府の政策として、起業家、起業支援者、企業、大学、研究機関、金融機関、公的機関等が結びつき、スタートアップを次々と生み出し、それがまた優れた人材・技術・資金を呼び込み発展を続ける「スタートアップ・エコシステム」の構築に積極的に取り組んできており、この動きを円借款を通じて支援するもの。 ◎ 震災で困難な状況にあるトルコの中小零細企業の事業再開・継続を支援【①②】： トルコ南東部で発生した地震で被害を受けた中小零細企業に対して緊急支援を行うトルコ「震災後中小零細企業復旧事業」（円借款）のL/Aに2023年12月に調印した。トルコにおける中小零細企業は民間企業の総売上高の65%、輸出総額の56%、雇用者数の74%を占める重要なアクターであるが、同地震により約11万社が物的損害を被ったことが確認されている。本事業は、緊急支援策として流動性資金の供給を行うことにより、中小零細企業の事業再開・継続を支援し、被災地の早期の復旧・復興に貢献することが期待されている。 ◎ Project NINJAの更なる展開によりスタートアップ支援を拡大【①②③④⑤】： Project NINJA（Next Innovation with Japan）の枠組みの中で公開イベント、ビジネスコンテスト、アクセラプログラム等を実施し、スタートアップ支援を拡大。新たに選定・支援実施中の企業は2022年度の47社から203社に拡大した。その中で、日系企業と連携・投資交渉を行うスタートアップも出てきている。アジア地域にも拡大しており、インドネシアでも2021年より活動を展開し、日本センターの活動の一部としてカンボジアやモンゴル等でもスタートアップ支援を行っている。また、Project NINJAの認知度向上のため、他機関が主催するイベント（モロッコにおける「GITEX Africa」、南アフリカにおける「AESIS」、東京で開催されたGlobal Brain イベント等）にも登壇して機構の取組を発信したほか、新潮社のForesight 誌への記事の掲載（計8回）、LinkedInを通じた関係者間のネットワーク形成支援等を実施した。ナイジェリアにおける三菱商事との連携、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）との連携等、他機関との連携も継続した。また、エチオピア国スタートアップ・エコシステムアドバイザーである長期専門家について、カウンターパート機関であるエチオピア革新・技術省からは、専門家の発案のもとアクセラレーションプログラムやエコシステム発展や政策支援のための本邦や第三国での研修、他機関が主催するイベント（ドバイにおける「GITEX GLOBAL」、エチオピア国内における「Enkopa summit」等）への参加等、多様なスタートアップ支援活動を行ったことが高く評価されている。さらに、活動を通して現地の大学やVC、調査機関、他ドナーや日本のVCといった多数の国内外のスタートアップ・エコシステムアクター同士のネットワークを構築・強化した点もエコシステム発展に寄与していると考えられる。		
--	--	--	--	---	--	--

			（ JiPFA ： JICA Platform for Food and Agriculture）」の運営を通じた知見の共有・発信及び産学官連携強化、「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」による農林水産分野の知日派人材の育成を強化する。	◎ カイゼンの普及を通じてアフリカ国内企業の競争力向上に寄与【①②③④】：アフリカ・カイゼン・イニシアティブの年次会合をエチオピアにて実施し、オンラインを含めて 28 か国より約 390 名が参加した。特に、アフリカ連合からラランドアフリカ連合委員会（African Union Commission ：AUC）パートナーシップ局長が、AUDA-NEPAD からはベケレ＝トーマス長官、エチオピアからメラク工業大臣、国際労働機関（International Labour Organization ：ILO）、国連工業開発機関（United Nations Industrial Development Organization ：UNIDO）等ドナー関係者他が出席。また、中南米のアルゼンチン国立工業技術院や東南アジアのアジア生産性機構からも参加し、大陸間ネットワーク構築にも貢献した。年次会合後には、カイゼンを普及するため Center of Excellence 向けの能力強化研修を初めて実施し、52 名が参加した。また、同研修は無償資金協力で建設した、エチオピアの TICAD 産業人材育成センターを初めて活用し、エチオピアを拠点とした、カイゼンのアフリカ大陸への拡大を促進する大きな一歩となった。さらに、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ年次会合では、エチオピア工業大臣より、エチオピアの産業界がカイゼンの普及から大きな恩恵を受けていることを認識しており、機構の支援するカイゼン活動を通しての品質・生産性向上は、50 億ブル(約 130 億円) を超える経済的価値があると言及があった。AUDA-NAPAD トーマス長官からは 2023 年度 AUDA-NEPAD/JICA 年次協議にて、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの実績（カイゼントレーナー育成数や企業支援数等）について、評価している旨言及があった。 ◎ モーリシャスのリソースを活用してマダガスカルのカイゼンを支援【②】：モーリシャスでカイゼンを推進する組織である国家生産性競争力委員会（NPCC）は、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの主要メンバーとして活躍し、Centre of Excellence の候補として選定されているなど実績豊富であり、国外に知見を展開する意欲も高いことから、マダガスカル国内のカイゼン・アプローチの導入支援を依頼した。マダガスカルでは、NPCC の協力の下、関係省庁によるカイゼン委員会の立ち上げ、講師研修の実施等カイゼン普及に向けた活動を実施している。モーリシャスを介したカイゼンの広域展開に関しては、更なる技術協力プロジェクトを検討しており、南南協力・域内連携強化が期待される。機構のコメ生産性向上・流域管理プロジェクト（PAPRIZ）との連携の下、プロジェクト関係者・農業関連企業 30 名を対象とした 5S 研修（対面）を実施。講義 1 日に加え、精米所での 5S 実践 2 日間を行った。実践した精米所では 5S を継続的に取り入れており、機械故障の頻度の減少、顧客からのポジティブな反応等の結果が得られた。また、本研修実施以降、民間企業から研修参加要望が多数寄せられる等、カイゼンに対する関心度が高まっている。 ◎ 様々な協力の相乗効果によりバングラデシュ経済成長・発展に寄与【①③④】：経済成長を続けるバングラデシュにおいて、ワンストップサービスや経済特区開発、産業・地域開発、産業の多角化等、複合的な協力を実施することにより、バングラデシュ経済成長・発展に寄与した。具体的には、日・バングラデシュ首脳会談で言及された新たな大型産業開発・インフラ整備案件である「MIDI 総合開発計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を開始した。同プロジェクトは、産業多角化への課題がある中で、ベンガル湾産業成長地帯構想（通称：BIG-B 構想）の構想の下、モヘシュカリ・マタバリ地区の産業及びインフラ開発におけるマスタープランの策定とともに実施能力強化を支援するもの。また、現在実施中の「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）においては、	
--	--	--	--	---	--

				ワンストップサービスを開始したほか、ハシナ首相の来日を機会ととらえ、大阪にて投資促進セミナーを開催し、日本企業の関心をさらに高めた。 ◎ 機構が開発したツールキットにより観光開発の SDGs への貢献度を可視化【②④】：観光分野の取組がどのように SDGs 達成に貢献するのか数値で測定する指標ツールキット（Toolkit of Indicators for Project - TIPs）を開発した。観光開発を進める上で有効な指標で、日本国内の観光に関わる事業者も活用が可能。同ツールの開発は国連世界観光機関（World Tourism Organization of the United Nations： UNWTO）との連携協定に基づくものであり、第 25 回 UNWTO 年次会合において披露した結果、UNWTO が実施するプロジェクトにおいては、同ツールの活用が義務付けられることとなり、ADB、国際連合開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）、Meta 等他ドナー・民間セクターから注目されることとなった。また、本ツールの活用を通じて、国際協力関係者においては、SDGs に対する観光の貢献度を立証可能であり、観光事業関係者においては、観光プロジェクトと SDGs の関連性を整理し関連するアクターに客観的にアピールできる他、適切な目標を設定しプロジェクトの質と PDCA サイクルを向上することが可能。その他政府関連機関・地方自治体、観光まちづくり法人、民間事業者、金融機関、学術機関による活用が想定される。なお、利用する組織立場が持つ特性や規模により、TIPs の指標群は実態に合わせてカスタマイズが可能。 ◎ 「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」を機会に日本とモンゴル・中央アジアの観光ネットワークの構築を促進【②⑤】：モンゴル及び中央アジアの広域的な観光支援として、例えば、世界最大級の観光博覧会である「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」（主催：公益社団法人日本観光振興協会、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）、日本政府観光局/開催実績：世界 70 か国・地域から 1,275 企業・団体が出展、来場者 148,062 人）におけるモンゴル、中央アジア 5 か国共同出展支援を実施。広域連携促進を目的とした機構の協力により実現したものであり、2023 年度は、インバウンド観光客誘客を強化するモンゴルも機構の協力によりブース出展も支援した結果、合計 121 件の商談会に繋げることができた。併せて、和歌山大学や和歌山県内の観光事業関係者と連携し、中央アジア向け持続可能な観光開発に係る新規課題別研修の立ち上げを開始。双方の観光関係者のネットワークが築かれ、日本側関係者にもメリットがあり地方創生にも資する取組となった。さらに、JATA と日本センターが連携し、若年者海外派遣に向けたパイロットプログラムを立ち上げし、若年層の海外派遣などを通じて、人材育成の一助としている。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 GDP の大部分が民間部門によるものであり、民間企業の成長は持続的経済成長の源泉であるため、三つのクラスター事業戦略を推進することにより、企業の成長、及び雇用増や所得の向上を促し、SDGs ゴール 8（包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する）の達成に貢献する。 (3) 事業上の課題及び対応方針 開発途上国の民間セクターの成長に必要な国内・外の民間資金の動員を促進する仕組みが求められる中、ODA による開発協力の役割を整理・検討し、具体的な協力の枠組み・事業を形成できるかが課題となっている。そのため、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャルスタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた案件形		
--	--	--	--	---	--	--

				成を進める。 No.1 オ 農林水産業・農村開発 (1) 業務実績 ◎ ロシアによる侵攻で被害を受けたウクライナの農業復興に貢献【①③】：ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）において、灌漑水路補修向けの機材、農業訓練校向けの実習用機材等の整備を実施した。また、生産性増大に向けた試験栽培用種子の供与、生産回復に重要な農地のアセスメント、他ドナーの協力が限定的な小規模園芸農家や女性農家向けの能力向上等を実施した。これらの協力により農業生産が回復し、農家の所得の安定化も期待される。 ◎ 東南アジアにおける持続可能な農業・食料システムの実現のためにフードバリューチェーンの強化に貢献【①②③】：地域共同体である ASEAN との間で実施する初の技術協力プロジェクト「ASEAN JICA フードバリューチェーン開発プロジェクト」を 2024 年 1 月に開始した。ASEAN 事務局との間で累次の協議・調整を経て実施に至ったもの。同プロジェクトにより、国境を越えて ASEAN 地域全体でのフードバリューチェーン振興に向けた体制・環境づくり（生産工程管理、残留農薬分析、養殖生産工程管理、官民連携、等）を目指すとともに、加盟各国とのネットワークを強化し、さらには我が国企業の東南アジア地域の農業・食品産業への事業展開を支援することが期待されている。また、同プロジェクトは日本の農林水産省が推進し、ASEAN 地域における強靱で持続可能な農業及び食料システムを構築するための日本の協力イニシアティブ「日 ASEAN みどり協力プラン」に貢献するものとして位置づけられている。 ◎ 故中村哲氏の功績を受け継ぎ地域主体の灌漑施設整備を導入【①③】：機構は 2023 年 8 月に国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations：FAO）との間で、アフガニスタン「地域社会の主導による灌漑を通じた農業生産向上計画（FAO 連携）」を対象として 13.28 億円を限度とする無償資金協力の G/A を締結した。アフガニスタンは、2021 年 8 月の政変から 2 年が経過しますが、経済制裁や国内の混乱に伴う経済悪化や、干ばつや洪水・地震等の自然災害による影響が重なり、依然として深刻な人道危機が続いており、困窮する人々への迅速な支援が求められている。中でも食料不足は危機的な状況にあり、人口の 6 割に相当する約 2,400 万人が栄養不良のリスクにさらされている。本無償資金協力は、灌漑施設改修及び持続的な施設利用に係る研修等を通じて灌漑用水供給能力の改善を図り、もって農業生産の向上に寄与するもの。また、灌漑施設の整備においては、故中村哲氏が総院長を務めた現地 NGO 団体が始めた方式であり、施設の計画から設計、建設、維持管理に至るまで一貫して地域社会の主体性を重視する PMS 方式を採用しており、中村氏の功績を受け継ぐものである。 ◎ 協力の成果が政府に正式承認され、周辺国にも展開【③④】： - バヌアツ「豊かな前浜プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、策定を支援したコミュニティ主体の沿岸資源管理アプローチが、バヌアツにおける標準アプローチとしてバヌアツ政府に正式承認され、同国内に展開されている。また、同プロジェクトにおいて、大洋州諸国5カ国及びフィジー、パラオの水産局職員や関連する技術協力プロジェクト専門家、南太平洋大学関係者を招聘した地域セミナーを開催し、同プロジェクトの成果が広く共有された。 - セネガル「広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、広く周辺国においても活用可能な水産資源共同管理ガイドラインの		
--	--	--	--	--	--	--

				策定を支援し、セネガル漁業・海洋経済省により正式に承認・公開された。2023年12月には、周辺国の水産関係者を招いた広域ワークショップを開催し、同ガイドライン・事例集の活用方法について理解を深めると共に、各国における今後の共同資源管理の普及計画について意見交換が行われ、同プロジェクトの活動成果が国内外に広く共有された。例えばギニアでは本プロジェクトで紹介した代替漁法を導入したり、ガーボベルデでは、セネガルとの地域ワークショップにて零細漁業地方審議会）LOCAL COUNCILS OF ARTISANAL FISHERS：CLPA）の運営体制等を学び、自国のプロジェクトサイトにて2つあった漁民組織を1つに統合するといった漁民組織の整備が行われた。その他の国においても漁民の意識変容や、漁民組織の行政による公的承認など、セネガルの事例が参考になった点が確認された。 ◎ 身の丈にあった小規模灌漑アプローチが政府から高く評価【③④】：ザンビアで過去10年間以上に渡り、現地の小規模農家の身の丈に合った、簡易な小規模灌漑建設を推進（COBSI（Community-based Smallholder Irrigation）アプローチ）。これまでの取組がザンビア政府に高く評価され、現在は「持続可能な地域密着型灌漑開発支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通して全10州中6州にて同アプローチを実施。一つの堰による灌漑面積は1・2ha程度であるが、これまでに2000ha以上が小規模灌漑事業によって開発。灌漑農業の実践を通じた作物の多様化や収入向上を通して、農村部における食料安全保障や栄養改善に貢献。同取組に関心を持ったモザンビーク政府が小規模灌漑サイトを視察し、本取組を高く評価。今後は開発ポテンシャルのある他国への展開が期待される。 ◎ 本邦企業と共にアフリカ農業機械化支援を推進（AFICAT）【①②】：日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology：AFICAT）推進に係る「アフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化振興に係る情報収集・確認調査」を実施。同調査を通じ、対象5か国（タンザニア、ケニア、ナイジェリア、コートジボワール、ガーナ）において現地関係者とAFICAT実施に係るMOUを結び、デモ、実証試験などを実施。加えて、2022年7月に業界の有識者やメディアの方々による現地視察、2023年5月には対象5か国の行政官及び民間関係者の招へいを実施し、本邦企業とのネットワーキングを強化。また、日本国内向けに16回、対象5か国向けに各4回のニュースレターを発行した。これら活動の結果、本邦企業36社がAFICATに参画し、18社が現地でデモ、実証試験を実施。本邦企業のアフリカ進出支援に貢献した。本取組は第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループが提唱したものであり、官民連携でアフリカ農業機械化を促進するものとして、今後も活動の進展が期待される。 ○ 小規模農家向け市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture Empowerment and PromotionProject：SHEP）アプローチの世界展開：アフリカに加え、アジア、中東、中南米地域へのSHEPアプローチ拡大に向けた取組を拡充。各地域を対象とした課題別研修（在外補完研修含む）とフォローアップを実施。アジア向け課題別研修の在外補完研修を始めてケニアで初めて実施し、アフリカの経験をアジアに波及し、両地域間での知見の創造を生む、南南協力の新たな好事例となった。結果として現在約60か国でSHEPアプローチが展開されるに至っている。また、SHEPアプローチの拡大に向けて、従来より連携している国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development：IFAD）との連携（ブルンジ、イラク）を継続、またGFRASとの連携によりアジア、アフリカの農業普及関係者へのSHEP紹介セミナーやカリブ向けのセミナーを実施した。		
--	--	--	--	--	--	--

				○ アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development：CARD）イニシアティブの推進：新型コロナウイルスによる影響が収まって以降初のCARD総会を2023年7月にコートジボワールで開催。CARDメンバー32か国中30か国、CARD支援機関14機関、南南協力実施国4か国などから約160名が参加した。機構は事務局の運営を支援すると共に、他援助機関にも更なるアフリカ稲作支援を呼びかけ。また、CARDの主要支援機関として、様々なスキームを活用して各対象国における稲作振興も支援しており、26か国において現地で事業を実施している。 ○ 家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進：ボリビアやパラグアイにおいて食肉製品輸出に係る検査及び認証体制強化のための事業の実施を進めた。また、タンザニアにおいて人獣共通感染症に係る地球規模課題対応国際科学技術協力（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development：SATREPS）の立上げを行い、大学連携を通じたワンヘルス推進の人材育成を推進している。 ○ 農業・農村開発協力における気候変動対策の取組（個別案件の推進）：エチオピア「農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、エチオピア政府の厳しい財政事情も踏まえ、補助金なしの農業保険を普及。衛星画像を用いた植生インデックス型保険を中心に、12,000人以上の農家が農業保険を購入。エチオピア政府の関心も高く、農業保険普及に係るガイドラインを作成中。また、住友商事が出資する通信会社（Safaricom）社との連携も協議中であり、今後農業保険の販売等で同社との連携が期待される。 ○ 「JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture）」において、アフリカ農業において、AFICATの活動により日本企業（産官）のアフリカ農業市場への展開、畜産・家畜衛生及び水産では世界の潮流紹介及びそれを踏まえたキャリア形成に関する情報・意見交換（学官）、循環経済を念頭に置いた有機廃棄物の昆虫利用での産学の参加、また年次フォーラムでは食品ロス・廃棄削減を通じた食料安全保障への貢献（産学官）をテーマに取り上げ知見の共有・発信及び産学官連携強化を図った。参加者実績は534名である。「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」による農林水産分野の知日派人材の育成を強化するべく、22ヶ国から31名の長期研修員が来日、19の大学院に入学した。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 農家の所得向上と農村部の経済活性化を通じて農村部の貧困削減に貢献するとともに、食料の安定的生産・供給を通じて食料安全保障への貢献図り、世界の貧困・飢餓人口が集中する農村部を対象に、「包摂的なフードバリューチェーン（FVC）の構築」、「稲作振興」、「水産資源の管理・活用」、「畜産振興・家畜衛生強化」等の農業・関連産業の振興に取り組む。これらを通じて、SDGs Goal 1（貧困をなくそう）、Goal 2（飢餓をゼロ）、Goal 14（海の豊かさを守ろう）に貢献すると共に、SDGs Goal 5（ジェンダー平等を実現しよう）、Goal 8（働きがいも経済成長も）、Goal 12（つくる責任 つかう責任）、Goal 13（気候変動に具体的な対策を）にも貢献する。 (3) 事業上の課題及び対応方針 農林水産業・農村開発分野に特徴的な課題は、他産業と共通する治安・政情不安等によるサプライチェーンの寸断による活動への負の影響に加え、人為的なコントロールが困難な自然災害や異常気象による負の影響を受けやすいことである（例：栽培や養殖によって食料になるまでには数か月から数年を要し、一般に工業製品の生産期間と比較し		
--	--	--	--	---	--	--

					て長い分、その間に受ける負の外的要因の影響が大きい)。もう一つの大きな課題として、地域ごとに自然条件や社会条件も大きく異なり、本分野はこれら条件に左右される度合いが高いため、事業ごとに必要な対応の幅が広いことがある。そのため、これらの課題による影響を軽減し、成果を高めることが事業上の課題である。 対応方針として、①国際的なサプライチェーンの寸断の影響や地域によって必要な取組が異なる複雑さの軽減のために、自然・社会条件が比較的似ている地域単位での資源循環や自立分散型の取組を行うことが挙げられる。また、②収量の増加や農家の収入向上といった成果が出るまでの長い期間にリスクが顕在化することを未然に防止するための技術の強化、例として灌漑設備の整備による水の省資源化、SHEP アプローチや FVC 構築等といった横断的な取組の実践、デジタル技術の活用によるリスク予見の精度向上による効果的な対策の実現が挙げられる。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、G7 広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニス宣言、持続可能な開発目標（SDGS）実施指針、成長戦略実行計画、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ的確な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ															
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）＊					
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度				2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数（SDGs Goa 1 3（特に 3.8）関連）	600 万人	120 万人	142 万人	154 万人	万人	万人	万人			支出額（百万円） ＊ ＊	20,987	20,192			
【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材（政策立案・決定者、普及員等）の育成数（SDGs Goa 1 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連）	4,000 人	650 人 ¹	1,142 人	2,456 人	人	人	人								
【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数（SDGs Goa 1 4（特に 4.1、4.5）関連）	1,000 万人	80,000 人 ²	84,200 人	570 万人	人	人	人								

＊項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

＊＊項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3.（2）開	2.（1）②	ア 保健医療	<主な定量的指	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	S

¹ 各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値650万人を達成する予定。

² 中期目標期間全体の目標値1,000万人に対し、2022年度の目標値を8万人と設定しているが、指標の設定当初から年度ごとに目標値が増減する想定に基づき目標値を設定しており、2023年度から2026年度に設定する目標値により中期目標期間全体の目標値1,000万人を達成する予定。

	発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） 人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等弱い立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取組の相乗効果を高めることを重視する。 ア 保健医療 平常時のみならず健康危機に際	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） ア 保健医療 新型コロナウイルスを含む感染症の脅威に備えるため、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を通じ、開発途上国における感染症の予防・警戒・治療強化及び保健医療体制整備の拡充に取り組み、将来の健康危機に際しても安定的に必要なサービスを提供できる強じんて包括的な保健システム構築をより積極的に展開する。協力に当たっては、水・衛生、都市計画、教育、栄養など他	「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づき、感染症の治療・予防・警戒強化に取り組み、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage、以下「UHC」という。）の達成を目指しつつ、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援する。協力にあたっては、以下を中心として取り組む。 - 感染症対策の強化に向けて、中核病院での診断・治療強化のためハード・ソフト面での取組を行い、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図る。	標> （定量的指標及び実績は上記1. .①参照） <その他の指標> 【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況（SDGs Goal 3 関連） 【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況（SDGs Goal 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連） 【指標 2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況（SDGs Goal 1（1.3、1.4、1.5）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連） 【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況（SDGs Goal3、4、5、10、16、17 関連）	No.2 ア 保健医療 (1) 業務実績 ◎ ロシアによるウクライナ侵攻により被害を受けた医療環境を整備【①③④】：ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）により、ロシアによるウクライナ侵攻により被害を受けた医療環境の整備を実施。医療提供能力の拡大等のための医療機材として、CT スキャナー等を調達した。また、ウクライナ保健省次官等を招き、日本の災害医療管理体制を学ぶため、災害医療体制強化に係る招へいを実施したほか、奪還地域においてプライマリ・ヘルス・ケアを実施すべく復旧・復興支援計画の策定を支援した。 ◎ ウクライナからの避難民に対する医療体制の整備を支援【①③】：ウクライナから約 60 万人が避難しているモルドバにおいて、医療機材の維持管理体制の強化を進めることにより、保健医療サービスの質と効率性の改善を図り、また、モルドバ「災害医療管理体制構築に係る情報収集・確認調査」を通じた DMAT（災害派遣医療チーム）事務局の現地派遣と招へいにより、DMAT 実施体制や各アクターの役割分担・作業手順などを共有し、緊急事態に対応できる災害医療管理体制の構築やモルドバ版 DMAT の設立準備等を支援した。 ◎ G7 広島サミットにて打ち出された政策に貢献【①②③】： - G7広島サミットにおける合意「公衆衛生危機対応のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャーの構築・強化」に貢献する公衆衛生危機スタンド・バイ借款及び成果連動型借款を創設。また、G7の開発金融機関とともに健康危機時のサージファイナンスでの協力に係る共同声明を発表した。これらの取組によりパンデミック等の公衆衛生危機の予防・備え・対応における資金の機動的な確保が期待される。 - 日本が主導し、G7広島サミットにおいて打ち出された「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（通称：トリプルI）」に機構が創設メンバーとして参加。同イニシアティブを主導することにより、民間資金動員による持続的な資金調達や、グローバルヘルス分野の社会課題の解決が期待される。同イニシアティブは、G7広島サミットにおける合意「保健システムの強化を通じたより強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成への貢献」に貢献するもの。 - G7広島サミットにおける合意「様々な健康課題に対応するためのヘルス・イノベーションの促進」に貢献する取組として、日本製ワクチンである「Mpox（サル痘）ワクチン」の国際共同臨床研究の実施促進を支援した。 ◎ 世界保健機関（World Health Organization：WHO）・UNICEF と共同で母子の健康向上に貢献するガイドラインを発表【①②③】：開発途上国では、妊娠・出産期、胎児・新生児、乳幼児の健康状態、健診記録、予防接種の記録等が整理された形で記録されておらず、妊婦が次回の産前健診のタイミングが分からない、妊娠期の危険な兆候や留意事項が参照できない、乳児に問題が生じた際に母親の妊娠期・出産時の情報がすぐに参照できない等の課題があり、母子の健康のためには家庭に持参し参照できる記録が重要となっている。機構は WHO・国際連合児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）とともに「母子の健康のための家庭用保健記録実施強化ガイド」を策定・発表した。同ガイドの策定に当たっては、機構のこれまでの母子保健に係る協力、特に母子手帳に係る知見を大いに活用し、同ガイドに反映された。また、開発途上国や支援機関がガイドを活用して家庭用保健記録の利活用を強化することができるよう、2023 年 4 月、5 月に 2 つの国際会合が開催され、合計 80 か国 400 名以上の参加者に周知された。	評価：S 根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、困難度が高いと設定されている中、業務実績のとり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 <課題と対応> (1) 前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、新型コロナウイルスの影響で、保健医療システムのぜい弱化や保健医療サービス受療の低下が引き続きの課題であり、将来の健康危機への対応を念頭に UHCの達成を目指した保健システムの強化及び保健医療サービスの維持に資する取組の推進を期待する。また、2022 年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や2023年の広島サミットで打ち出された施策に関して二国間協力での貢献も期待する。 栄養分野では、東京栄養宣言及び日本政府の栄養改善へのコミットメントに貢献するため、「JICA栄養宣言」の下、引き続き支援の推進を期待する。さらに、特にアフリカにおける栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えする農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を期待する。 その他、障害の主流化を一層促進や、国際協力におけるスポーツの活用推進などを期待する。 その他、障害の主流化を一層促進や、国際協力におけるスポーツの活用推進などを期	<評価に至った理由> （定量的実績） 【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数、及び【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材（政策立案・決定者、普及員等）の育成数の 2 項目において、目標値を 120%以上、【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数において、達成度が目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） 1. 保健医療 【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況 ロシアによるウクライナ侵攻により被害を受けた医療環境の整備、ウクライナからの避難民に対する医療体制の整備を行ったことに加え、G7 広島サミットにて打ち出された政策に貢献するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 - モルドバにおいて、ウクライナからの避難民に対する医療体制の整備により、保健医療サービスの質と効率性の改善に貢献した。 - 公衆衛生危機スタンド・バイ借款等の創設をはじめとする取組により、G7 広島サミットにおける各種合意及び日本主導のイニシアティブの推進等に貢献した。 2. 栄養 【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況 2025 年の IFNA 最終年に向けて、これまでコロナ禍で停滞していた活動の加速化、IFNA の三本
--	---	---	--	---	---	--	---

	しても安定的に必要な保健医療サービスを提供できる保健システムの構築の支援を行う。その際、新型コロナウイルス感染症の感染症対策も念頭に、保健医療施設への物理的・経済的アクセス改善も含めたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた保健医療体制強化を優先しつつ、母子保健・高齢化対策、予防・警戒・治療の各段階での感染症対策や感染症に強い環境整備の取組を重視する。 イ 栄養低栄養、過栄養等の不適切な栄養状態の改善及び発育不良や生活習慣病等栄養不良に起	の開発課題における感染症対策を含む保健医療の主流化にも留意する。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した保健医療体制強化のため、母子保健、非感染症疾患、高齢化対策、感染症対策等の分野のサービス提供における支援に取り組む。同時に、UHCの達成に不可欠な医療保障制度の強化にも取り組む。 イ 栄養栄養状態の改善に貢献するため、慢性的な低栄養とともに、過栄養に対する取組を支援する。協力を当たっては、「東京栄養宣言」を踏まえ、「JICA	- 質の高い母子継続ケアの強化に向けて、母子手帳等の活用も促進しつつ、妊産婦・子どもに質の高い保健サービスを継続して提供する体制の強化を目指す。 - 医療保障制度の整備をはじめとするUHCの達成を目指した保健システムの強化に向けて、保健サービスへのアクセス改善に資する保健財政面の強化とともに、財政面へ影響を与える非感染性疾患や高齢化対策等にも取り組む。 - ウクライナに対し、医療施設・機材等の被害状況並びに支援ニーズを迅速に確認し、緊急的に必要な医療サービスの復旧・改善を推進する。ま	◎ 技術協力の成果大きなインパクトを発現【③】： - ガーナ「北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、6年間の協力の結果、地域看護師資格を持ち駐在地域保健師養成研修を受講した駐在地域保健師が配置され、保健サービス提供を行っている保健施設へアクセスできる人口が、協力前の約111万人から約412万人と約4倍に増加した。また、保健スタッフが配置された基本的保健医療サービスにアクセスできる人口は、協力前の約346万人から約566万人と約1.6倍に増加し、協力対象地域の約95%の人口が保健サービスにアクセスできるようになった。 - コンゴ民主共和国「保健人材開発支援プロジェクトフェーズ3」（技術協力プロジェクト）では、5年間の協力で適正な人材管理に関する戦略を含む州保健人材開発計画の策定を支援した結果、協力の対象州以外の9州でも同計画が策定されるなど、協力の成果が国全体に波及した。 - ブルンジ「母子保健サービス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、4年間の協力の結果、コロナ禍等の困難な状況であったにも関わらず、ブルンジの対象2県（ギテガ県とムワロ県）の新生児蘇生の成功率が89%から95%に上昇する等の成果が得られた。 ◎ コレラの流行に対して迅速に支援【③】：2023年10月から、ザンビアでコレラが流行したが、流行開始時に実施中であった技術協力プロジェクト2件「ルサカ郡総合病院運営管理能力強化プロジェクト」及び「感染症対策のためのラボサーベイランス強化プロジェクト」により、コレラ対策に関する支援を迅速に実施した。前者のプロジェクトでは、ルサカ内で基礎的保健サービスをカバーする5つの病院において、各病院との共同によるコレラ治療センターの整備を支援し、後者のプロジェクトでは、コレラの検査を行う国の検査機関を支援しつつ、ザンビア政府と初めてとなる国レベルのコレラサーベイランス体制の立ち上げ支援も実施した。また、2024年2月には日本から調査団を派遣し、必要とされているコミュニティにおける経口補水液の活動支援や、検査の技術的支援、データ・情報解析支援を実施し、ザンビア側から総じて高い評価を受けた。 ○ エルサルバドルを対象とした地球規模課題対応国際科学技術協力（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development：SATREPS）「シャーガス病に係る統合的研究開発プロジェクト」において、5年間の協力の結果、共同研究を行うことにより、シャーガス病の研究開発能力が強化され、プロジェクトに関連したテーマ（病原体の特定、候補薬の開発、植物由来のリード化合物の生成）で国際的なジャーナル誌に4編の論文が掲載された。 ○ アメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development：USAID）及び韓国国際協力団（KOICA）との覚書によりガーナにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に貢献：USAID及びKOICAとガーナ共和国北部5州（アッパーウエスト州、アッパーイースト州、ノースイースト州、サバンナ州、ノーザン州）における保健分野の援助協調に関する協力覚書を締結。機構、USAID、KOICAの三者による覚書の締結は、今回が初の事例となる。機構、USAID、KOICAは、これまでガーナの首都アクラから遠く離れ、基本的な保健医療サービスを受けにくく、貧困率も高いガーナ北部5州の人々のために協力して保健医療の支援をしてきたが、ガーナの保健医療状況の改善のため、三者が情報交換を行い、それぞれの持つ保健医療支援に関するノウハウや資源を一層効果的に使えるよう、覚書を締結した。	待する。 （2） 対応 新型コロナウイルスの影響で露呈した保健医療システムのぜい弱化や保健医療サービス受療の低下に対して、引き続き上記のとおり医療施設整備、保健人材育成、サービスの質向上に協力して保健システムを強化することにより、UHCの達成を支援した。2022年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略における目標である公衆衛生危機に対するPPR（予防・備え・対応）の強化について、各国サーベイランス能力の強化及び医療施設の拡充を行うとともに、政策制度支援や人材育成を通じてUHC達成への協力を実施した。2023年のG7広島サミットで打ち出された施策については、トリプルIへの創設メンバーとしての参加やMpoxワクチンの国際共同臨床研究の実施促進により貢献した。 栄養分野では、「JICA 栄養宣言」の下、栄養改善を推進する栄養コア人材の育成などの支援を推進した。栄養不良の深刻化が懸念されるアフリカでは、モザンビークの母子栄養サービスの協力を継続している。 障害主流化の促進のため、他の国際協力機関の障害主流化に係る方針や実績、障害主流化が図られた機構の事業の経緯や関係者の役割の分析等を行い、制度化を検討、職員向けの研修等の具体的な取組を開始した。また、スポーツを通じた開発に資する取組として、JICA 海外協力隊体育・スポーツ隊員の派遣をはじめ、カンボジアの「小学校から高等学校まで一貫した高い	柱であるアドボカシー、行政官能力強化、現場事業実施のいずれにおいても着実な成果を出している。また、マダガスカルの技術協力プロジェクトで実施されたインパクト評価では、介入前後で顕著な結果が見られ、栄養啓発に農業、保健、水衛生の各モジュールを加えた栄養改善のためのマルチセクトラルな研修パッケージの効果が示された。 3. 教育 ロシアによるウクライナ侵攻により破壊された教育環境の再建の支援、教科書・教材開発を通じた学びの改善、「みんなの学校」の取組を通じた学びの改善に貢献したほか、以下に特筆すべき取組が認められる。 ・機構が設立・運営を支援した大学が世界大学ランキング国内1位入り（エジプト日本科学技術大学）を果たし、また、二国間首脳会談で友好関係の象徴として言及される（ベトナム、マレーシア、エジプト、トルコ、東ティール等）など、本邦大学等との学術交流の活発化に加え、外交上、友好な二国関係にも貢献しているといえる。 ・セネガルやエチオピアにおいて、他機関と連携し、外部資金を確保・動員することで、教育セクターの資金調達に貢献した。 ・世界14か国での教科書の作成・改良、教材開発、指導書の作成・改良、カリキュラムの改善、教員の能力強化等を行う技術協力を通じ、第8回アフリカ開発会議（the 8th Tokyo International Conference on African Development：TICAD8）における日本政府の公約「質の高い教育を900万人に提供」に貢献した。 4. 社会保障・障害と開発 【指標2-6】開発途上地域におい
--	--	---	--	--	--	--

	因する健康課題の改善に向けた支援を行う。その際、保健、農業、食料を中心としつつ、栄養の改善につながる分野横断的な取組を重視する。 ウ 教育 質の高い教育の拡充に向けた支援を行う。その際、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子、障害者等の教育機会の拡大を重視する。高等教育分野では、拠点大学の強化を通じた国の発展をリードする高度人材の輩出を重視する。 エ 社会保障・障害と開発 子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々	栄養宣言」の具現化に向けて、母子栄養改善、アフリカでの栄養改善を目指す「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」の推進、発育不良や生活習慣病対策等の健康課題の改善とともに、保健、農業・食料、水・衛生、教育等分野横断的な活動を通じた栄養改善の主流化に取り組む。 ウ 教育 質の高い教育の拡充に向け、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子・障害者等の教育機会の拡大を支援する。また、	た、ウクライナ周辺国支援として、モルドバにおいて医療機材の維持管理体制の強化を支援し、災害医療管理体制構築に取り組む。 イ 栄養 2021年12月に開催された東京栄養サミット 2021の成果文書である「東京栄養宣言」及び機構が同サミットに際し発表した「JICA栄養宣言」の推進に向けて、栄養改善に係る組織・分野横断的な取組を展開する。 - 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとする多様な国内関係者との連携を強化する。 「食と栄養のアフリカ・イニシ	(2) SDGs 達成に向けた貢献 上記のとおり様々な技術協力や資金協力等を通じて、UHC の達成や強靱な保健システムの構築を支援し、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 新型コロナウイルスが世界的に収束に近づきつつある中、人の往来もコロナ禍前のレベルにまで回復しており、現地活動が活発になっている。2022 年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や 2023 年の G7 広島サミットで打ち出される施策、新型コロナウイルスの経験も踏まえ、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援し、UHC の達成を目指す取組を推進する。 No.2 イ 栄養 (1) 業務実績 ◎ 協力の結果、食事の多様性、下痢の発生率低下といったインパクトを発現【③】： 2019 年から実施中のマダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のインパクト評価を実施。介入前の 2021 年と介入後の 2023 年を比較した結果、6－23 か月の子どものうち最低食事多様性（8 品目中 5 品目以上）を達成した子どもの割合が、22%から 27%、最低食事頻度（月齢に応じて適切な離乳食の頻度）を達成した子どもの割合が 55%から 89%、下痢の発生率が 17%から 3%にそれぞれ改善した。このうち食事の多様性については、特に不足しがちな栄養素を補うため栽培技術の指導を行った、ビタミン A を含む野菜と豆類を自家消費する受益者の増加が確認された。また、下痢に関しては、簡易装置と石鹼を使った手洗い行動の実践を普及したことが、下痢の発生率の低下に寄与したことが示唆された。全体として、栄養啓発に農業、保健、水衛生の各モジュールを加えた栄養改善のためのマルチセクトラルな研修パッケージの効果が示された。 ○ 食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（Initiative for Food and Nutrition Security in Africa：IFNA）の地域研修及びタンザニア国別研修を実施した。IFNA 事務局は 2023 年より、アフリカ地域機関（中部アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）や東アフリカ共同体（EAC）等）及び他ドナー（国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development：IFAD）、FAO 等）と連携の上、農業省・保健省等の援助機関連携担当者等を対象に、マルチセクトラルアプローチ（MSA）と栄養素に着目した栄養改善アプローチ（NFA）に留意したアクションプラン策定を支援しており（第一回：ガボンでの ECCAS 広域研修、第二回：タンザニアでの EAC 広域研修、第三回：タンザニア国別研修）、今後の研修参加者による各国でのアクションプランの実践が期待されている。本研修では、「JICA 栄養宣言」で掲げているとおり、開発途上国の栄養担当行政官の能力強化を図り、研修受講者の主体性を重視し、各国の特性・ニーズを踏まえた事業の実施支援に取り組んでいる。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 食と栄養のアフリカイニシアチブ（IFNA）を通じた国際機関との連携、資源動員を進めると共に、栄養改善を主目的とした技術協力プロジェクトの展開や関連セクター事業の栄養センシティブ化を通して、SDGs 目標 2.2（2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消）の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 2025 年の IFNA 最終年に向けて、これまでコロナ禍で停滞していた活動の加速化を図っており、IFNA の三本柱であるアドボカシー、行政官能力強化、現場事業実施のいずれ	質で学ぶ“Physical Education for All”プロジェクト」（草の根技術協力プロジェクト）、「スポーツを通じた障害者の社会参画の促進」（課題別研修）、南スーダン「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、ウガンダの難民とホストコミュニティの混成チームを含めた女子サッカー大会「TICAD CUP 2023」等を実施し、国際協力におけるスポーツの活用を推進した。	て障害者の社会参加の促進状況 日本の経験を踏まえつつ、各国の実情に適した政策の立案やサービスの導入、活動を支える行政官や関係機関の人材育成を図り、様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加の拡大に取り組み、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 - モンゴルにおけるジョブコーチ制度事業により、障害者への支援及び企業側へのアプローチを実施し、関連人件費を障害者雇用促進基金からの支出とする制度化をもたらす等、障害者雇用の促進に寄与した。 5. スポーツと開発 【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況 体育・スポーツ分野の JICA 海外協力隊員を通じて学校体育を中心にスポーツ機会の補充に貢献した。その他、以下に特筆すべき取組が認められる。 - ユニバーサルスポーツフェスティバルや「多文化 SHIZU カップ」の開催により、スポーツを通じて、日本国内において、多文化共生社会や女性のエンパワメントの推進に貢献した。 （結論） 以上により、定量指標 3 項目のうち、2 項目は 120%以上、残り 1 項目は 100%を越える結果であるが、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか、特記すべき定性的な成果が多数見られること、さらに、それらは、中期目標において重要度及び困難度が「高」に設定されている中、質的にも顕著な成果が認められることから、もって中期目標における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られてい
--	---	--	--	---	---	--

	の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を行う。その際、人材育成支援、障害者の開発プロセスへの参加促進、バリアフリー化や情報保障の推進等開発事業への障害の視点の組込を重視する。 オースポーツと開発全ての人がスポーツを楽しむ権利があるとの国内外の共通の理念のもと、開発途上地域におけるスポーツへのアクセスの向上を通じて精神的な豊かさをもたらすための支援を行う。その際、スポーツを通して、心身ともに健全な人材育成、障害者や女性等の社会包摂、平和構築、人間	開発途上地域の拠点大学の強化を支援し、国の発展をリードする高度人材の輩出を促進する。協力に当たっては、良質な学習教材の開発・普及、コミュニティとの協働を通じた教育改善（「みんなの学校」等）、女子教育に焦点を当てた教育機会の拡大及び教育施設の拡充、日本の教育の特長をいかした子ども同士が対等な立場で協調性を育む活動（学級会、清掃等）、音楽、体育等の普及にも取り組む。高等教育分野では、本邦大学や他国の拠点大学との間のネットワークを構築しつつ、拠点大学の教育・研究能力の	アティブ」（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」という。）においては、各国政府・地域経済共同体（RECs）・開発パートナーとの連携やJICA海外協力隊との協働により、アドボカシー推進を通じた栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組む。 ウ 教育 質の高い教育の拡充を目指した事業を行う。基礎教育分野において、具体的には、学習において最重要なツールである教科書・教材開発を行うとともに、	においても着実な成果を出しつつある。一方で国際プラットフォームである「IFNA」の役割として想定されていた国際機関との連携促進、資源動員については、十分な成果に至っているとは言い難い状況。現在、外部コンサルタントを活用した IFNA 事業レビューを実施中であり、これまでの機構による IFNA への貢献と課題を踏まえて、2026 年以降の Post-IFNA における機構の役割、及び栄養に係る取組について方針の検討を予定している。引き続き、アフリカにおける栄養改善に向けた取組については重視すると共に、食料確保を下支えする農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を行っていく予定。 No.2 ウ教育 (1) 業務実績 ◎ ロシアによるウクライナ侵攻により破壊された教育環境の再建を支援【①③】：ウクライナ「緊急復旧計画」（無償資金協力）及びウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）において、ウクライナ教育省が避難民の学びのハブとして設置を進めている Digital Learning Center (DLC)全 200 か所のうち約半数に対し、パソコンや Wifi ルーター等の教育機材を供与した。また、東日本大震災の経験に基づき、子どものメンタルヘルスケアに関する動画を作成し、ウクライナ国内約 1 万人以上の心理ケアに携わる教員等に共有した。さらに、既存学校への教科書・教育機材、国内避難民や除隊兵士向けにニーズが高まると見込まれる職業訓練校への機材整備も予定している。また、ポーランドに滞在中のウクライナ避難民の就職・生計向上のためにポーランド日本情報工科大学において、避難民向けの IT スキル研修を実施し 86 名が受講した。 ◎ 機構が設立・運営を支援した大学が世界ランキング入り【③④⑤】：機構が設立・運営を支援したエジプト日本科学技術大学（E-JUST）がイギリスの教育データ機関の世界ランキング「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション（THE）世界大学ランキング 2024」において、601～800 位の中に入った。エジプトの大学の中では第 1 位となり、世界の中でも 1000 位内に入ることにより、国際的な認知度が向上した。日本における認知度も向上したことにより、東京都知事のイニシアティブによる東京都立大との交流等、本邦大学との学術交流も活発化した。 ◎ 二国間の友好関係の象徴となる大学の新設・運営を支援【①③⑤】：機構は、これまでマレーシア日本国際工科院（MJIIT）、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）、トルコ日本科学技術大学（TJU）、東ティモール国立大学、筑波大学マレーシア分校等の設立・運営を支援してきたほか、アセアン工学系高等教育ネットワーク（SEED-Net）の構築も支援してきている。これらの大学は、両国首脳会談において両国の友好関係の象徴として言及されることが多く、2023 年度も秋篠宮皇嗣殿下・妃殿下、森補佐官、公明党山口代表のベトナム訪問時、2 度の日越首脳会談、日・マレーシア首脳会談、日・エジプト首脳会談、日・トルコ首脳会談、日・トルコ外相会談、日・東ティモール首脳会談、日・ASEAN 友好協力特別首脳会議等において言及された。また、これらの大学やネットワークは、本邦大学との学術交流のハブとなっており、国際頭脳循環の観点からも極めて重要な拠点となっている。 ◎ 他機関と連携した政策借款を通じ外部資金を獲得【②③】：セネガル「教育セクターのための開発政策借款」（円借款）は 2022 年 12 月に開始したが、同政策借款を通じ、フランス開発庁（AFD）、カナダ、EU と連携し、国際基金である教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE: Global Partnership for Education）のマ	ると認め、「S」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 保健分野では、2022年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や2023年のG7広島サミットで打ち出された施策、新型コロナウイルスの経験も踏まえ、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援し、UHCの達成を目指す取組を期待する。 栄養分野では、2025年のIFNA最終年に向けて、引き続きアフリカにおける栄養改善に向けた取組については重視すると共に、食糧確保を下支えする農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を期待する。 その他、途切れない子供の学習機会への支援や、社会保障・障害と開発分野プラットフォームを活用した様々な主体とのネットワーク構築、国際協力におけるスポーツの活用推進などを期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） 特になし。
--	---	--	---	--	---

	の安全保障の推進を図ることを重視する。 強化を行い、高度人材の輩出と研究を通じた知識共創に取り組む。 エ 社会保障・障害と開発 社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。協力に当たっては、国連障害者権利条約を踏まえ、バリアフリー化、障害者団体の強化、就労及び情報保障の改善等の障害に特化した取組とともに、教育、防災、観光、インフラ整備等の事業から障害者が取り残されないよう「障害の主流化」に取り組む。 オ スポーツと開発 幸福で精神的に豊かな生活を営め	学習支援者としての教師の職能開発を行うことを基本とした「教科書・教材開発を通じた学びの改善」に取り組む。また、教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校との間で信頼関係を構築することで、学校だけではなく地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を進める。これらを通じ、教育改善及び初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大に取り組む。 さらに、ウクライナに対し、教育施設・機材等の被害状況並びにソフト面（平和教育、メ	ルチプライヤーファンド40百万ドルの獲得に貢献した。政策借款の資金を原資としたものであり、同ファンドの資金を管理するAFDと連携し、機構は教育行政アドバイザー及び実施中の技術協力プロジェクトを通じてファンドを用いた事業の実施も支援する。また、エチオピアにおいては、UNICEFと連携した無償資金協力の贈与契約（Grant Agreement：G/A）を締結し、同案件にて紛争の影響で甚大な被害を受けた学校や水・衛生施設を整備し、質の高い教育の提供を支援する。加えて、同無償資金協力を原資にGPEのマルチプライヤーファンドを獲得（約269万ドル）し、教育省の外部資金動員にも貢献した。 ◎ 教科書・教材開発を通じた学びの改善に貢献【①②③】：ラオス、ネパール、パプアニューギニア、エルサルバドル、ニカラグア、モザンビーク、ルワンダ、エチオピア、セネガル、モロッコ等、世界14か国で教科書の作成・改良、教材開発、指導書の作成・改良、カリキュラムの改善、教員の能力強化等を行う技術協力を実施。本取組を通じ、第8回アフリカ開発会議（the 8th Tokyo International Conference on African Development：TICAD8）における日本政府の公約「質の高い教育を900万人に提供」に貢献した。具体的には以下のような取組を行った。 - ラオスでは、小学1～5年の算数教科書及び指導書の開発、教員養成校カリキュラムの改訂、現職教員研修の実施を支援。教育省独自予算及び他ドナーの資金を活用して、開発した教科書・指導書の印刷配布予算、及びTOT及び学校レベルの研修予算を確保し、全郡で現職教員研修を実施。他パートナーと連携し、教科書の試行や印刷配布、研修実施、デジタル化などを実現した。 - ネパールでは、小学1～3年の算数児童用ワークブック及び教員用ガイドブックの開発、パイロット地域での算数指導力向上の現職教員研修、校長の能力強化研修、行政区単位での教育計画作成支援を多層的に行い、教員の質の向上に貢献。エンドライン調査の結果、協力の対象としたすべての小学校で児童の算数学習到達度は、他の小学校に比べて統計的に有意に高かった。また、パイロット校の教員は教員間で指導法についてより積極的に意見交換を行っているを確認された。 - エチオピアでは、小学校から高校までの算数・数学カリキュラムを改訂するとともに、新高校数学教科書（9～12年生）の開発を支援した。改訂されたカリキュラムに基づき、全国2,309万人の小学校から高校までの児童・生徒が学習しているほか、新教科書を活用したパイロット校の子どもたちの学力が、非パイロット校に比べて、平均点が高いことが明らかになった。 - セネガルでは、小学1～6年生の算数能力向上のため、算数ワークブックの開発と、教員の指導法改善のため支援、適切な学習支援が可能となるよう学校運営委員会の機能強化を実施中。技協でモデル開発を行い、円借款を活用してスケールアップし、これまで全国8700校のうち、5700校まで研修を実施、算数ワークブックを子どもに配布し、約150万人の子どもに裨益するなど技術協力の成果の最大化を図っている。 ◎ 地域社会全体で子どもの学習・成長を支える「みんなの学校」の取組を通じ学びの改善に貢献【①②③④】：ブルキナファソ、ガーナ、マダガスカル、ニジェール、マラウイ、マリ、セネガル等、世界10か国で、地域住民を巻き込み、地域の教育課題の解決に取り組む学校運営委員会の設置、機能強化を支援し、基礎学力の向上等に資する活動を行う技術協力を実施。本取組を通じ、TICAD8における日本政府の公約「質の高い教育を900万人に提供」に貢献した。具体的には以下のような取組を行った。 - マダガスカルでは、学校運営委員会の機能強化を通じて、11県約1万校、約165万人の子どもに質の高い教育を提供。協力を通じて、学校運営委員会の活動計画におい	
--	---	---	--	--

		る社会の実現に貢献するため、開発途上地域の人々のスポーツへのアクセス向上とスポーツを通じた一人ひとりのエンパワメントを支援する。また、障害者・女性等の社会的包摂と平和構築、人間の安全保障の推進を図ることに貢献するため、全ての人がスポーツを楽しめる環境の整備を通じた相互理解の促進と多様性を尊重する社会の実現を支援する。協力に当たっては、スポーツが持つ、人と人をつなぐ特性を活用し、平和構築等におけるスポーツを通じた相互理解、コミュニティの融和の促進に取り組む。	ンタルヘルスケア等)を含めた支援ニーズを迅速に確認し、緊急的に必要な教育サービスの復旧・改善を推進する。 高等教育分野では、各地域における拠点大学の教育、研究、大学運営能力強化支援を通じて、高度人材育成を進めるとともに、これら拠点大学と本邦大学並びに拠点大学間の地域を超えたネットワークを強化し、留学生も含める形での共同教育プログラムや開発途上国の科学技術の活用、SDGsの達成に寄与する共同研究等の連携を促進する。また、産学連携を推進するとともに、オンラインの活用を通じた質	て、補習授業を活用した学力改善の取組を導入し、対象11県10,664校の小学2-5年生の読み書き・計算能力がそれぞれ平均29%、25%改善するといった成果があった。同技術協力プロジェクトは、国際NGOのTaRL Africaと連携し、習熟度別速習法を導入し、子どもの読み書き計算能力向上に貢献、科学的根拠に基づき子どもの学力向上に効果がある介入を行った優良案件の一つとして米国シンクタンクRTI Internationalから選定され、マダガスカル政府からもその成果は高く評価された。 ガーナでは、対象3州約1,860校において学校運営委員会の機能を強化し、算数ドリルの活用等により約44万人の子どもたちの基礎計算能力向上に取り組んだ。小学校3年生と5年生の最低限の基礎計算力を身に付けている子どもの割合が24.9%と16.1%、それぞれ向上した。また、世銀と連携し、世銀の対象16州10,572校で、学校運営委員会の設置等に関する講師研修を行い、学校運営委員会の機能強化を支援した。 ○ 教育プラットフォーム、国際機関との連携／公共財発信（教育協力ウイーク）：機構、開発コンサルタント、NGOで共同運営の下、多様なテーマで22のセッションを開催し、参加者間の情報共有・意見交換を行い、組織を超えたネットワーク構築につなげるだけでなく、参加者人数は昨年度比1.5倍（約3,000人）を超え、国際協力関係者だけでなく、企業、国内の教育関係者、学生、省庁、国際機関など幅広い層からの参加が得られた。教育協力ウイークで交わされた議論を踏まえ、教育協力プラットフォームを活性化するため、具体的な活動やアクションにつなげていく予定。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 基礎教育分野においては、教科書・教材開発を通じた学びの改善や、地域住民を巻き込み地域の教育課題を解決する学校運営委員会の設置・機能化を通じて学びの改善に取り組む技術協力を行ったほか、女子や障害者等への教育機会の拡大支援を通じて、SDGs ターゲット 4.1（質の高い初等教育修了）、ターゲット 4.5（ジェンダー格差・ぜい弱層への支援）、ターゲット 4.6（基本的な読み書き・算数能力向上）、ターゲット 4.c（質の高い教員の増加）に貢献し、SDGs ゴール 4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 コロナ禍や紛争、自然災害等の複合的な危機の影響で教育・学習機会が失われたことによる不就学児童の増加、学習貧困が深刻化しており、将来的な就業機会への影響など中長期的に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。開発途上地域の教育政策・対応方針を踏まえつつ、教育分野の JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）で掲げる重点取組に基づき、子どもの学習機会が途切れることのないよう、教育行政、コミュニティ、開発パートナーと連携するほか、企業との共創にも取り組む。	
--	--	---	---	--	--

No.2

エ 社会保障・障害と開発

(1)

業務実績

- ◎ **技術協力の成果がモンゴル政府により制度化【②③】**：モンゴル「障害者就労支援制度構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、障害者雇用促進に向け育成に取り組んできたジョブコーチ制度が、モンゴル政府の障害者就労支援プログラムに組み込まれ、労働・社会保障省傘下の障害者開発庁の事業として実施されている。また、障害者雇用率が未達成の企業が支払う納付金及び政府予算を原資とする障害雇用促進基金を財源として、ジョブコーチの人件費を支出する制度も構築された。ジョブコーチは、障害者の職場適応に向け、障害者に対して職場の従業員と

			を担保した教育・研究活動の強化に取り組む。 - 教育セクター全体では、「教育協力プラットフォーム」において、大学有識者、コンサルタント、NGO/NPO、民間企業、国際機関等と連携し、これまで開発した教科書や教材を「国際公共財」として発信するとともに、教育セクターの知見共有・共創、人材育成、現場レベルの連携に取り組む。 エ 社会保障・障害と開発 - 社会保障分野では、日本の社会保障制度に学びたいという開発途上国からのニーズに応え、日本の経験を踏まえながら、社会保障政策の立案や	の関わり方や、効率の良い作業の進め方などのアドバイスを行い、事業主に対しては、本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行う。同プロジェクトでは、企業側の障害者雇用を啓発するための人材育成も実施しており、障害者・企業双方へのアプローチ強化を継続している。これまでにジョブコーチによる支援を受けて就職した障害者数は 77 名に上り、障害種別も知的、身体、視覚及び聴覚障害等多岐に亘る。また、プロジェクト終了後の継続性を見据え、モンゴル国内でジョブコーチの養成ができるよう、トレーナーの育成も行った。 ◎ インクルーシブ教育の推進により女子や障害者等への教育機会拡大【②③】：スリランカ「インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、特別なニーズのある子どもへの合理的配慮の実践や個別指導計画の作成など、インクルーシブ教育の推進にむけた支援を実施。その結果、パイロット校において、特別なニーズのある子どもに対する教員の指導能力が向上し、通常学級児童との交流及び共同学習活動が実施されるなど、インクルーシブな学校づくりが促進された。また、インクルーシブ教育の推進、学校施設整備、アセスメント委員会に係るガイドラインやハンドブック等を作成し、教育省に正式に採用された。 ○ 社会保障・障害と開発に関するプラットフォームにより共創と革新を推進：社会保障・障害と開発分野の課題解決に向けたソリューションを自由に議論し、パートナーシップを深め、共創と革新を生み出す「場」として、「社会保障・障害と開発 GA プラットフォーム」を形成。2024 年 3 月 15 日時点で障害当事者団体/NPO、開発コンサルタント、大学有識者、機構関係者等、24 組織が団体会員登録、209 人が個人会員登録している。2023 年 10 月に本プラットフォームの初回全体会合を開催。計 49 人が参加し、今後の本プラットフォームの方向性と活動内容について意見交換を実施した。 ○ エクアドル「地域における障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災の実施能力強化」（国別研修）に参加した研修員が、所属する自治体にて、大分県別府市の取組等を参考にしたインクルーシブな防災条例を制定した。同条例により、障害者を含め災害時に取り残されがちな層も排除されない防災計画の策定が促進される見込みである。障害者が避難所まで避難するための具体的な方法や、避難先で必要な設備等の詳細計画の立案等、別府市の取組を学んだ研修員は、帰国後に避難訓練を実施し、避難場所が狭いことに気づき、自治体の協力を得て十分な広さを確保する等、具体的な改善策に取り組んでいる。 ○ 日本の事例を基にインドネシアにおける社会保険制度設計に寄与：インドネシアにおいて、社会保険制度の啓発と加入者の拡大を図るため、日本の社会保険労務士制度に類似の社会保障の専門職の制度整備のために案件を継続実施した。本年度は、カウンターパートの労働省及び国家社会保障審議会が同専門職の技能基準の設定等を進めるに当たり助言を行った。また、全国社会保険労務士連合会の協力のもと、現地でのセミナー等を通じ、労働者保護・円滑な労使関係の維持に社労士が果たした役割を伝えつつ、必要な助言も行いながら同国における制度設計に寄与した。また、同じくインドネシアにおいて労働政策アドバイザーの派遣を継続し、職業相談・紹介、雇用保険の支給、雇用対策に向けたハローワークの役割の紹介や、高齢者雇用及び障害者雇用に関する取組の紹介等を実施、各種助言も行った。		
--	--	--	---	--	--	--

			実施を支える行政官や関係機関の人材育成を重点とし、日本での研修や開発途上国におけるパイロット事業の実施等を通じた実践的な人材育成を推進する。 - コロナ禍により各国で社会的弱者への支援ニーズが拡大している状況を踏まえ、特に、生活困窮者の自立生活支援や子どもの保護分野での支援に取り組む。また、社会的弱者の支援を担う人材の拡充を図るべく、福祉人材の育成に係る事業形成を進める。 - 障害と開発分野では、「障害者団体の強化等の障害に特化した取組」と「開発全体の取組において障害の視点	○ 社会的弱者の経済的自立を支援：モンゴルでは、コロナ禍を経て増加した、社会福祉手当に生活を依存せざるを得ない生活困窮者・世帯を対象に、雇用を中心とした生活再建のための制度設計を支援する案件を開始した。これらの取組はモンゴル政府が唱える「福祉から就労へ」政策に貢献するとともに、変化に対し即応が難しい社会的弱者に対するセーフティネットとしての役割を担う制度として、モンゴル政府から高い期待を受けている。 ○ エクアドルにおいて、紙の印刷物を読むことが困難な障害（読字障害、視覚障害等）のある人達の情報補償を促進する案件を開始した。本案件は、同国が批准した「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下、マラケシュ条約）の実施支援を目的とする。アクセシブルな著作物の制作方法として、Digital Accessible Information System（以下、DAISY）という国際標準規格を活用し、音声図書やマルチメディア図書（音声にテキストと画像を同期させること）の普及を図る。エクアドルでは、マラケシュ条約に批准したものの、印刷物を読むことが困難な障害のある人達ができる著作物が不足しているのが現状である。本案件でDAISY図書の読書体験会を開催したところ、音声読み上げ、読み上げ速度の変更、文字サイズの拡大、文字や背景の色の変更及び読み上げ箇所のハイライトの機能により、読書をする事ができたと多様な年齢層の利用者から好評であった。スペイン語のDAISY図書は、中南米地域の条約批准国間で広く活用されることが期待できる。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 社会保障に関連するゴール 1（社会的保護（1.3）、ぜい弱者支援（1.4、1.5））、ゴール 8（完全雇用とディーセントワーク（8.5、8.8））、ゴール 10（社会保障政策を通じた格差是正（10.4））等、また、障害と開発に関連するゴール 8（障害者就労（8.5））、ゴール 10（障害インクルーシブな開発（10.2））、ゴール 11（障害者の物理アクセス（11.2、11.7））の達成に向け、2022年度は、上述の障害者、子ども、高齢者、生活困窮者等の社会的ぜい弱層の支援を展開した。また、就労や情報アクセシビリティの改善を通じた障害者の社会参加の促進を図る事業や、防災や観光分野での障害インクルーシブな事業を実施した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 事業及び組織面での障害の主流化を一層促進するため、他の国際協力機関の障害主流化に係る方針や実績、障害主流化が図られた機構の事業の経緯や関係者の役割の分析等を進め、制度化を検討、具体的な取組を開始した。 社会保障及び障害と開発分野は、適時適切な国際協力人材の確保が容易ではない傾向にある。日本で社会保障の実務を担う地方自治体、社会福祉法人や NGO/NPO 等の人材の国際協力への参画を得るため、社会保障・障害と開発分野プラットフォームを立ち上げ、本分野の様々な関係者とのネットワークを構築するとともに、会員の関心に沿ったテーマに関する勉強会等の開催を通じ国際協力への参画を促す機会を創出している。また、より実践的な人材育成を図る場として能力強化研修「障害と開発」等を引き続き実施する。 No.2 オスポーツと開発 (1) 業務実績 ◎ 日本国内において多文化共生社会を推進するスポーツイベントを多数開催 【①③⑤】：日本在住の外国人、障害者、高齢者、子ども等、様々なバックグラウン		
--	--	--	---	--	--	--

			を踏まえ、障害者を裨益対象として取り込む障害の主流化」からなるツイントラック・アプローチを通じ、機構が実施する様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加を促進する。 「障害に特化した取組」では、障害者の社会参加を促進するために障害者就労促進、デジタル技術を活用した障害者の情報アクセシビリティの改善等に取り組むとともに、障害児・家族のケアサービスの構築、障害者の社会参加促進に係る新規事業の形成を進める。 「障害の主流化」の事業面においては、インクルーシブ防災の国別	ドを持った方が一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツフェスティバルを開催し、多文化共生社会の推進に貢献した。東京では7回目の開催となり、50名以上が参加。参加者からは「障害のある方も、高齢の方もみんなでフラットな関係で楽しめる」「スポーツで人と人をつないで楽しみ、それが平和につながる」という声があった。また、静岡県西部を拠点に、サッカーを通して、地域で暮らす外国人をはじめとする多様なルーツの住民が集まる交流イベント「多文化 SHIZU カップ」の第3回大会を浜松市で開催、10チーム170名の選手が参加し、イベントには約300名の来場があった。同イベントは市民団体から結成される実行委員会により、2024年度は袋井市（4/28）と浜松市（10/13）で開催準備が進められている。その他、多文化共生を推進するためのサッカーイベント「Fukui World Cup 2023」「Sagan World Cup 2023」等を実施した。これらのイベントの中にはJICA海外協力隊OBOGが運営面で主体的な役割を果たしたものも多い。「Fukui World Cup 2023」当日は、福井県在住の外国人や日本人学生等、日本を含む14カ国、約100名が参加。参加者からは「このような交流の機会を待ち望んでいた」「今後もぜひ継続してほしい」との声が多数あった。また、本事業が福井県により「ふくい多文化共生応援金」事業として採択され、今後3年間継続開催される予定。 ◎ 読売ジャイアンツとの連携により開発途上国でのスポーツ振興を支援【②】：読売ジャイアンツと機構間の連携協定に基づき、ブラジルに元選手2名を含む3名を派遣し、現地で活動する野球・ソフトボール隊員を介した野球指導、日系コミュニティとの交流等を実施、4日間で4回の野球教室、及び交流試合等を行い、各会場では子どもたち70～80名が参加した。また、読売ジャイアンツ女子チームの現役選手12名を含む21名（経費はジャイアンツと機構で分担）をニカラグアに派遣し、過去にJICA海外協力隊が立ち上げた現地女子野球リーグに対する実技指導や交流試合等を実施、交流試合では2試合で約5,800名の観客動員があった。野球は男性のスポーツという認識がある中で、同国女子野球の更なる活性化や女性のスポーツ参画に取り組むことにより、女性が自由にスポーツを選択し楽しめる社会の実現の推進に貢献した。派遣された選手による帰国報告会をマスコミも同席の下に実施し、ニカラグアでの経験、日本・世界の女子野球振興や国際協力等の今後の目標等について、日本国内への発信も行った。 ◎ Jリーグ・WEリーグとの連携により国際交流・多文化共生を促進【②⑤】： - 機構とJリーグによる共同事業「SDGs及び社会課題に挑むスクール事業の海外展開ーボールでつなぐ、人、まち、信頼ー」の一環として「日越外交関係樹立50周年川崎フロンターレベトナム事業川崎フロンターレ×JICAベトナム連携事業」を開始し、ベトナムにおいて、川崎フロンターレが地元小学校を対象に体を動かしながら学ぶ実践算数教室（選手も参加）や高齢者向け健康増進プログラムを実施した。同連携事業に関しては、Jリーグ、川崎フロンターレ、機構の三者で共同記者発表を実施した。また、タイでは、セレッソ大阪と連携し、聾学校でのサッカースクールの開催等の取組を実施した。 - 日本国内では、ロアッソ熊本との連携による在住外国人を公式戦に招待するイベント（274名が参加）や、公式戦における国際交流イベント等を開催したほか、レバング北海道及びコンサドーレ札幌のホームゲームでブースを出展し、寄附品の回収や参加促進イベント等を実施。寄付品は、特定非営利活動法人「飛んでけ！車いす」の会に寄贈され、換金後車いすの部品購入にあてられ、フィリピン、ネパール、カンボジアなどでの世界に車いすを届ける活動等に活用した。 - 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（WEリーグ）の間では、機構とWEリーグ間の連携協定に基づき、WEリーグカップ戦決勝を機構の研修員が観戦する等	
--	--	--	---	---	--

			研修を通じた防災計画の策定支援やユニバーサルツーリズムの促進等、多様化するニーズに対応した他分野との連携事業を推進する。		の取組を実施、インド、モンゴル、ケニアなどの13名の研修員が参加した。 - 開発途上国で必要とされている、スポーツ、日本文化、教育、福祉などの関連物品を募り、必要とされる国へ提供する「世界の笑顔のために」プログラムに対し、伊賀FCくノ一三重、北海道コンサドーレ札幌等から協力を得てユニフォーム等の提供を行った。 ◎ スポーツ大会を通じて社会の融和や女性のエンパワメントを促進【②③】 - 南スーダンにおいて「スポーツを通じた平和と社会融和」をテーマとした国家イベント「全国スポーツ大会（National Unity Day：NUD）」を開催した。同国青年・スポーツ省主催の最大行事であり、機構は継続的にその実施に協力している。2023年大会では、「女性のスポーツ参加促進」をサブテーマに掲げ、初めて女子サッカーを競技種目に採用した結果、約300名の女性が選手として参加した。本大会では、国際連合開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）、国連南スーダン共和国ミッション、前橋市、ザスパクサツ群馬等、国連機関による平和ワークショップの実施や、スポーツ用品の提供などの協力が得られた。2024年1月～2月に行われた第8回大会では264名の参加選手のうち222名（約84%）を女性が占める結果となり、女性による社会活動への参加が一般的ではない現地のジェンダー観に一石を投じる画期的な大会となった。平和ワークショップ等を通した平和意識の向上にも取り組んだ。 - ジェンダー平等、女性のエンパワメントとスポーツ振興を目的とした「タンザニア女子陸上競技会（Ladies First）」を開催。タンザニア国家スポーツ競技会の主催により、約1,760人が参加した。タンザニアからは文化・芸術・スポーツ大臣、日本側からは在タンザニア日本大使や長井市長が出席した。また、南スーダンNUD担当のスポーツ省次官・局長の視察受入による他国への展開も進んだ。さらに、本大会を含むスポーツ大会の計画策定・実施支援や、学校教育・スポーツ選手育成現場でのジェンダー平等を含む適切なアドバイス等を行うための個別専門家を派遣した。スポーツを通じたジェンダー平等や女性の社会進出推進のための能力強化が期待される。 - ウガンダでは、2022年度に引き続き、女子サッカートーナメントを通じた難民とホストコミュニティの相互理解、平和的共存の促進、女子のエンパワメント等を目的としたTICAD CUPを開催。6月の世界難民デーに併せたイベントで、難民・ホストコミュニティ混成チームを新たに1チーム組成、前年度組成したチームと併せ、今回は2つの混成チームを招待した。昨年同様、本田圭佑氏がオーナーを務めるソルティエロ・ブライトスターズの協力を得たほか、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees：UNHCR）も一部資金を負担する形で今回から共催者として参画。実施中の草の根技術協力「生理で学校に行けなくなる女子学生の教育環境改善事業」の現地パートナーNGOの協力を得て、経済的に使い捨てナプキンを購入できない貧困層を対象に、再利用可能な布ナプキンの配布や啓発セミナーを実施するなど、多くのステークホルダーを巻き込み昨年よりも効果的な実施を実現。UNHCRによると、今年新たに組成された混成チームのキャプテン（難民）は、本トーナメントでの活躍が認められ、大会に参加した高校のチームからスカウトがあり、奨学金を得て同高校に編入している。現在は同高校の女子サッカーチームのキャプテンを務めており、難民の女子のエンパワメントに貢献した具体的な事例が生まれ始めている。本イベントのフォローアップとして、2024年3月、国際女性デーに併せ、難民居住区でのイベントを開催。日本の女子プロサッカークラブ『ちふれASエルフェン埼玉』からWEリーグを通じて選手たちにユニフォームが無償で提供された。同イベントには、前述の女子生徒が通う高校も招待され、同女子生徒は故郷である難民居住区に凱旋し、活躍した。	
--	--	--	---	--	---	--

			た社会包摂や平和の促進に資する事業を推進する。なお、これらの推進に際して、外部の関係機関等との連携をさらに強化する。 事業の更なる推進のために、国内外の事例や開発途上国のスポーツの現状と課題等を調査した上で案件形成を行う。	◎ イベントや書籍等を通じスポーツと開発の意義を多数発信【③】: - 国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO）主催により124か国、約550名が参加する体育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS VII）がアゼルバイジャンにて開催され、関係団体として初めて機構が招待され、参加者に対して機構の海外協力隊体育・スポーツ職種隊員派遣やアフリカにおける「スポーツを通じた開発」を目指した事業などの取組を発信した。これまでの機構の「スポーツと開発」への取組が国際的にも認知・評価されたもの。 - 日本オリンピック委員会と日本スポーツ記者協会が主催する「スポーツジャーナリストセミナー」が開催され、機構がパネラーとして招待された。パネルディスカッション「スポーツにおけるSDGsについて考える」において、約100名の参加者に対し、機構が「スポーツと開発」に取り組む背景や取組事例を紹介した。 - 月刊誌『体育科教育』において、『国際協力における「スポーツを通じた開発」事業の目指すもの』という寄稿を行った。 - スポーツを通じた社会貢献を発信するためのSNS「Sports for Social」において様々な記事を通じて機構の取組を発信している。これにより、スポーツ分野のJICA海外協力隊の応募促進効果も期待される。 - 福岡県立八幡高校を対象にスポーツ×キャリアセミナーを実施。北九州市出身のプロラグビー選手とJICA海外協力隊帰国隊員が登壇し、機構の取組を紹介した。 - プロジェクト・ヒストリー「ペルーでの愉快的、でも少し壮絶なスポーツ協力—国際協力をスポーツで」の発刊セミナー、ラグビーを切り口としたイベント「“OUR TEAM”多様性の実現へ」、難民アスリート写真展での展示等を行った。 ◎ スポーツイベントの開催時に併せた開発への啓発活動の実施【①②】: コートジボワールで開催されたサッカー・アフリカネーションズカップ（CAN）において、2022年ワールドカップでの日本人サポーターの行動に着想を得て、コートジボワール国政府（都市衛生省廃棄物管理機構）、CAN 大会運営委員会がコートジボワール事務所と連携し、「ゴミゼロ」キャンペーンを実施。機構は啓発動画の作成、ごみ収集・分別用の資機材供与、ボランティアによる大会会場でのゴミ収集活動を支援。現地の国営新聞、国営テレビ、メディア等でも大きく取り上げられ、効果的広報及び環境啓発やサステナビリティ推進のための好機となった。 ◎ 元 JICA 海外協力隊が監督を務める高校が甲子園でベスト 8 に進出【③⑤】: 国際協力を通じて野球の世界普及を目指す元 JICA 海外協力隊が監督を務めるおかやま山陽高校野球部が甲子園でベスト 8 に進出し、同監督及び機構の取組が高く注目された。同監督は、過去に JICA 海外協力隊としてジンバブエに派遣されており、高校を指導する傍らジンバブエナショナルチームの監督も務めている。同監督は「アフリカから世界へ、そして甲子園へ 規格外の高校野球監督を目指す、世界普及への歩み」を発刊し、同書やインタビューにて JICA 海外協力隊の意義を発信しているが、甲子園ベスト 8 という実績や珍しい経歴から日本のメディアで大きく取り上げられた。 ◎ 大学と連携した JICA 海外協力隊派遣の拡大【②】: 慶應義塾大学と海外協力隊派遣連携覚書を締結。慶應義塾大学 SFC 研究所ベースボールラボが、体育会野球部員を中心としたラボの関係者を夏休み時期に毎年 10 名程度ガーナ国に派遣し、青少年への野球の指導を通じて総合的な人づくりを目指す。慶應義塾大学は、ガーナ大学と連携して「JICA ボランティアが実施するベースボーラーシップ教育がもたらす効		
--	--	--	---	--	--	--

					果」の研究協力を長期にわたって行う計画。その他野球では、桜美林大と連携したコスタリカへの派遣、福岡大と連携したボリビアへの派遣、近畿大と連携したペルーへの派遣を実施。ファンケル社及び報知新聞社の協力により集めた中古野球用具をこれらのボランティアの指導に活用した。また、ラグビーでは、インドにおけるラグビーの発展とそれを通じた青少年の健全育成を目指し同志社大ラグビー部から7名を現地に派遣した。 ○ 「スポーツと開発」分野における効果分析、先行事例研究、ニーズ調査、リソース分析を通して、今後の同分野の協力推進に向けた提言を取りまとめる調査を開始した。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 ・体育・スポーツ職種のJICA海外協力隊員の派遣等を通じて学校体育を中心にスポーツの機会の拡充を図っており、適度な運動機会の確保を通じてSDGsゴール3「健康的な生活の確保」、質の高い体育授業の整備を通じてSDGsゴール4「包摂的かつ公正な質の高い教育の提供」に貢献している。 ・南スーダン「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）等スポーツを活用した信頼醸成及び平和の促進に加え、タンザニア女子陸上競技大会「Ladies First」及び課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」などスポーツを通じた女性や障害者等のエンパワメント及び社会包摂推進を通じて、SDGsゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」、SDGsゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」、SDGsゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」に貢献している。 ・スポーツと開発の具現化を目指して、日本オリンピック委員会（JOC）、JFA、Jリーグ、WEリーグ、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（JRFU）等の国内のスポーツ競技団体や、大学、自治体、民間企業、読売ジャイアンツといったプロスポーツクラブ、トップアスリート等との連携を推進しており、SDGsゴール17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献している。 (3) 事業上の課題及び対応方針 スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識がまだ十分に浸透しておらず、スポーツを活用した取組も未だに少ない現状であるため、内部協議、セミナー等を通じて啓発を図るとともに、2022 年度から実施している調査を通じてその有用性を明らかにし、広く説明していくことを通じて、国際協力におけるスポーツの活用促進を図っていく。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、女性・平和・安全保障に関する行動計画、G7 広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、日 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議、第 2 回グローバル難民フォーラム、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、国際女性会議 WAW! 2022 東京宣言、TICAD8 チュニス宣言	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】* 【困難度：高】権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*					
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度				2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等）（SDGs Goal 16（特に 16.3、16.6、16.7、16.10）関連）	500 人	90 人 ³	112 人	144 人	人	人	人			支出額（百万円）**	4,230	6,064			
【指標 3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率（SDGs Goal 5 関連）	40%	20% ⁴	39.6%	45.5%	%	%	%								
【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）（SDGs Goal 5 関連）	40%	36% ⁵	37.9%	34.7%	%	%	%								
【指標 3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材（政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等）の育成数（全 SDGs Goal）	1,000 人	200 人	471 人	513 人	人	人	人								

³ 各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値500人を達成する予定。
⁴ 目標値は、2022年度に20%、その後各年度5%ずつ増加させる見込み。
⁵ 目標値は、中期目標終了時点で40%達成を目指し、2020年度の36%（研修）、35%（留学）から漸増させる見込み。

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	
	3. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等を通じ人間の安全保障を実現することとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めることを重視する。	2. (1) ③ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ア 平和と安定 暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、紛争により影響を受けた国や紛争リスクを抱える国において、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供と、これに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のため	1. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ア 平和と安定 ・ JICA グローバル・アジェンダ（平和構築）に基づき、紛争の予防のため、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供と、これに資する地方行政機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のために、紛争	<主な定量的指標> (定量的指標及び実績は上記2. ①参照) <その他の指標> 【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況 (SDGs Goal 16 関連) 【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況 (SDGs Goal 16 (特に 16.3、16.6、16.7、16.10) 関連) 【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況 (SDGs Goal 5	<主要な業務実績> No.3-ア 平和と安定 (1) 業務実績 ◎ ウクライナ地雷・不発弾対策への支援【①③④】：「人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)や「緊急復旧計画」(無償資金協力)及び「緊急復旧計画フェーズ2」(無償資金協力)において、地雷・不発弾対策に必要なクレーン付きトラック (24台)、地雷探知機 (50台)、車両 (40台)を順次調達し、2023年9月の外務大臣の現地訪問時、及び11月の外務副大臣の現地訪問時に引渡式を実施した。これらに対し、ウクライナのイーホル・クリメンコ内相やユリヤ・スヴェリデンコ第一副首相兼経済相などから感謝の意が示された。また、2023年7月にポーランドでウクライナ非常事態庁向けのALIS (日本製地雷探知機)操作を中心とした能力強化研修をカンボジア地雷対策センター (CMAC) との協力の下実施し、本邦メディアから対ウクライナ支援の目玉として報道された。 ◎ トルコ南東部を震源とした地震の被災地域への心理社会的支援【②】：トルコ南東部を震源とした地震の被災地域を支援するため、日本の阪神淡路大震災や東日本大震災で活動した経験を持つ精神科医や実務者による国内支援委員会を立ち上げ、委員や外部有識者の現地派遣を通じて特に青少年への心理社会的支援に関する活動を実施。今後の本格協力開始に向けて、研修を通じた心理的応急処置の手法の普及や防災教育プログラムを試行した。 ◎ カンボジア地雷対策センター (CMAC) の知見をアフリカへ展開【②】：2023年10月にケニア・ナイロビにて、CMACが30年以上にわたって地雷対策活動に改善を重ねて積み上げてきた知見をアフリカ4か国 (南スーダン、エチオピア、ナイジェリア、ソマリア) の地雷対策機関向けに共有する国際ワークショップを実施した。国連地雷対策サービス部 (UNMAS) とも連携して実施。参加者は、地雷・不発弾対策は、緊急対応に始まり、被害者軽減を主眼とした人道目的、更には開発に資する中長期的な活動まで、持続性が不可欠な取組であることから、各国政府のオーナーシップが重要であるとの理解を深めた。また、域内で情報・意見交換することの有用性も再認識され、今次ワークショップを通じて構築されたネットワークを今後も活用していくことが提案された。2024年1月には、上記4か国の政府機関関係者をカンボジアに招へいし、CMACの地雷対策の活動視察を実施した。参加者は、地雷・不発弾対策における政府機関の能力強化や政府のコミットメントの重要性についてさらに理解を深め、今後もCMACとの協力を発展させCMACからさらに多くを学ぶことへの期待が示された。 ◎ 第二回グローバル難民フォーラム (2023年12月) において日本政府の公約に貢献【①②⑤】：第二回グローバル難民フォーラムの本会合及び、3つのハイレベル・イベン	<評定と根拠> 評定：A 根拠：定量指標の1つが目標値に届いていないものの、困難度が高いと設定されている中、業務実績のとおりに、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」(令和5年2月外務省)に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果 (法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等)を満たしていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 <課題と対応> (1) 前年度評価時指摘事項 ロシアによるウクライナ侵略の影響により難民・国内避難民の数は急増し、さらに長期化の可能性も踏まえ、国際社会での人道・開発・平和の連携 (HDPネクサス) の必要性への関心は更に高まっており、平和と安定に資する具体的取組の推進を期待する。 財政・金融分野において、日本の地方自治体や金融機関に加え、IMFや世界銀行等の国際金融機関及び他国との連携による取組を期待する。 デジタル分野では、DFFTの推進に加え、開発途上国との協力経験が日本にも還元され、日本の	評定 A <評定に至った理由> (定量的実績) 【指標3-6】研修・留学生事業における女性の割合 (人数)を除き、 【指標3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数 (司法・行政分野における政策立案・決定者等)、 【指標3-5】プロジェクト (技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率、及び 【指標3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材 (政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等)の育成数の3項目については、達成度が目標値の120%以上となっており、着実に目標を達成している。 (定性的実績) ア. 平和と安定 【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況 ・ウクライナに対して、地雷・不発弾対策への支援とともに、同国公共放送局の機能強化を行った。 イ. 法の支配・ガバナンス 【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の顕著な実績が認められた。 ・外国政府機関、国際機関、国内官庁、民間企業、団体等、多様なパートナーと連携しつつ、日本政	

	ア 平和と安定 暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、住民から信頼される政府と強じんな社会の形成の促進に資する支援を行う。その際、紛争予防及び紛争リスクの低減、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供、住民の生計向上に資する取組、社会の融和促進、難民・国内避難民と受入社会の共生等の視点の人道支援と開発協力の連携を重視する。 イ 法の支配・ガバナンス 人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的	に、融和の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾など様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。また、紛争予防及び社会の安定に向けた取組を支援する。協力に当たっては包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・避難民に関係する取組においては、受入社会との共生の視点を含め、人道支援と開発協力の連携に留意する。 イ 法の支配・ガバナンス 人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的	の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。 ・特に、ウクライナ及び周辺国については、緊急支援をはじめ情勢を踏まえた適時の支援に取り組む。また、国際秩序の維持に資する協力を追求する。 ・また、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援、パキスタンのアフガニスタン国境周辺地域における地方行政能力の向上支援、TICAD8を見据えたサヘル地域及びアフリカの角地域支援、国際機関とも連携しつつウガンダ、ザンビア等での難民・避難民受入コミ	（ 5.a）、 8（8.3、8.10）、17（17.1）関連） 【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用 の 推 進 状 況（ 全 SDGs Goal）	トに機構理事長が出席・登壇し、HDPネクサス（Humanitarian, Development, Peace、人道・開発・平和の連携）の推進や開発機関としての役割を発信した。加えて、機構職員によるハイレベル・イベント登壇を通じ、「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」における留学生家族の受入・就職支援の好事例の共有や、同フォーラムの共同議長国であるウガンダ政府とともに地域協力を通じた難民問題解決の重要性について、ウガンダにおける長年の難民・ホストコミュニティ支援の協力事例に基づき発信し、いずれも参加者より高い評価・賛同を得た。同フォーラムは、5か国の国家元首又は行政府の長等及び86か国の閣僚を含む168か国の代表団、427団体（開発 金融機関、民間企業、人道機関、開発機関、市民社会等）、計4,000人以上が参加するイベントであり、日本政府も共催国を務めた。日本政府が発表した公約・貢献策に対し、HDPネクサスを中心として、13のマルチステークホルダープレッジ（MSP）を通じて、機構が実施する15か国・25の事業取組を打ち出し、MSPの具体化と賛同国の拡大に貢献した。また、同フォーラムと連動し、JICA地球ひろばにおいて難民問題に係る展示を行うことにより日本国内での理解促進にも貢献した。	知・技術の強化に資するような取組の推進を期待する。 あらゆる分野でジェンダー平等の取組を進めるとともに、女性の経済的エンパワメントなどの取組を継続して推進することを期待する。 （2）対応 第二回グローバル難民フォーラムにおいて、これまで取り組んできたHDPネクサスの推進や開発機関としての役割（受入国の能力開発等）の重要性を発信し、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees：UNHCR）や参加国等の賛同を得、今後の貢献策の具体的な実施に向けた協力関係を構築・強化した。 財政・金融分野においては、IMFや世界銀行などの国際機関の技術協力担当部署との連携や協議を実施した。特に、カンボジア中央銀行に対する支援では、IMFと密に連携しており、IMF側の年次報告でも連携事業が紹介されている。 デジタル分野では、DFFTの推進として、ルワンダ・ブータン・ヨルダン・インドでの事業等においてデータの活用を推進してきたほか、各種研修の中でもDFFTに関連する講義を実施した。また、開発途上国の協力経験の日本への還元として、HPでの積極的な発信に加え、各種国内イベントやメディアにおいて日本向けの発信を積極的に実施した。 ジェンダー平等に向けた取組に関しては、農業、インフラ分野に加えて保健医療、教育分野でのジェンダー平等推進のための具体的介入手法を開発する調査を開始した。また、スリランカ、パキスタン、インド、マレーシア等で女性の経済的エンパワメントを推進す	府の『『ビジネスと人権』に関する行動計画』の実施の促進に貢献した。 ・日本の警察システム、技術、経験等を活用した継続的協力の成果が、インドネシアやホンジュラス等において発現されている。 ウ. 公共財政・金融 【指標 3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の顕著な実績が認められた。 ・OSBP 設置支援をはじめとする税関業務や納税行政分野における各種技術協力を、アフリカ地域等を中心に実施し、これら分野の実務の実施体制強化や対象国・地域の経済発展に貢献している。 エ. ジェンダー平等の推進 ジェンダーに基づく暴力撤廃や女性の経済的エンパワメントを推進する技術協力や円借款事業、海外投融資事業等を通じて、ジェンダーに基づく暴力サバイバーの支援環境や女性のビジネス環境の整備を実施するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・南スーダン及びケニアにおける技術協力では、SGBV 撤廃のための活動を展開し、また、パキスタンではGBVのサバイバーに対応する施設のパイロット事業等を行った。 ・スリランカ、パキスタン、マレーシアや紛争影響国であるウクライナ、モルドバ等において女性の経済エンパワメント促進に向けた研修など、ジェンダー視点に立った取組を推進した。
--	---	---	--	--	--	---	---

（2）SDGs達成に向けた貢献

紛争影響国における政府関係機関（特に地方行政機関）の能力強化等を通じ、SDGsターゲット16.6（あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発

	の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向け、その基盤となる民主的かつ包摂的なガバナンス強化のための支援を行う。その際、立法、行政及び司法並びにメディアにおける制度構築・改善、これらを担う人材等の育成を重視する。また、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、法執行・治安維持や国際公共財（海洋、サイバー空間等）に関わる能力強化等を重視する。 ウ 公共財政・金融 国民の生活が安定、	価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向けた取組を具体的に、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、法令の整備・運用能力、治安機関や海上保安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化及び行政の機能の強化と人材育成を支援する。協力に当たっては、相手国の文化的・社会的背景の尊重、日本の経験及び取組の成果の共有を	ユニティに対する地方行政能力の向上支援に取り組む。また、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。 イ 法の支配・ガバナンス ・ JICA グローバル・アジェンダ（ガバナンス）に基づき、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、FOIP 等を踏まえつつ、法令の整備・運用能力、治安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化、中央及び地方行政の機能の強化と	展させる）に貢献した。また、それらの政府関係機関への能力強化において、透明性、包摂性、参加型に留意した協力を行うことによりSDGsターゲット16.7（あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する）に貢献した。2023年度は、特に長期化する難民・避難民の課題に対し、難民受入国での行政能力強化と難民を含む人材育成を行った事例を、「Kaeruモデル」としてグローバル難民フォーラムで発信し、多くの人道・開発・平和のアクターとの協調と協力を呼び掛け、これらSDGsターゲットの達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 第2回グローバル難民フォーラムの場で、難民・避難民支援に関する国際的な協力の枠組みや民間企業をはじめとする多様なアクターの関心・参加を確認できた意義は大きく、日本政府と共に打ち出した貢献策の継続と強化を図っていくことが必要である。人道ニーズの増大や長期化する難民・避難民の課題を抱える国・地域に対し、HDPネクサスを意識した中長期的な事業戦略の計画・実施や人道機関や民間企業、NGOとの連携を含めた多様なアクターとの連携、難民を含む脆弱層の生計向上・自立化支援に資する長年の開発経験をいかした取組等を推進していく。	るための様々な事業を実施した。	オ. デジタル化の促進（DX） 【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況 様々な分野での事業においてデジタル技術とデータの利活用を促進するとともに、民間企業等のパートナーと連携しながら、デジタル化のベースとなる開発途上国の基盤整備に取り組み、日本政府が推進・重視する DFFT や、ASEAN 地域においてサイバーセキュリティ協力の推進に貢献した。 （結論） 以上により、定量指標 4 項目のうち、1 項目は未達成だが、3 項目は 120%を越える結果を得ていること、また年度計画において予定されていた取組を着実に実施し、定性的に高い成果が得られていると認め、「A」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 人道ニーズの増大や長期化する難民・避難民の課題を抱える国・地域に対し、HDP ネクサスを意識した中長期的な事業戦略の計画・実施や人道機関や民間企業、NGO との連携を含めた多様なアクターとの連携、難民を含む脆弱層の生計向上・自立化支援に資する長年の開発経験をいかした取組等を期待する。 財政・金融分野の技術協力において、日本の関係省庁や自治体との連携強化や、コンサルタント企業等の民間人材の開拓等を期待する。 ジェンダー平等の推進においては、国内外で紛争や災害が発生し、そのような状況においては特にジェンダー課題が深刻化する恐れがあることから、関連事業におけるジェンダー視点に立った取組を推進する。
--	--	---	--	---	------------------------	---

	向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう公共財政・金融システム構築のための支援を行う。また、国家の自立的・持続的成長の観点から、債務の持続可能性を担保するための支援を行う。その際、債務持続性の確保等を含む財政・金融当局の機能・能力強化と税関行政の改善を通じた貿易円滑化・連結性の向上を重視する。 エジェンダー平等の推進 一人ひとりが性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献するため、事業に	図るとともに、住民との協働にも留意する。 ウ 公共財政・金融 公共財政・金融システムを強化するため、税務、税関等への協力を通じた歳入基盤の強化及び公共投資計画・管理等を通じた歳出管理、債務管理の強化、金融市場の整備等を支援する。また、税関への協力を通じて、貿易円滑化、連結性及び国境管理能力の向上も支援する。協力に当たっては、日本の戦後の経済成長及び公共財政管理の経験を活用する。 エジェンダー平等の推進 事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェ	人材育成を支援する。 ・特に、TICAD8を踏まえたアフリカ地域に対する新たな取組を検討するとともに、日本政府の「ビジネスと人権行動計画（2020-2025）」への貢献も念頭に、「ビジネスと人権」の促進に資する取組を重視する。また、インドネシアを中心とした地域警察制度に関する協力を行うとともに、海洋に関しては国際公法に係る人材育成や海上保安機関等の機能強化、サイバー空間においてはASEAN及び周辺	省、経済産業省、JETROアジア経済研究所、地方自治体、経団連、企業、市民社会等多くの関係機関と協力して、課題別研修「ビジネスと人権」を実施し、7か国から8名の行政官や裁判官を受入れて、持続的なビジネス環境やサプライチェーンの構築に不可欠な人権保護に取り組む能力を強化した。また、日ASEAN特別法務大臣会合開催記念特別イベントとして法務省法務総合研究所と共催した公開シンポジウム「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援」では、国連ビジネスと人権作業部会、ASEAN政府間人権委員会、タイ法務省、OECD、JETROアジア経済研究所、企業等の関係者とともに機構役職員が登壇し、ビジネスに関連する人権を保護するために日本の法制度整備支援が果たしうる役割や、人権の保護、尊重を実現するための多様な関係者のパートナーシップの重要性について発信した。 「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」において、2022年に発表した「児童労働撤廃に向けたセクター別アクションプラン」に基づくチョコレート・カカオ関連企業・団体の取組の進捗を取りまとめた初めてのレポートを発表し、児童労働の予防・是正に向けた取組を促進した。また、チョコレート・カカオ関連企業・団体を対象に、ガーナのカカオ生産地を訪問するスタディツアーを実施し、持続可能なカカオ産業の実現に向けた企業・団体の具体的な行動につながる協働を促進した。さらに、ILOや世界自然保護基金（WWF）との連携セミナー開催、欧州のカカオ・プラットフォームの合同イベントへの参加、フェアトレード・ミリオンアクションキャンペーンの後援、大学講義や中学校総合学習授業への出前講座、著名人を起用した動画作成、大規模百貨店のバレンタインイベント参加等を通じて、関係機関との連携を拡大・強化しつつ、「ビジネスと人権」を含むカカオ産業の課題と、その課題解決に向けた取組の必要性について広く発信した。プラットフォームで中心的な役割を果たすNGO団体は、児童労働に関係する幅広いステークホルダーの関与を得たプラットフォーム活動を含む取組が評価され、第7回ジャパンSDGsアワードにおいてSDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞を受賞した。 - 日本向けカカオ豆の最大の輸出国であるガーナにおいて、現地政府が進める児童労働フリーゾーンの導入・展開を支援する技術協力を開始した。同協力の開始に当たっては、ガーナ政府、ILO、国際連合児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）、世界銀行、在ガーナのオランダ及びスイス大使館、世界銀行、国際カカオイニシアティブ（ICI）と合同で式典を開催し、児童労働撤廃を目指して活動を展開する主要な開発パートナー間の協調を主導した。同協力は、日本企業のサプライチェーンにおける児童労働の予防・是正への貢献が期待される。 ◎ 腐敗防止、汚職対策の推進に貢献【①】：課題別研修「汚職対策（刑事司法）」に25か国から30名を受け入れ、汚職対策の実務を担う職員の能力強化及び実務家同士の国際的ネットワーク構築を促進し、腐敗防止に向けた努力を謳う「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進に貢献した。受入国には、繁栄のためのインド太平洋経済枠組み（IPEF）に参加する開発途上国5か国及びウクライナを含み、IPEF枠組みの柱4「公正な経済」の推進及び国際社会が協力して進める対ウクライナ支援の透明性確保にも寄与した。 ◎ 国際刑事警察機構との連携により国際金融犯罪対策に貢献【①②⑤】：ナイジェリア、ホンジュラス、グアテマラを対象として、国際刑事警察機構（International Criminal Police Organization：INTERPOL）と連携して、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策を含む国際金融犯罪対策に取り組む技術協力を開始した。インターポールの講師による現地研修も実施予定。対象国の警察を含む法執行機関及び資金情報機関の能力強化・連携強化を通じて、日本でも被害が増えている海外を拠点とする特殊詐欺対策への貢献も目指す。	目標値を達成できなかった【指標3-6】研修・留学生事業における女性の割合については、その原因の分析・改善対策の検討を行い、今後の事業においてしかるべき成果をあげることが期待する。 デジタル分野では、国内外の民間企業等の様々なパートナーとの緊密な連携に期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） ・カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見をアフリカに展開するような開発途上国での好事例を、他の開発途上国に「横展開」する事例は歓迎されるべきもの。人権規範、各種ガイドラインに則りつつ、開発途上国同士が協力し合うような事例を積極的にJICAとして取り組んでいただきたい。 ・または、沖縄の協力により新たな世代に語り継ぐ平和博物館の運営を支援で挙げられているような国内の地方自治体の平和行政・施策の知見を、開発途上国における平和推進事業に活用するのは、我が国における開発協力に関する国民（特に地方において）理解を促進することに寄与するものと積極的に評価したい。 ・紛争影響国におけるジェンダー視点に立った取組の推進等、女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダの推進に、JICAのとして積極的に事業を通じて取り組んでいることは評価できる。さらに、紛争当事国ならびに周辺国において戦後復興における女性の被害の重大さと、復興における女性の役割の重要性を認識して、当該関連事業を積極的に推進いただきたい。
--	---	--	--	---	---

	ジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの支援を行う。また、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しするため、研修や留学生事業を通じて女性の能力強化の支援を行う。その際、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、差別や社会規範に関する人々の意識や行動変容の3つの視点を重視する。 オ デジタル化の促進 (DX) 「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT: Data Free Flow with Trust)」等の理念の下、デジタ	ンダー平等と女性のエンパワメントを促進するため、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、社会の意識・行動変容を支援する。また、研修・留学生事業を通じて、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しする。協力に当たっては、女性の経済的エンパワメントの推進及びジェンダーに基づく暴力の撤廃を含む女性の平和と安全の保障に関する取組を強化しつつ、女性の教育と生涯にわたる健康の推進、ジェンダー平等なガバナンスの推進、女性の生活向上・経済活動への参画につ	地域を中心とした面的な支援範囲をそれぞれ拡充する。 ウ 公共財政・金融・ JICA グローバル・アジェンダ（公共財政・金融システム）に基づき、FOIPを踏まえつつ、経済成長の基礎及び原動力を確保するための基盤として、国家財政の基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化推進に向けた事業を実施する。 ・特に、アジア地域を中心に、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」におけるインフラ・ガバナンス強化にもつな	◎ PKO部隊の再編に伴い、治安セクター改革が急務となっているコンゴ民主共和国で警察の能力向上を支援【①②④】：コンゴ民主共和国「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力）及び「地域警察活動強化計画」（無償資金協力）により、首都キンシャサ特別州及び国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）が撤退したタンガニーカ州において、地域警察モデルの導入・普及に向けた警察官の能力強化及び警察署の整備を行い、第8回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development：TICAD8）における日本の取組の柱の一つであるアフリカの平和と安定の実現に貢献した。技術協力プロジェクトでは、日本の警察官が現地で地域警察セミナーを実施し、日本の交番・駐在所を拠点とする地域警察システムを紹介した。機構による長年に亘る警察の能力強化支援は、コンゴ民主共和国に関する国連安全保障理事会会合における日本の国連大使ステートメントにおいて、治安セクター改革への日本の貢献として言及された。また、これら協力は、コンゴ民主共和国警察長官から「プロジェクト対象地域では犯罪率が下がり、住民も非常に満足している」と評価された。 ◎ 70を超える自治体の計画策定を支援【③】：2006年より機構が支援し、ホンジュラス国内で普及してきた住民参加型自治体計画策定手法を改良し、今年度計画更新・新規策定を行う自治体において試行実施した。各自治体における計画策定技官への技術研修を実施し、その内容をオンラインモジュール化するとともに、ホンジュラスガバナンス省大臣自らプロジェクトの活動の一環で全国を行脚し、地方自治体首長へ住民と協働で計画策定を行う重要を訴えるセミナーを実施した。また、その成果をアウトカム（運用・効果指標）に設定した開発政策借款（持続可能な開発に向けた透明性及び健全性向上プログラム・ローン）が、米州開発銀行（IDB）との協調融資で調印された。同様に、バングラデシュに対するアジア開発銀行Asian Development Bank：ADB)との協調融資政策借款（公共財政管理強化のための開発政策借款）においても、機構が技術協力プロジェクトで支援した地方自治体の財政管理のための各種制度の定着に向けた取組が政策アクションとして採用された。 ○ 国別研修「英語圏アフリカにおけるビジネス法研修」開始：ガーナ、ケニア、タンザニア、ナイジェリアの4か国から競争当局職員及び実務家（弁護士）計19名を受入。日本の公正取引委員会や消費者庁等の協力を得て、日本の実務を紹介し、各国のビジネス関連法の整備、執行を担う人材育成を通じて、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の実施促進、及び、TICAD8における日本の取組のうち「経済」の柱に位置付けられる自由で開かれた国際経済システムの強化に貢献した。 ○ 海洋に関する国際公法の人材育成：課題別研修「国際公法(海洋法と国際紛争の平和的解決)」を実施し、12か国及びASEAN共同体から20名を受入。特に海洋生物資源管理及び違法漁業対策に関する日本の取組を紹介するとともに、各国の経験共有を促進した。また、長期研修「国際公法分野の中核人材プログラム」により3か国から留学生3名を受け入れた。 ○ 中央及び地方行政の機能の強化と人材育成：ベトナム共産党中央組織委員会（CCOP）、ホーチミン行政学院及び機構の共催により、日越国交50周年記念研修員交流会を実施した。CCOP委員長、ハ一副大臣（2012年の第一回共産党幹部研修団長）、在ベトナム日本大使、研修員参加代表者等が一堂に会してネットワーキングを行った。また、ベトナムの公務員に対する技術協力プロジェクトで支援した能力重視の公務員採用試験導入のための政令が採択され、2024年に導入予定の新しい採用試験のための準備が進められた。さらに、ベトナム地方若手リーダー研修を開始した。		
--	--	---	--	--	--	--

	ル化の促進を通じて一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会の発展、自由で安全なサイバー空間の構築の支援を行う。その際、サイバーセキュリティの強化、経済社会のデジタル化への対応・推進に向けた人材育成や基盤整備を重視し、開発効果を高めることを目指して、事業におけるデジタル技術・データ活用を推進する。	ながる電気、給水、公共交通等の基幹インフラの整備等に取り組み、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。その際、性的指向や性自認を含む多様性を尊重する。	がる税務行政や公共投資管理、債務管理の改善による財政基盤の強化、金融システムの健全な育成、域内連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・近代化に向けた支援を実施する。		○ サイバー空間、選挙管理支援：課題別研修「サイバー犯罪対処能力向上」により15か国から15名、国別研修「サイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力強化」によりベトナムから10名を受け入れた。また、課題別研修「民主国家における選挙マネジメント」により9か国から11名受入。さらに、2024年12月に初の総選挙実施が計画されている南スーダンに対し、国別研修「選挙管理支援」（14名受入）を実施するとともに、「選挙管理委員会能力強化アドバイザー」（技術協力）にて専門家の派遣を開始し、選挙管理委員会の能力強化を支援した。		
		オ デジタル化の促進（DX）「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT: Data Free Flow with Trust）」等の理念の下、経済社会のデジタル化への対応・推進に貢献するため、人材育成や態勢整備を通して、デジタル化の促進による一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会、自由で安全なサイバー空間の構築を支援する。	・また、アフリカ地域では、アフリカ大陸自由貿易圏の推進につながる、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP: One Stop Border Post）の推進や税関行政の強化、及び債務管理強化等財政基盤の強化に向けた支援を実施する。		(2) SDGs達成に向けた貢献 行政機関、司法機関、法執行機関、公共放送局、選挙管理委員会、その他公的機関の能力強化を通じてSDGsゴール16「司法アクセスの提供、説明責任のある包摂的な制度の構築」、ビジネス法の整備・執行促進や児童労働の予防・是正を含む「ビジネスと人権」に関する取組を通じてSDGsゴール8「包摂的かつ持続可能な経済成長、ディーセントワークの促進」の達成に貢献。 (3) 事業上の課題及び対応方針 開発協力を通じた普遍的価値の共有は、相手国の政治制度への干渉を控えつつ、様々な場を通じての長期にわたる粘り強い関与と対話が必要である。普遍的価値を踏まえたプロセスがもたらす開発上のメリットを伝えとともに、留学・研修の機会を通じて相手国の若い世代への働きかけを行っていく。		
				NO.3-ウ 公共財政・金融 (1) 業務実績 ◎ 金融包摂ファシリティによる金融アクセスの改善により、女性・低所得者・中小企業等のエンパワメントを推進【①②】：機構は2023年5月に15億米ドルを上限とする融資枠「金融包摂促進ファシリティ」を創設した。中小零細企業、低所得者層、女性といった正規金融へのアクセスが限られている層に対する事業に寄与することにより、金融包摂の実現に貢献するもの。本ファシリティに先立ち、機構は2020年3月にASEAN地域等を対象とした「アジア諸国向け金融包摂促進ファシリティ」を創設しているが、同ファシリティが5億米ドルの融資枠を達成したことを踏まえ、対象をアジア諸国以外の開発途上国にも広げ、改めて新規の融資枠を設置したもの。本取組は、G7グローバル・インフラ投資パートナーシップのサイドイベントにおいて、岸田首相が官民のインフラ投資を通じてパートナー国の持続可能な開発に貢献することを表明したことを踏まえたものであり、日本の政策にも貢献するものである。 ◎ 機構の支援により大洋州で初のマスタートレーナーが誕生【①②④】：アフリカ、大洋州の27か国で世界税関機構（World Customs Organization：WCO）と連携した税関人材の育成支援を実施。機構の支援の結果、大洋州6か国で21人ものマスタートレーナーがWCOにより認定された。本取組は、各国の税関関係者からも高く評価された。マスタートレーナーによる税関人材の育成により、各国の関税分類及び関税評価の能力強化を通じた適正かつ公平な関税等の徴取といった成果が期待される。 ◎ 機構の支援により南スーダンの税関職員544人に対して貿易円滑化・関税等徴収能力強化の支援を実施【③④】：南スーダンにおいては、2011年より、国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一する目的のために設定されたHarmonized commodity description and coding Systemコード（HSコード）に基づく関税率表の適用や、適切な関税率に基づいた税関職員及び通関業者の通関手続の実施と業務能力向上、及び原産地規則の運用に係る能力強化等の協力を行ってきた。その結果、2020年より実施し			

		協力に当たっては、安定的かつ包括的なデジタルサービスの提供を担う人材や組織の強化・民間セクターの振興、基盤の整備、自由で安全なサイバー空間構築のためのサイバーセキュリティの強化等に取り組む。また、開発各分野の事業においてもデジタル技術・データの活用を通じた開発効果の増大を目指し、デジタル化の促進（DX）に取り組む。	連携し、アフリカ各地域における税関人材育成を継続するとともに、大洋州地域に対する歳入強化（関税収入強化）に向けた税関能力強化支援を行う。 エージェンダー平等の推進・JICAグローバル・アジェンダ（ジェンダー平等と女性のエンパワメント）に基づき、機構の事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修を実施する。また、研修・	た南スーダン「税関コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）では南スーダンの歳入庁並びに現場税関職員に対し、延べ544人に対する能力強化を実施し、収入を石油に依存する南スーダンの財政の改善に向けて大きく貢献した。南スーダン歳入庁前長官であるPatric Mugoya氏からは「2011年から実施されている機構の税関支援に関して心から感謝申し上げるとともに、引き続きの南スーダン歳入庁に対する税関分野での連携強化と支援継続を強く希望する」と表明頂いている。 ◎ 円滑な出入国に資するワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の導入により、域内貿易の拡大に貢献【①②】：OSBPは、内陸国境を越境する際に両国それぞれで行われていた手続きを1か所で行うことができるようにすることで、人やモノの効率的な移動を可能にする取組である。OSBPを導入することで、国境での通関手続に必要なとなる時間を削減し、より貿易を円滑化させることにより、対象国・地域の経済発展に資することが期待されている。今般、チルンド（ザンビア/ジンバブエ国境）及びカズングラ（ザンビア/ボツワナ国境）において、国境職員や民間事業者及び地域住民を対象として、延べ2,200人以上に研修やワークショップを実施した。またチルンド国境では、週7日・24時間の運営体制に移行した。このように、OSBPの導入を通じた貿易円滑化の促進は、日本政府も重視する「アフリカ大陸自由貿易圏連携協定（AfCFTA）」の推進を通じた域内統合促進にも大きく貢献する。 ◎ ビッグデータを活用した税務行政の効率化により課税能力の向上に貢献【③④】：財政安定化に資する税収の増加は非常に重要であるものの、各国の税務当局は、課税や徴収に従事する人員不足の問題の他にも、納税者情報が十分に活用できていない現状にある。機構は、これまで20年以上に渡り、モンゴルに対する当局内の制度整備や能力開発を中心に支援を行ってきた。特に、情報活用の効率性・有効性を抜本的に向上するために、ビッグデータを活用した課税調査方法に関するパイロット活動を実施した結果、モンゴル国税務当局からも高い評価を得たことから、本格的な支援が要請され、2023年12月にモンゴル「ビッグデータを活用した税務行政能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。本案件はビッグデータに基づくリスク分析モデルの構築等による税務行政の効率化を図り、更なるモンゴルにおける課税能力向上に寄与するものである。 ◎ 税関の近代化を通じてメコン地域における連結性強化への取組を推進【①②③】：機構は公共財政・金融システム分野のグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）推進のため、2023年8月に「税関近代化を通じた連結性強化クラスター事業戦略」を公表。同戦略に基づく試行案件として、メコン地域の税関を対象とする広域の技術協力プロジェクトを形成した。本プロジェクトは、アフリカにおける機構のこれまでの経験をアジアに展開し、国際回廊整備及び国境円滑化による相乗効果でより高次の開発インパクトを追求するもの。コンセプトに賛同したカンボジア・タイ・ラオス税関を対象に、日本税関の協力を得て2024年度に開始予定。各国税関の組織・職員の能力強化に加えて各国税関を繋げ、国境での連携活動を支援することを通じてソフト面での連結性の強化を推進することが期待されており、内閣府の広報媒体でも取り上げられるなど政府及び産業界から注目を集めている。 (2) SDGs達成に向けた貢献 国家財政の基盤強化及び金融政策の適切な運営に関する取組を通じて、経済が安定し資源の効率的な配分が行われるようになり、SDGsゴール8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」、ゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」及びゴール 17「持続可能な開発のため		
--	--	---	--	--	--	--

			留学生事業における女性の応募・参加を一層勧奨する。 ・特に、クラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」及び「ジェンダースマートビジネスの振興」の策定・推進、人身取引含むジェンダーに基づく暴力への対応への取組の強化、女性の経済的エンパワメントに資する事業展開を行う。 また、「G7 2Xチャレンジ」(女性のためのファイナンス)やTICAD8に貢献する取組を行う。 オ デジタル化の促進(DX)	の実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献する。 (3) 事業上の課題及び対応方針 引き続き、財政・金融分野の技術協力を担うことができる人材が希少であることが課題であり、各種研修や機構の事業紹介などの啓もう活動を通じた人材リソースの確保や、IMFや世界銀行などの国際機関との連携により補完する可能性を追求している。さらに、日本の関係省庁や自治体との連携強化や、コンサルタント企業等の民間人材の開拓などを図る。 No.3-エ ジェンダー平等の推進 (1) 業務実績 ◎ ジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender-Based Violence：SGBV）撤廃等により女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダの推進に貢献【①③】： - 南スーダン「SGBV被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」（技術協力）において、パイロット活動の成果に基づき、暴力に脆弱な女性を対象とした経済的支援の手法をまとめ、ガイダンスノートとして作成、現地の関係者に配布した。本案件は機構として初めてSGBV対策に主眼に置いた事業として2021年度に開始したもの。 - ケニアでは、「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた地方行政能力推進アドバイザー」（技術協力）において、民間企業との連携やスポーツイベントを通じたSGBV撤廃のための新規性のある活動を開始。「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に合わせ、国際機関、海外協力隊等と連携し2つイベントを開催し啓発を行った。1つは、海外協力隊員とともにスポーツを通じ、被害者である女子生徒のエンパワメント、仲間との連帯感や精神的な充足、安定した自己肯定感を感じてもらうことを目的としたイベントで、参加した関係者に実態を把握してもらうため、地域における生理の貧困の実態についてのアンケート調査も実施した。さらに、国際連合人口基金（United Nations Population Fund：UNFPA、ナイロビ首都圏交通公社等と協力し、交通セクターにおけるSGBVに関するワークショップを行った。 - 東アフリカ地域において、上記案件の経験も含め、ジェンダーに関連する知見・経験共有のための組織内の定期会合を開始した。 - これらの取組を通じて、TICAD8における日本の取組の一つ「ジェンダーに基づく暴力への対応」及び女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダの推進に貢献した。 - パキスタンにおいては、これまでパキスタンになかった、GBVのサバイバー（被害当事者）が中期的に安定的に滞在し、職業訓練を受けられる施設（トランジショナルホーム）のパイロット事業を実施。その他、組織間のリファラルフォームの改善、心理社会ケアガイドブックの更新、関係スタッフへの研修、シェルターに滞在するサバイバー（被害当事者）への職業訓練の実施等を行った。 ◎ 埼玉県庁のジェンダー主流化を支援【③④⑤】：埼玉県が実施する5分野の事業に対し、ジェンダーの観点を盛り込むべく、ジェンダー課題分析、計画立案、成果指標設定の方法等について、機構が開発途上国にて実施した知見・経験に基づき技術支援を行った。埼玉県知事からの要請に基づくものであり、機構が開発途上国への支援から得た知見・経験が評価されたもの。機構がこれまで行ってきたジェンダー分析の手法等や「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き」が実際に活用され、埼玉県からはジェンダー主流化への理解が進んだと評価された。 ◎ 女性の経済的エンパワメントの促進、特に紛争影響国での協力推進（ウクライナ、モルドバ等）によりWPS推進に貢献【③】： - スリランカ「起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性		
--	--	--	---	--	--	--

			・ JICA グローバル・アジェンダ（デジタル化の促進）に基づき、開発途上地域の社会のデジタル化、デジタル・トランスフォーメーション（DX）促進を支援するために、その基盤となる ICT・デジタル人材及び産業の育成、ICT・デジタル関連政策や制度、ICT環境整備及び自由で安全なサイバー空間の構築に資する事業を実施する。 ・特に、サイバーセキュリティ分野の支援については、ASEAN 及び周辺地域を中心とした事業の面的拡大を推進する。 ・開発途上地域の社会課題解決における DX の推進に取り組み、デ	の経済的エンパワメント促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、18事業を対象とした女性の企業家及び女性グループ支援のためのパイロット事業の開始に向け、行政官向けの研修を実施した。 ・ パキスタン「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上及び生活改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、宗教的・社会的風習によりこれまで職業訓練等を受けていない女性向けに家計簿や識字教育、生計向上のための研修教材を200以上開発した。その結果、100以上のNGOや女性団体等が教材を活用し、17,000人以上の女性が研修を受講した。その結果、人生設計や貯蓄計画の作成を学び貯蓄が習慣として身についたり、商品の品質管理や衛生管理といったビジネスの基本研修による商品の改善をしたりといった成果が得られ、遠方への販売拡大などを通して、生計向上につながった。また、研修を通して、これまで男性に頼っていた女性たちが、自立できる自信がつくなど、対象女性の意識変化にも貢献した。 ・ マレーシア「女性起業家支援促進」（技術協力）において、16社の女性企業家とその支援機関職員を日本に招き、マレーシアと日本の女性企業家ネットワーク形成等を行った。研修終了後、帰国したマレーシア女性企業家が別の女性企業家と日本の女性企業家を繋ぐ、市場開拓のために再来日する、現地で女性企業家の交流が継続する等の成果が生まれた。 ・ スタートアップ支援を行う際に女性起業家が適切に支援を受けられるように、ジェンダー視点に立った取組・工夫をまとめたジェンダースマートビジネス振興に係るチェックリストを作成した。 ◎ 紛争影響国におけるジェンダー視点に立った取組の推進【①②③④】：ロシアによる侵略により人道的・経済的危機に直面するウクライナ及びモルドバにおいて、女性主導のビジネス支援の実績のある投資ファンド（Horizon Capital Growth Fund IV, L.P.）へ出資を行う「輸出志向型産業支援事業」（海外投融資）に調印した。出資金は事業成長期の輸出志向型 ICT・テック企業の持続的発展のために活用されるが、投資先に占める女性経営者・女性起業家の割合を30%以上と設定するなど、ジェンダー視点に立った経営を投資により支援する「2Xチャレンジ」にも貢献するもの。2024年2月19日に上川外務大臣出席の下開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」における「WPSセッション」では、ファンドの代表者が登壇し本事業の意義について述べ、機構に謝意を表するとともに、2Xチャレンジに加盟しジェンダーレンズ投資を推進する機構の出資参画の重要性が述べられた。 ◎ 女性向けマイクロファイナンス事業のインパクト可視化【②③】：インド「女性金融包摂支援事業」（海外投融資）における女性の金融包摂のインパクト測定手法の検証では、海外投融資事業を行っているインドの金融機関と連携し、テクノロジーの活用を通して、データ管理・統合の最適化を行い、より幅広くかつ詳細なインパクトデータの計測方法を検証した。その結果、融資を受けた多くの女性に生活の質の向上、子どもの教育費の増加、食事の質の向上などの効果が確認され、融資事業が一人一人の生活にポジティブな変化を与えていたことが確認された。 ○ インド「ハリヤナ州における持続可能な園芸農業推進事業」（円借款）及びネパール「持続的森林管理を通じた気候変動適応策プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、事業の様々な活動におけるジェンダー視点に立った取組を設定したジェンダー活動計画を策定した。 ○ ジェンダー視点に立った事業の形成実施を推進するため、機構内向けに6回（延べ287人）、機構外部向けに23回（延べ532人）の研修を実施した。外部向け6回（延べ287		
--	--	--	--	--	--	--

			デジタル技術の適用を通じた開発事業の効果及び効率性の向上を図る。 ・このため、各課題分野のDX推進案件の形成に取り組む。	人)、内部向け23回(延べ532人) ○ 気候変動対策、栄養改善事業におけるジェンダー視点に立ったパイロット事業を実施し、その手法を取りまとめたツールキットの開発を行った。 ○ トルコ南東部を震源とした地震の被災地域への心理社会支援を実施する中で、ジェンダーの視点に立った取組を行うための調査を実施した。 (2) SDGs達成に向けた貢献 ジェンダーに基づく暴力撤廃や女性の経済的エンパワメントを推進する技術協力や円借款事業、海外投融資事業等を通じて、ジェンダーに基づく暴力サバイバーの支援環境や女性のビジネス環境の整備を図っており、女性SDGsのゴール5「ジェンダー平等の実現」の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 ジェンダー平等推進には機構内外の関係者のジェンダーに関する理解向上が課題であり、継続的に研修の実施や好事例の創出・取りまとめを行う。また、国内外で紛争や災害が発生し、そのような状況においては特にジェンダー課題が深刻化する恐れがあることから、関連事業におけるジェンダー視点に立った取組を推進する。 No.3-5 デジタル化の促進(DX) (1) 業務実績 ◎ 本邦企業・現地企業との協働によりデジタル人材の育成に貢献【①②】：2023年7月、エチオピア革新・技術省、Safaricom Ethiopia社及びSafaricom Ethiopia社に出資している住友商事株式会社との間で業務連携・協力に関する4者覚書を締結した。エチオピア政府が掲げる国家ICT政策「Digital Ethiopia 2025」の実現に向け4者で協働することを目的としたもの。従来、現地企業と協働する際には、技術協力や資金協力事業等の枠組みの中で何らかの契約を結ぶことが多いが、本取組ではそのような契約は締結せず、対等なパートナーとして連携。2023年9月には、現地スタートアップと連携した50名のICTエンジニアを対象としたアップスキル事業を実施。今後は完全オンラインベースで数十万人に拡大する予定であり、エチオピアのICT産業全体の能力向上に貢献する。また、農業分野でも同様に現地有カスタートアップと連携し、数十万農家を対象とした農業金融・保険の展開を企図している。 ◎ 日本政府が推進するDFFT (Data Free Flow with Trust) の推進に貢献【①③】：日本政府が打ち出したDFFTの推進に貢献するため、各国でデータの活用・共有を推進する事業等を実施した。特に、各国におけるデータ利活用の重要性の認知向上に重点を置き、ルワンダでは「デジタルイノベーション促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、保健事業認可申請に関する行政サービスのデジタル化に向けた開発を現地スタートアップと共に行い、データ活用を通じた政府サービス構築を推進した。ブータンでは「デジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、保健医療サービスの拡充及び質の向上のために横断的な保健データ活用基盤構築の検討が進められ、デジタルデバイスを通じた国民の個人健康データの収集等の概念実証事業に関する取組が開始された。セネガルでは、「行政データ連携基盤導入支援プロジェクト」(開発計画調査型技術協力)によりデータ交換基盤の試行導入・計画策定を行う案件の実施が合意されたほか、ヨルダンでは「AIエコシステム促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、データ及びAI技術の活用を国営電力会社と進め、過去の電力需要、再エネ・火力発電量、気象等のデータからの電力需要予測、及び火力発電量最適化に係る概念実証事業が行われた。さらに、	
--	--	--	--	---	--

					日本で開催された「Internet Governance Forum 2023」において、DFFT for Developmentをテーマとしたサイドイベントを主催し、世界各国よりから約120名の参加を得て上記の取組を発信した。 ◎ 日本政府が重視するサイバーセキュリティ協力の拡大【①②③】：機構は、全世界的な脅威・課題となっているサイバーセキュリティについて、ASEAN地域全体の能力強化を図る技術協力プロジェクト「サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト」を開始した。日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターにおいて、年6回の技術研修をASEAN諸国向けに実施したほか、アメリカ合衆国サイバーセキュリティ・社会基盤安全保障庁（Cybersecurity and Infrastructure Security Agency：CISA）及びイギリス外務・英連邦・開発省（Foreign, Commonwealth and Development Office：FCDO）と連携した研修を実施する等の協力を展開している。日本政府は「サイバーセキュリティ戦略」や「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」において、開発途上国におけるサイバーセキュリティの強化を推進しており、本取組は日本政府の政策にも貢献する。また、日ASEAN友好協力50周年を踏まえ、ASEAN諸国からサイバーセキュリティに関する官民関係者を招聘した「日ASEANサイバーセキュリティ官民共同フォーラム」の開催に協力し、オンサイト178名、オンライン167名が参加した。また、当該イベントを契機とし、日本とASEAN8か国の民間セキュリティ業界団体によるAJCCA（ASEAN-Japan Cybersecurity Alliance)の立上げに向けた相互協力の覚書が締結され、日本とASEAN諸国の連携強化に貢献した。その他、8か国に対してサイバーセキュリティ協力を実施したほか、日本において31か国を対象にした研修を実施した。 ○ 機構内において、事業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するために立ち上げたDXラボを通じて、60件以上の支援を実施した。その結果、2023年度に実施中の技術協力プロジェクトでは3割以上の案件にDXの要素が盛り込まれた。 (2) SDGs達成に向けた貢献 様々な分野での事業においてデジタル技術とデータの利活用を促進するとともに、デジタル化のベースとなる開発途上国の基盤整備に取り組むことにより、SDGsゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」の達成に貢献すると共に、基盤整備に関連する取組のうちデジタル産業の育成支援に関する協力を通じて、SDGsゴール8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」の達成に貢献。 (3) 事業上の課題及び対応方針 デジタル分野では日本の技術、知見を一方向で移転する協力ではなく、開発途上国におけるデジタル化の進展に応じて、機構の強みである現地との信頼関係・ネットワーク、現場理解力をいかし、国内外の民間企業等の様々なパートナーと緊密に連携しながら、相手国と共に課題解決に取り組む。また、各種国際会議やイベント等での発信を積極的に行い、開発途上国との協力の経験が日本にも還元され、日本の知・技術の強化に資するような取組の推進を行う。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
No.4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築			
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブフェーズ 2、美しい星への行動 2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニジア宣言、マリーン（MARINE）イニシアティブ、熊本水イニシアティブ、インフラシステム海外展開戦略 2025、昆明・モントリオール生物多様性枠組	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 【困難度：高】脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、我が国の途上国支援の柱である防災・災害復興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけでなく、途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報											②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度				2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
【指標 4-1】気候変動対策に資する人材の育成数（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15 関連）	10,000 人	2,000 人	3,772 人	2,190 人	人	人	人			支出額（百万円） **6	18,120	18,872				
【指標 4-3】自然環境保全を担う行政官等の育成数（SDGs Goal 14、15 関連）	6,000 人	1,000 人 ⁷	1,361 人	1,344 人	人	人	人									
【指標 4-4】環境管理行政官の育成数（SDGs Goal 6（6.2、6.3）、11.6、12（12.4、12.5）、14.1 関連）	10,000 人	2,000 人	4,326 人	4,167 人	人	人	人									
【指標 4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数 ***（SDGs Goal 6.1、6.4 関連）	育成人材数: 3.5 万人	7,000 人	14,837 人	10,662 人	人	人	人									
【指標 4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等（政策・計画立案者等）の育成数（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連）	5,000 人	1,000 人	3,698 人	3,851 人	人	人	人									
【指標 4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連）	20 件	3 件 ⁸	8 件	4 件	件	件	件			従事人員数						

⁶ 報告年度分の支出額は暫定値。
⁷ 各年度の目標値は、第5期中期計画期間後半に増加させ、中期目標期間全体の目標値6,000人を達成する予定。
⁸ 関連の事業計画を踏まえて各年度の目標値を設定し、中期目標期間全体で目標値20件を達成する予定。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	3. (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能な国際社会の構築 国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能な社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術の活用、及び各取組間の相	2. (1) ④地球規模課題への取組を通じた持続可能な国際社会の構築 ア 気候変動 開発途上国政府が、脱炭素社会の推進等、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定を国全体として着実に実施するとともに、直面する開発課題と気候変動対策を両立させて推進できる能力の向上を図るため、UNDP及び緑の気候基金（GCF: Green Climate Fund）等、国内外の関連機関との連携を通じて支援する。特に、脱炭素社会の実現に向けた取	1. (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能な国際社会の構築 ア 気候変動 ・日本政府による2050年カーボン・ニュートラル宣言及びこれまでの国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change、以下「UNFCCC」という。）締約国会議（COP）における気候資金のコミットメントや議論を踏まえ、開発途上国のネット・ゼロ社会の実現及び気候変動に強い社会の	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記2. ①参照） ＜その他の指標＞ 【指標4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15関連） 【指標4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体（水利組合）の運営・経営の改善状況（SDGs Goal 6.1、6.4、6.5関連）	No.4-ア 気候変動 (1) 業務実績 ◎ 機構を挙げたサステナビリティの推進【③】：2023年10月に策定した「JICAサステナビリティ方針」において「気候変動対策として、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す」旨を明記。気候変動を軽減する緩和策とともに、気候変動にも強靱な社会の実現に向けた適応策を実施し、開発途上国の社会全体のトランジションを支援する方針。また、2023サステナビリティ・レポートにおいて、気候変動分野の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」の数値目標として、①気候変動に関する毎年1兆円程度の貢献、②2030年までに適応策への貢献を倍増、③2030年までにGHG排出削減量を400万トン/年、を定めた。 ◎ 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第28回締約国会議（COP28）への貢献【①②】：日本政府がUNFCCC/COP28で発表した「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」を構成する取組において、開発課題の解決と気候変動対策に資するコベネフィット、ネット・ゼロ目標策定の支援、「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）」、JCMも活用した「福岡方式」（準好気性埋立処分場）の推進、気候変動人材の育成、森林を活用した防災・減災（F-DRR）、生態系を活用した防災・減災の取組（Eco-DRR）等、多くの部分で機構が推進する取組が占めた。また、約190ヶ国から8万4千人が参加したUNFCCC/COP28におけるジャパン・パビリオン等において合計18件のサイドイベントを主催・参画することにより、他の開発課題（SDGs）との相乗効果（シナジー）を目指すコベネフィット・アプローチを含む機構及び我が国の取組を発信した。 ◎ ファンドを通じて気候変動対策への民間投資を促進【①②】：2023年5月、15億米ドルを上限とする融資枠である「気候変動対策推進ファシリティ」を創設した。先進諸国による二国間公的資金支援は開発途上国側が求める規模に達しておらず、また、再生可能エネルギー分野等を中心に民間セクターによる事業化が世界の主流となっている中、気候変動対策分野での民間投資の一層の動員促進を図るもの。機構は、同ファシリティの第1号案件として、ブラジルの気候変動対策分野の新興企業を対象としたファンドへの出資を承諾した。ブラジルは世界第5位の温室効果ガス（GHG）排出国であり、2050年までに排出量のネット・ゼロを達成することを目標としている中、同ファンドを通じてクリーンエネルギー、省エネルギー／省資源、持続可能な農業等に貢献する新興企業のビジネスを促進することにより、民間資金動員の呼び水となることが期待される。 ○ 緑の気候基金（GCF）からの受託資金で事業を実施している東ティモールの森林地帯コミュニティ支援及び「気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」（技術協力プロジェクト）の2件について、それぞれ初めてGCFから資金のディスパースを受けて、事業を本格開始した。東ティモール案件(受託総額：9,976,222ドル)の受託資金受領額は1,036,559.57ドル、モルディブ案件（受託総額：25,097,880ドル）の受託資金受領額は1,790,625ドル。今後それぞれ森林保全（東ティモール）、海岸保全（モルディブ）といった成果が期待される。なお、東ティモール案件では、GCF独立評価部による評価実施支援プログラムに応募し、選定された。GCFと共に、森林保全及び気候変動対策の効果検証に向けたインパクト評価の設計調査を行い、2024年度にベースライン調査を実施す	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（令和5年2月外務省）外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ (1) 前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、引き続きSDGsやパリ協定等の国際的枠組み等の我が国がイニシアティブを取る重要政策達成への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に貢献する事業の形成・実施を期待する。 特に、GCFの活用に向けて、今後もGCF事務局との調整等を通じて、迅速な事業形成・実施に努めることを期待する。また、民間企業との連携も視野に入れた外部資金へのアクセスの強化のため、GCFとの連携事業の検討やCAFIからの外部資金の導入等の連携案件に継続的に取り組み、事業効果の更なるスケールアップを図ることを期待する。 また、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が設定されたことを踏まえ、廃棄物管理や環境質改善などを含む分野において、国際	評価 A ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標4-3】自然環境保全を担う行政官等の育成数、【指標4-4】環境管理行政官の育成数、【指標4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数、【指標4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等（政策・計画立案者等）の育成数の4項目が目標値の120%以上となっており、【指標4-1】気候変動対策に資する人材の育成数、【指標4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数の2項目については、達成度が目標値の100%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） ア. 気候変動 【指標4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・「JICAサステナビリティ方針」や2023サステナビリティ・レポートにおいて、機構を挙げたサステナビリティの推進を明確にするとともに、それらに取り組んだ。 ・「気候変動対策推進ファシリティ」の創設により、気候変動対策への民間投資を促進した。 イ. 自然環境保全 自然環境保全と人間活動との調和に向けた事業を引き続き実施する	

	乗効果の最大化を重視する。 ア 気候変動 脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強い社会の実現に向け、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、内外の関係機関との連携を通じて支援を行う。また、機構が実施する各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することによる気候変動対策主流化の促進の支援を行う。その際、技術革新に向けた取組や持続可能な社会の実現に向けた支援を重視する。協力は、 「国が決定する貢献（NDC: Nationally Determine d Contribution）」 などのパリ協定の実施促進や、開発課題の解決（開発便益）を図ると同時に、気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット（共便益）も訴求する、コベネフィット・アプローチを積極的に推し進め、気候変動対策の質・量の両面での拡充を図る。その際、技術革新に向けた取組、民間の資金動員・技術の活用、地方自治体等他機関との連携を重視する。	構築に向けた協力を一層推進する。 ・同協力を進めるにあたっては、パリ協定の実施促進及びコベネフィット型気候変動対策に沿った協力を戦略的に実施する。 ・パリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determine d Contribution）の策定や改定、国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援する。 ・気候変動対策のための方針や事業の計画立案段階での助言等を通		ることとなった。 ○ フィリピンやバングラデシュにおいて、パリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定や改定、マレーシアにおいて国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援した。アジア気候変動サミットや UNFCCC/COP28 においてこれらの取組を発信した。 ○ 気候変動対策のための方針や事業の計画立案段階での助言等を通じ、開発課題の解決（開発便益）を図ると同時に、気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット・アプローチを推進するため、コベネフィット型気候変動対策の再定義を踏まえ、実際の案件形成に向けた方向性の検討や内部解説書の作成を進めた。 (2) SDGs達成に向けた貢献 気候変動分野の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」における、「パリ協定の実施促進」クラスターや「コベネフィット型気候変動対策」クラスターの推進を通じ、SDGs（持続可能な開発目標）ゴール13「気候変動に具体的な対策を」のほか、気候変動の緩和や適応に対する具体的な取組を通じて、SDGsのその他のゴールの達成にも貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 GCFの活用を進めるに当たり、引き続きGCFの各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた機構内のマニュアルの更新、案件の採択に向けたファンディング・プロポーザルの質の向上及びGCF事務局との調整等を通じて、機構に経験・知見を蓄積していくことで、迅速な事業形成・実施に努める。 No.4-イ 自然環境保全 (1) 業務実績 ◎ 外部資金を活用した受託事業が評価され受託資金が倍増【①②④】：中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）からの初の受託事業として2019年4月に開始したコンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（技術協力プロジェクト）に関し、4年間の取組がコンゴ民政府及びCAFI関係国より評価され、受託資金が400万USDから900万USDへ2.2倍となった。同取組は、グラスゴーで開催されたUNFCCC/COP26において、日本政府も含む12機関連盟で発表されたCongo Basin Pledgeに貢献するものであり、2022年年次レポートにてケーススタディとしても掲載されている。（https://pfbc-cbfp.org/congo-basin-pledge.html） ◎ 協力の成果が中米統合機構（SICA）の戦略に採用【③④】：2019年3月に開始した中南米地域「SICA 地域における生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、各国における自然資源の持続可能な利用に取り組むパイロット活動を通じて、国境を越えて広がる地域における環境ガバナンスの強化に取り組んできた。2024年2月には、本案件の成果から、中米地域全体の生物多様性の保全と持続可能な利用、一貫性のある土地／生態系管理を実施するための政策提言を取りまとめ、中米・カリブ8か国の環境大臣会合に提出した。2024年から2025年前半にかけて、同提言を踏まえた SICA の地域環境戦略（2026-2030）策定作業が進められる見通し。 ◎ 生態系を活用した防災・減災支援（ECO-DRR）により西バルカンイニシアティブに貢献【①③】：機構は、2011年に北マケドニアにて「森林火災危機管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始して以降、北マケドニアを中心に域内における	潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々な利害関係者との一層のネットワーク強化に取り組むことを期待する。 国連水会議では、SDGs達成に向けた水分野での取組の大幅な拡充が必要とされ、日本政府が発表した「熊本水イニシアティブ」には、「今後5年間で約5千億円の支援を実施し、2030年のSDGs目標達成、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向け、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化する」と書かれており、TICAD8でも「30都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」という日本の取組が発表され、これらの国際公約等の達成を目指し協力を推進することを期待する。その際には、自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健医療、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大し、加えて、ウクライナの帰還避難民支援等の人道的なニーズや復旧・復興ニーズにも機動的に対応することを期待する。 (2) 対応 日本がイニシアティブを取る重要政策達成への貢献を念頭に置きつつ、サモアにおける気候変動対策技術協力プロジェクトを始めとする新規事業の形成や既往案件を継続した。GCF 受託事業 2 件について、初めて GCF からの受託資金ディスバースを受けて事業を本格開始したほか、新たな連携について GCF 事務局と調整を行った。また、2023 年度を通じて CAFI 資金の増額調整に取り組んだ結果、良好な事業進捗や成果が認められ、約 4 百万 USD から約 9 百万 USD への増額が承認され、増額分 5 百万	とともに、民間企業を含む GCF 等外部資金を活用した受託事業を実施するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・外部資金を活用した受託事業が評価され、受託資金の倍増をもたらす好循環の成果が得られた。 ウ. 環境管理 【指標 4-5】 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ウクライナでののがれき処理支援を実施するほか、海洋プラスチック対策分野においては小島嶼開発途上国間の連携や SIDS4 関係国の機運醸成に寄与した。 エ. 水資源・水供給 ウクライナに対する緊急支援の開始、南スーダンの復興に貢献する首都の浄水場の稼働開始など年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ウクライナにおける可搬式浄水装置等の調達やパレスチナの水道管網修理のための緊急支援を実施した。 オ. 防災・災害復興 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・防災・復興をテーマとしたテーマ債を発行するとともにそれらを各方面に発信して周知に努め、様々な反響が得られた。 （結論） 以上により、定量指標 2 項目の達成率が 120%以上には至っていないことも含め「S」評価とするまでの顕著な成果を得たとは認められないが、年度計画において予定されていた取組を着実に実施すると
--	---	---	--	--	---	--

	組、民間の資金・技術の活用及び地方自治体等他機関との連携を重視する。 イ 自然環境保全 森林をはじめとする自然環境の保全と人間活動の調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、自然環境から様々な恵みを享受し続けられる社会の構築に向けた支援を行う。その際、気候変動対策や生物多様性保全への貢献拡大に向け、国内外の関係機関との連携を重視する。 ウ 環境管理 開発途	る。また、各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することで気候変動の主流化を推進するとともに、各国の気候変動対策を促進する。 イ 自然環境保全 自然環境保全と人間活動との調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐため、気候変動枠組条約や生物多様性条約における合意目標（ポスト2020 生物多様性枠組等）の実現への貢献に向けて、熱帯林、乾燥・半乾燥林等の陸域における森林、湖沼・湿原及び海域（特に沿岸域）におけるマングローブ林、サンゴ礁等の生態系の	じ、開発課題の解決（開発便益）を図ると同時に、気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット・アプローチを推進する。 ・ UNFCCCの下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」（GCF: Green Climate Fund、以下「GCF」という。）の活用に向け、事業の形成及び実施監理に取り組む。 ・ COP28においてサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。 イ 自然環境保全		森林火災の取組や、生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）の取組を推進してきた。北マケドニアに続き 2021 年にはコソボ、モンテネグロで ECO-DRR 事業を開始。続いて 2023 年度は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナでも ECO-DRR 事業に関する討議議事録（Record of Discussions：R/D）を締結し、西バルカン 6 か国中 5 か国にて事業を展開することとなった。2023 年 10 月には北マケドニアにおける協力成果の共有を行うべく西バルカン各国を集めた国際セミナーを開催した。なお、西バルカン地域に対しては、日本主導により、EU 加盟を目指す西バルカン諸国に対する経済社会改革の支援と西バルカン地域内の協力促進を目的とした取組である「西バルカンイニシアティブ」が進められており、機構の一連の支援は同イニシアティブに貢献するものとして位置づけられている。 ○ スケール及びインパクトの確保の観点から、「森から世界を変えるプラットフォーム」等を通じた民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携としてREDD+についての公開セミナーの開催及びGCF、CAFI等外部資金・寄付金の活用を促進した。 ○ 森林伐採の警戒・監視に係る衛星画像・AI の活用を含め、自然環境保全分野における DX（デジタル・トランスフォーメーション）・STI（科学技術イノベーション）を促進する。 ○ UNFCCC/COP28 等においてケニア政府と共催で森林分野のサイドイベントを企画・実施し、これまでの日本による協力で開発途上国と共創してきた知見や経験等を発信・共有した。 (2) SDGs達成に向けた貢献 森林保全のための技術協力または円借款等を通じて、SDGsゴール15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献。また、マングローブ・サンゴ礁保全のための技術協力等を通じて、SDGs14「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献。さらに、これらの保全活動を通じて、SDGsゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成にも貢献。 (3) 事業上の課題及び対応方針 GCFやCAFIからの外部資金の導入等の連携案件の実施に継続的に取り組み、事業効果の更なるスケールアップを図るとともに、UNFCCC/COP28の結果を踏まえ、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々な利害関係者との一層のネットワーク強化に取り組む。	USD のうちの第一トランシェにあたる 3 百万 USD の資金受領に至った。 廃棄物管理分野及び環境質の改善などの分野においては、日本の知見や技術を幅広く発信すべく、国内の様々なステークホルダー（環境省、民間企業、地方自治体、大学等）を巻き込む形で JCCI 国際セミナーを開催し、開発途上国の課題の解決に向けて多様なパートナーとのネットワーク強化に取り組んだ。また、JCCI の映像資料を製作し広く世界に向けた発信を行ったが、こうしたツールを整備したことで、今後も様々な機会で日本の取組を広報することが可能となった。さらに、ケニアでの ACCP ワークショップは、個別案件の枠にとどまらず域内プラットフォームを通じた知見の共有に繋げるための準備活動として実施したものであり、今後の ACCP 活動の推進や TICAD9 へ向けても重要な実績となった。個別案件では、チュニジアでは日本の技術・知見を活用した高度下水処理整備の事業・運営権対応型無償を形成した他、カンボジアでは北九州市と連携した汚水対策事業、ベトナムでは民間企業との共創による環境にやさしいエコ工業団地の取組を推進した。 水資源・水供給の分野では、「熊本水イニシアティブ」に貢献する協力を実施するとともに、アフリカにおいては 20 都市以上で上下水道整備・管理能力強化を支援する協力を実施した。その際、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づいて自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指した協力を行った。また、モザンビークにおいて栄養改善と連携した水供給分野の協力を実施したり、ネパール、タンザニア、マダガスカルに	ともに、定性的に高い成果が得られており、かつ、重要度及び困難度ともに「高」と設定されている中、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き GCF の各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた機構内のマニュアルの更新、案件の採択に向けたファンディング・プロポーザルの質の向上及び GCF 事務局との調整を通じた迅速な事業形成・実施を期待する。また、CF や CAFI からの外部資金の導入等の連携案件の実施に継続的に取り組むことを期待する。 加えて、昆明・モントリオール生物多様性枠組において、先進国から途上国への国際資金の増大に関する目標が設定されたことも踏まえ、同枠組の達成に資する事業の案件形成と実施を一層進めることを期待する。 現在行われているプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた交渉において、途上国が本条約を実施するための支援のあり方について議論されていることも念頭に置きつつ、プラスチック汚染対策に資する事業の案件形成と実施を引き続き積極的に進めることを期待する。 また、環境管理の観点では、新たに作成された「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に係るクラスター戦略に沿った案件形成期待する。 水資源・水供給分野においては、国際公約の達成を目指し、JICA グローバル・アジェンダに基づく協力の推進に加えて、保健、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調した成果の拡大を期
--	--	--	--	--	---	--	---

	上地域で工業化や都市化が急速に進行する中、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁や大気汚染の未然防止と対処能力の向上等を通じて開発途上国の人々の健康を保護、生活環境を保全し、持続可能な社会を構築するための支援を行う。その際、我が国の自治体や民間企業の技術・知見を活用し、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化を重視する。	保全とこれに資する区域の管理、自然資源の持続可能な利用の推進を支援し、気候変動対策、生物多様性保全に貢献する。協力に当たっては、政策・計画策定、モニタリング・評価のための科学的情報基盤の整備、外部資金の活用・連携による事業のスケールアップやプラットフォーム等を通じた産学官民の連携に取り組む。	UNFCCC COP27 や国連生物多様性条約 COP15 の「昆明モントリオール目標」も踏まえ、気候変動対策や生物多様性保全への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施する。	◎ 小島嶼開発途上国（SIDS）間の連携により海洋プラスチック対策を促進【①②】 ：「カリブ海洋プラスチックごみ対策アドバイザー」（技術協力）及び大洋州地域「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）」（技術協力プロジェクト）により、カリブ共同体（CARICOM）と太平洋地域環境計画（SPERP）を巻き込み、海洋プラスチック対策に係る知見を共有するセミナーを開催し、2024 年 5 月にアンティグア・バーブーダで開催される第 4 回小島嶼開発途上国に関する国際会議（SIDS4）に向けた、関係国の機運醸成につながった。地域機関の巻き込みにより、SIDS における共通課題に関する地域間での対話や経験共有の重要性が浸透し、地域レベルでの協力が促進されることが期待される。	◎ 小島嶼開発途上国（SIDS）間の連携により海洋プラスチック対策を促進【①②】 ：「カリブ海洋プラスチックごみ対策アドバイザー」（技術協力）及び大洋州地域「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）」（技術協力プロジェクト）により、カリブ共同体（CARICOM）と太平洋地域環境計画（SPERP）を巻き込み、海洋プラスチック対策に係る知見を共有するセミナーを開催し、2024 年 5 月にアンティグア・バーブーダで開催される第 4 回小島嶼開発途上国に関する国際会議（SIDS4）に向けた、関係国の機運醸成につながった。地域機関の巻き込みにより、SIDS における共通課題に関する地域間での対話や経験共有の重要性が浸透し、地域レベルでの協力が促進されることが期待される。	◎ JICA クリーン・シティ・イニシアティブを通じた政策への貢献・連携の推進【①③④】 ： - G7広島サミット、気候エネルギー環境大臣会合にて採択された付属文書「地方の気候変動に対するG7ラウンドテーブル」において、JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）が日本政府の国際的な取組として明記された。同ラウンドテーブルは、G7各国による地方自治体の気候行動への支援策の共有を通じて、相互学習と政策改善を強化し、協調支援を模索する場として、新たに立上げられるもので、JCCIを通じた機構の取組が日本政府の環境・気候変動に係る政策に直接貢献するものとして位置づけられた。 2024 年 2 月に JCCI 国際セミナー2024をハイブリッド型で開催。海外 86 か国含む約 850 名が参加した。セミナーには、環境省、開発途上国政府、民間企業、地方自治体、大学、国内外のパートナーを招き、JCCI の実績及びネット・ゼロ、循環型社会の実現に向けた戦略・展開、グッドプラクティス、日本の技術・製品の紹介（企業ピッチ 16 社とオンライン出展 12 社）について共有と発信を行い、JCCI の目標である開発途上国の「きれいな街」の実現に向けて、日本政府、自治体、民間企業、大学、ボランティア、国際機関等との共創と連携を推進した。本セミナーは、環境省が昨年立ち上げた Clean City Partnership Program（C2P2）に貢献するものであり、また、これらの環境省が進める官民連携プラットフォーム「環境インフラ海外展開プラットフォーム」との連携を強化するものでもある。 - JCCI の活動や日本の協力成果への認知度向上、他ドナー及び機関との連携促進を図るため、開発途上国をはじめとする国内外関係者や一般市民を対象とした映像資料を製作し、NHK WORLD JAPAN を通じて、2 月 21、22 日の 2 日間に亘り、約 160 の国や地域で放送した。本資料は、バングラデシュ、南スーダン、ケニア、大洋州の廃棄物管理分野のプロジェクト及び本邦研修を取り上げ、機構の専門家や開発途上国関係者、対象地域の市民の声も交えながら、活動や成果を紹介する内容で、2 月 7 日に開催した JCCI 国際セミナー2024 でも上映した。今後も、JCCI や機構の事業の広報資料として様々な機会に活用する。 2023 年 11 月（アフリカ地域 8 か国対象）、2024 年 1 月（アジア・中南米地域 8 か国対象）に JCCI ハイレベル課題別研修を実施。JCCI の理念を政策レベルへ反映させるべく、意思決定層への働きかけを行い、開発途上国での「きれいな街」の創造を促進する試みを開始した。アジア向けの研修では、北九州市の民間企業のピッチや ADBI の職員の研修参加等により ADBI との連携を促進した。	◎ 「アフリカのきれいな街プラットフォーム（African Clean Cities Platform：ACCP）」の活動促進 ：ケニア「循環型社会促進に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の開始に先立ち、ケニア政府機関、民間企業・団体、NGO、ドナー関係者といったステークホルダーを巻き込むためのキックオフイベントを開催。「廃棄物の適正管理と拡大生産者責任（EPR）制度の効果的な実施」をテーマにしたワークショップには約 70 名が参加した。機構からは、新たに開始する技術協力プロジェクト	において学校や保健施設にトイレや手洗い設備を整備したりするなど、栄養、教育、保健等の関連する分野と協調した成果を上げた。ウクライナとパレスチナに対して、人道的ニーズや水道サービスの復旧に必要な資機材の調達を機動的に行った。	待する。 防災・災害復興分野では、引き続き防災投資促進に資する事業の実施を継続・強化していくことを期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） ・気候変動分野の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」の数値目標として、2030 年までに GHG 排出削減量を 400 万トン／年と具体的に提示しているのは分かりやすい。 また、多様なアクターの SDGs 等開発課題への関心の高まりもあり、関連する業務実績の「SDGs 達成に向けた貢献」の中で、個々の事業項目が SDGs の 17 のどのゴールの達成に貢献したのか詳細な記述も分かりやすい。 一方で、個々の事業の SDGs 達成への貢献度を足し上げ、JICA 全体として 2030 年までに世界が達成すべき持続可能な開発目標に対してどの程度貢献しているのか全体像の定量化・視える化はできないものであろうか。各国ともまだまだ道半ばであることは承知しているが、2030 年はすぐそこにまで来ており、正に JICA の第 6 期中期目標期間にも重なり、多くの国々の組織、企業、人々が熱心に取り組んでいる努力の結果がどのあたりまで到達できているのか、何等かの指標が必要になってきているのではないか。「2030 年の達成に向けて取り組みが軌道に乗っているのは全体のわずか 16%にとどまる（日本経済新聞 2024 年 7 月 11 日『グローバルオピニオン』）」との報道もある。他国の国際機関と機構が連携して、ある一定の SDGs の進捗指標を発信することにより、ゴールに一步でも近づいている実感を世界で共有することができないものか。 ・機構を挙げたサステナビリティ
--	--	--	--	---	---	---	---	---	--

	人口増加、都市化、気候変動、感染症拡大等の影響により水の需給はますますひっ迫する中、水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会の構築に向けた支援を行う。その際、統合水資源管理の実現及び水道事業体の育成を重視する。 オ 防 災 ・ 災 害 復 興 気 候 変 動 等 の 影 響 に よ る 災 害 の 激 甚 化 ・ 頻 発 化 が 進 む 中 、 仙 台 防 災 枠 組 を 踏 ま え て 、 「 災 害 リ ス ク の よ り 少 な い 社 会 」	処能力の向上等の推進を支援する。協力に当たっては、日本の強みである「きれいな街」の実現を目指し廃棄物管理、下水道整備、大気汚染対策等を総合的に支援する「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を通じて、我が国の地方自治体や大学、民間企業が有する技術・知見をいかなるような連携強化に努め、科学的根拠に基づく計画・政策立案とその実施、イノベーションの活用、開発パートナーとの連携によるスケールアップ、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化に留意する。	の警戒・監視に係る衛星画像・AIの活用を含め、自然環境保全分野におけるDX・STI（Science, Technology and Innovation）を促進する。 ・ UNFCCC COP28 等においてサイドイベントを企画し、これまでの日本による協力で開発途上国と共創してきた知見や経験等を発信・共有する。 ウ 環境管理 ・ 「 JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI：JICA Clean City Initiative、以下「JCCI」という。）」を推進し、自治体の持つノウハウや民間企業		やキアンブ郡カンゴキ処分場での取組の紹介、Peace Winds Japan がカクマ難民キャンプで実施中の MRF 整備及び中継施設実施事業、国連人間居住計画（United Nations Human Settlements Programme：UN-Habitat）がナイロビ市で実施中の MRF 整備事業の進捗について報告するなど、ACCP を通じた知見の共有・発信が行われた。2024 年 3 月に開始する技術協力プロジェクトでは、ACCP 事務局である UN-Habitat との連携を通じて情報・知見の共有を行っていく方針としている。 ○ ベトナム「都市排水及び汚水処理の法的枠組及び管理の構築に係る能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では下水道に関する法整備支援を開始。また、マレーシア「E-waste 管理システム実施プロジェクト」やタイ「使用済み自動車の適正管理に向けた包括的制度構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）にて廃棄物リサイクルのためのモデルづくりを通じて、政策レベルでの取組を推進した。 ○ ベトナム「バリアブントウ省環境配慮型及び IT 活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、持続可能な工業団地化を促進し、循環経済にもつなぐる再生可能エネルギーの導入促進、廃棄物の減容化・利活用の促進等を通じて、気候変動にも貢献する事業を展開。国連工業開発機関（United Nations Industrial Development Organization：UNIDO）との連携や民間企業との対話を通じた共創を促進している。 ○ バングラデシュでは、従来の技術協力プロジェクトによる住民参加型の取組により、ダッカにて飛躍的にごみ収集率が向上。その成果を生かしつつ、廃棄物、大気等の課題にアプローチする JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）に資する一体的な技術協力プロジェクトを進めている。 (2) SDGs達成に向けた貢献 ・ゴール6（水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保）：インドネシアやベトナム、インド、カンボジアでは、下水道施設整備事業を実施中。ベトナムでは、下水道事業者16名を日本に招聘し、能力強化研修を行った。インドでは、下水道施設から出る汚泥処理の促進を行うためのガイドライン策定を支援中。カンボジアでは、北九州市と連携し、プノンペン都の汚水管理対策や無償資金協力で新設された下水処理施設の安定的な運転に資する支援を形成中。観光産業が発展しているネパールポカラ市やフィジー西部州やフィリピンダバオ市でも汚水管理事業を展開中。チュニジアでは、同国の水資源保全や地域住民に対する安全な飲料水確保に寄与することを目的に、日本の技術・知見を活用した高度下水処理施設の整備を通じて、再生水の産業用水への活用を図る事業・運営権対応型無償資金協力事業を形成した。 ・ゴール11（持続可能な都市及び人間居住）：タイやモンゴルでは、PM2.5等の大気汚染メカニズムを解明し、汚染緩和を促進する事業を実施中。大洋州やバングラデシュ、スリランカ、モザンビーク、マダガスカル、南スーダン、ザンビアでは、都市の廃棄物管理改善のために、中央政府や自治体職員の能力強化を支援した。インドネシアでは、官民連携（Public-Private Partnership：PPP）によるレゴックナンカ廃棄物発電事業の促進のため、廃棄物収集や3Rを促進する事業を開始した。 ・ゴール12（持続可能な生産消費形態）：ベトナムでは建築廃棄物のリサイクル促進を支援した。また、ベトナムでは、クアンニン省ハロン湾で、環境保全を行いながら経済成長を実現するグリーン成長についての取組を実施した。 ・ゴール14（海洋・海洋資源の保全）：タイでは海洋プラスチックごみの発生源と拡散に関する研究を実施し、海洋プラスチックごみ抑制のための政策提言を支援中。さらに、海洋ごみに関するアドバイザー派遣を実施し、海洋ごみ対策の制度支援を実施中。スリ		の推進の項目で、サステナビリティ・レポートにおいて、気候変動分野の数値目標が掲載されているが、その目標設定の妥当性、ならびに達成度を示していただきたい。
--	--	--	--	--	---	--	---

	の実現に向けた支援を行う。また、大規模災害が発生した際の迅速な緊急支援及び復旧、「より良い復興」（Build Back Better）の考え方を踏まえた国・社会全体の災害リスク削減を行うことにより、自然災害に強い国・社会の再構築の支援を行う。その際、防災インフラ等の構造物対策所管組織の能力強化を重視しつつ、土地利用規制など防災ガバナンス強化も含めた包括的な防災推進体制の拡充を重視する。	エ 水資源・水供給 水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排水水管理団体（水利組合）の育成等を支援する。協力に当たっては、地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体（マルチステークホルダー・パートナーシップ）を増やすこと、及び自立的に資金を調達して水道サービスの拡張と改善を進めることができる「成長する水道事業体」を増やすこと等に取り組む。	の技術、外部資金の導入、大学の学術的な知識等様々なパートナーとの連携でコレクティブ・インパクトの発現を目指す。また、廃棄物、水質汚濁、大気といった個別の汚染対策のみならず、政策レベルで都市環境の包括的な改善を促すべく意思決定層への働きかけを強化するとともに、住民参加等の取組も講じ、多層的なアプローチを試みる。 ・JCCIの広域連携に係る取組として、TICAD8の成果を踏まえつつ「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform		ランカでは、プラスチック管理に特化した事業を通じて、プラスチックのごみ量や減量化を支援中。また、カリブ地域 5 か国（ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ）では、プラスチックごみの海洋流出防止に向けて、各国での廃棄物管理の優先課題の特定、改善のためのパイロット事業を実施。各国の取組から得られた成果や教訓をカリブ地域及び大洋州地域に共有した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」クラスターに加え、今年度新たに策定した「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に係るクラスター戦略の下、各国においてこれら戦略に沿った案件形成を行い、国内外の様々なパートナーと連携し成果拡大を目指す。また、SDGsとのシナジー効果を発現させるために、開発課題とのトレードオフを解消するアプローチを検討していく。 No.4-エ 水資源・水供給 (1) 業務実績 ◎ ウクライナに対して、可搬式浄水装置等を迅速に調達【①③】：ウクライナ「緊急復旧計画」（無償資金協力）による資機材調達を通じて、1日当たり83,000人への給水能力を持つ浄水装置4台、及び消毒装置1台、発電機4台が現地に到着した。また、給水車6台をウクライナに向けて輸送した。同フェーズ2では、給水車、バックホーローダー、ガスクロマトグラフィーの調達に関する契約を締結した。「緊急復旧・復興プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）では水タンク20基を調達し、ヘルソン市、ハルキウ市の上下水道公社が活用している。ハルキウ市は日本国民への感謝の気持ちを伝える動画をSNSで公開した。2023年6月に発生したカホフカ・ダムが決壊に伴う洪水被害に対応し、日本企業の製品である可搬式浄水装置と排水ポンプを迅速に調達した。 ◎ パレスチナに対する緊急支援【①③④】：2023年10月に始まったパレスチナとイスラエルの軍事衝突に伴い、西岸地区のジェニン市においても水道施設が攻撃の被害を受けていることから、同市上下水道部に対して水道管網の修理に必要な資機材を供与した。課題別研修の帰国研修員に対するフォローアップ協力として実施したものであり、修理技術の向上を図るための実践的なワークショップも実施した。2月初旬時点で市内の水道管の8%にあたる13kmが被害を受けていたが、供与された資機材が復旧に活用された。同市はSNSにおいて、困難を極めている状況下での日本からの支援に対して、心からの感謝の意を表明した。攻撃は継続しているため、引き続き帰国研修員を中心とする同市上下水道部の職員が本資機材を活用し、迅速に復旧を進めて、市民への水供給を継続することが期待される。 ◎ 機構が策定を支援した上水道マスタープランに基づき、他の開発パートナーがルワンダの首都キガリで水道分野の支援を展開【②③④】：機構は、2019年から2021年までルワンダ「キガリ市上水道改善整備マスタープランプロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を実施し、首都キガリの2050年を計画目標年次とした上水道マスタープランを策定し、優先プロジェクトのフィージビリティスタディも行った。同マスタープランで特定された優先プロジェクトの浄水場建設に対し、ハンガリー政府がマスタープランの完成とほぼ同時期の2021年11月に借款の供与を表明し、2023年7月に借款契約が締結された（52百万ドル）。同支援は、ルワンダにおけるハンガリー政府初の借款案件であり、ルワンダ水公社及びハンガリー政府からは、機構が支援したマスタープランの質の高さが迅速な融資決定に繋がったとの声が聞かれた。加えて、同じ優先プロジェクトの送配水施設整備にサウジアラビア開発基金が2023年10月に22百万ドル、OPEC国際開発基金が2023年11月に21百万ドルの借款契約をそれぞれ締結した。機構が策定	
--	---	---	--	--	--	--

		オ 防災・災害復興「災害リスクのより少ない社会」の実現に貢献するため、構造物対策所管組織及び包括的な防災推進体制の確立を支援し、開発途上国における事前防災投資の拡充を支援する。また、開発途上国が防災への事前投資を進めていくためのモデルとなる事業の実現や、我が国の技術・制度や知見も活用した人材育成推進等を通じ、開発途上国で追求すべき防災の在り方や理念を普及・浸透させる。これにより災害リスク軽減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に拡充・維持し運用している能力強	、以下「ACCP」という。)」を推進し、廃棄物管理支援事業の形成・実施とともに、民間や他ドナー等の外部資金の導入を促し、効果的なスケールアップを図るべく、加盟国・都市による主体的な取組成果や知見の発信を促進する。 ・気候変動対策にも貢献するコベネフィット型事業やDX技術の活用を通じた新機軸事業を促進する。 エ 水資源・水供給・水資源を適切に管理し、全ての人が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排	に協力したマスタープランが、他の開発パートナーからの開発資金の動員につながった好事例となった。 ◎ 本邦企業及び自治体の参画によるカンボジア・シェムリアップ市の浄水場の完成【①③④⑤】：2023 年 5 月にカンボジア・シェムリアップ市の浄水場が竣工した。2 年後の 2025 年には安全な水道水の供給を受けられる人口が約 16 万人増加すると見込んでおり、現地では既に水道管の延長や接続者数が 2019 年比で 2 倍以上に増加している。新型コロナの影響で建設期間が延長されていたが、関係者の努力により困難を乗り越えて竣工した。カンボジアの水道に対する長年の日本の協力により、北九州市とのパートナーシップや日本企業に対する信頼が醸成されていたことを背景に、本事業は日本のコンサルタント会社と北九州市上下水道局がコンサルティングサービスを実施し、上水道施設の建設工事も本邦企業が国際競争入札を経て受注した。シェムリアップ市の水道に対しては、2000 年に基本計画（マスタープラン）の策定に機構が協力し、この基本計画に沿って、まず地下水を水源とする運転・維持管理が容易で安価な水道施設を無償資金協力により 2006 年に建設した。その後、トンレサップ湖を水源とする 6 万 m³/日の能力を持つ大規模な浄水場を建設し、市の発展に対応した段階的な水道の整備を行った。この間、カンボジア「水道事業人材育成プロジェクトフェーズ 1～フェーズ 3」（技術協力プロジェクト）による能力強化も実施しており、機構が持つスキームを総動員して、総合的な協力を展開してきた。2023 年 7 月に現地を調査に訪れた参議院 ODA 調査団に対しても、「今回の新浄水場建設のほか、無償資金協力で整備された浄水場についても、市民は高い関心を持っており、満足している。カンボジアではポル・ポト時代に上水道施設は荒廃してしまったが、1996 年に日本の支援が始まり、24 時間の浄水給水が実現できたことは決して忘れておらず大変感謝している。」という説明があった。本取組は、日本政府による「熊本水イニシアティブ」（2022 年 4 月）にも貢献する。 ◎ 国を超えた学び合いを促進【①②③④】：2013 年 8 月に東南アジア、南アジアの 10 か国から 28 の水道事業体や省庁の幹部を招き、「第 5 回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を横浜市との共催により開催し、日本側参加者を含め、約 500 名が参加した。参加者が自国の取組を発表し、グループディスカッション等を通じて好事例の共有や意識改革につながる学び合いを実施したもので、日本政府による「熊本水イニシアティブ」に資する取組であり、日本からも 5 つの自治体が発表したほか、ファシリテーター等として多くの自治体関係者が参加した。横浜水ビジネス協議会との協働により、ビジネスセッション、ポスター展示、企業視察等を実施し、日本の技術や製品の紹介にもつながった。参加者からは、「自分の水道事業体がアジアでは先行していると考えていたが、近年急速に改革を進めている水道事業体が他国にあることを知り、大変刺激を受ける貴重な場であった。」などと評価する声が上がった。2023 年 3 月に開催した「サブサハラアフリカ上水道事業体幹部フォーラム」のフォローアップ活動として「UtoU Exchange」をオンライン会合の形式で 4 回実施した。また、このような学び合いの機会を高く評価したアフリカ側が、対面での開催を強く要望したため、2023 年 12 月には国際水協会（IWA）主催の開発会議に合わせて、ルワンダにて対面でのフォローアップ会合を実施した。これらの会合には通算 11 か国 16 事業体から延べ人数 98 名が参加し、アフリカ域内の水道事業体間での経験、教訓の共有が頻繁に実施されるプラットフォームが形成され、機構の協力成果の水平展開につながった。 ◎ 国際会議及び英文論文により、積極的に事業の成果を対外発信【③④】：2023 年 12 月にルワンダ・キガリで開催された国際水協会（IWA）主催の開発会議において、5 件の発表を実施した。IWA は、世界 165 か国に約 8,500 名の個人会員、約 530 の団体会員を擁する、水分野で世界最大の組織であり、開発会議にも 3,000 名以上が参加した。ルワン	
--	--	---	--	--	--

		化を支援する。さらに、大規模災害が発生した際、緊急援助からシームレスに支援し、「より良い復興」（Build Back Better）の考え方も踏まえ、国・社会全体の災害リスク削減を復興過程で行い、自然災害により強い国・社会の構築を支援する。協力に当たっては、衛星情報等を活用した将来予測等複合的なリスクの可視化等デジタル技術の活用や、分野横断的な取組の推進に留意する。	水水管理団体（水利組合）の育成等に向けた事業を実施する。 - 特に、SDGsの達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援を実施する。事例や教訓をナレッジとして幅広い関係者と共有する取組を行う。 - 地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体を増やすため、開発途上国向けに水資源管理に関する日本の開発経験をまとめたテキストを活用するとともに、新規案件の形成を	ダ（地方給水における民間セクター活用、無収水削減）、ポリビア（五感を用いた参加型水質モニタリング、低コスト水質モニタリング）、ネパール（地方都市の能力強化による水道サービスの改善効果）における協力の成果を発信したものであり、このうちネパールに関するポスター発表が、最優秀ポスターに選出され、主執筆者の国際協力専門員が表彰を受けた。このポスターは、ネパール「地方都市における水道事業強化プロジェクトフェーズ 2」（技術協力プロジェクト）において実施した地方部の中小規模の水道事業に対する能力強化が、水道普及率、無収水率、営業収支比率などの改善というアウトカムレベルの成果につながったことを定量的に示したもので、機構の協力アプローチと成果が国際水協会から高く評価されたものである。また、パレスチナ・ジェニン市におけるプリペイドメータの導入の成果に関する英文論文を学術誌「Utilities Policy」で発表した。大口利用者の節水を促す効果により、配水管網の末端に住む貧困層等にもより公平な配水ができるようになり、料金徴収率も大幅に向上したことをデータによって立証したものである。国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所発行の報告書「信頼と開発協力―他者との関係性を未来に活かす―」において、「統合水資源管理と信頼；コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクトの事例から」を発表した。 ◎ 村落給水分野におけるデジタル技術活用等のイノベーションを積極的に対外発信【②③④】：2023 年 6 月に、351 名が参加して開催された国際連合開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）との共催オンラインセミナー「AFRI-CONVERSE」に登壇し、アフリカの水分野に対する協力を紹介するとともに、デジタル技術を活用した手押しポンプ用の従量制料金徴収システムである SUNDA を紹介した。SUNDA を導入した 5 か所の村落では、水料金の徴収額が 2.8 倍に増加し、手押しポンプが故障すると修理をするために3か月～2年という長い期間を要していたものが、わずか数日に短縮された。2023 年 9 月に、日本水フォーラム主催のオンラインセミナーの企画・実施に協力し、JICA 海外協力隊である「水の防衛隊」（TICAD IV における福田総理のイニシアティブ）の帰国隊員 3 名によるイノベーションを紹介した。紹介したイノベーションは、SUNDA、QR コードを用いた手押しポンプのモニタリングシステムの構築、現地で入手可能な材料を用いた水汲み容器の洗浄であり、デジタル技術の活用が含まれる。 ○ 2016年9月に開始した東ティモール「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が2023年12月に終了した。同プロジェクトでは、灌漑施設の維持管理システム強化を成果の一つとして、灌漑水管理、水利用組合（WUA:Water Resource Association）組織強化、施設補修等の活動を実施した。 ○ クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」を策定し、公表した。JICA グローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」に含まれる 2 つのクラスター事業戦略のひとつであり、日本政府による「熊本水イニシアティブ」に資する取組である。また、2023 年度計画に基づいて、本クラスター事業戦略に基づく案件形成を行い、フィリピンにおいて水資源政策アドバイザーの派遣を開始した。さらに、本クラスター事業戦略に基づいて統合水資源管理分野の協力を実施する担い手を育成するため、開発コンサルタント等を対象とした能力強化研修「実践的統合水資源管理」を開始し、初年度は 10 名以上が参加した。 (2) SDGs達成に向けた貢献 SDGsゴール6ターゲット6.1の安全な水供給に資する案件として、40件以上の資金協力による施設整備を実施中である。また、SDGsのモニタリングに定められているアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスを改善するため、水道事業のサービス改善や	
--	--	---	---	--	--

			推進する。 オ 防災・災害復興 ・日本の優れた防災技術及び構造物対策の事前防災投資による災害リスク削減等の経験に基づき、「仙台防災枠組 2015-2030」の人的及び経済的被害の削減のターゲットの達成に貢献する。このために、大都市を中心とする資本集積地域への防災投資の実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、「より良い復興」(Build Back Better、以下「BBB」という。)を推進する事業を形成・実施する。また、これまでの成果や方向性を国連等		経営改善に係る支援として、30件以上の技術協力を実施中である。これらを通じて、SDGsの達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチに基づき、水道事業のサービス改善、経営改善に係る支援を実施した。また、SDGsの原則である「誰も取り残さない」を実現するため、村落給水及び衛生分野に係る支援として、5件以上の技術協力を実施中である。SDGsゴール6ターゲット6.4の水利用の効率化に資する無収水対策に重点的に取り組み、25件以上の技術協力プロジェクトを実施中である。日本の水道事業体は平均10%という世界的に見ても低い無収水率を維持しており、そのノウハウを活用した協力を展開している。 SDGsゴール6ターゲット6.5の統合水資源管理の推進に資する案件として、ボリビアにおける河川流域管理、キューバにおける地下水等の水資源管理、フィリピンにおける統合水資源管理政策推進に関する技術協力を実施した。特に、現地で実際に問題となっている事象を取り上げ、ステークホルダーの合意形成の支援を通じた、ローカルコンテキストに則した問題解決を目指す取組を推進した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 日本政府が2022年4月に発表した「熊本水イニシアティブ」には、「今後 5 年間で約5千億円の支援を実施し、2030 年のSDGs 目標達成、2050 年カーボン・ニュートラルの実現に向け、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化する」と書かれており、2022年8月に開催された第8回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development：TICAD8）でも「30都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」という日本の取組が発表された。これらの国際公約の達成を目指し、JICAグローバル・アジェンダに基づく協力を推進する。 その際には、地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理の推進、及び自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大する。また、ウクライナ、パレスチナ等の人道的なニーズや復旧・復興ニーズにも機動的に対応する。	
			No.4-オ 防災・災害復興 (1) 業務実績 ◎ G7広島サミットの成果文書に機構が大きく貢献する仙台防災枠組及び防災投資が明記【①②】：G7広島サミットにおける成果文書「G7広島首脳コミュニケ」において、機構が大きく関与する仙台防災枠組を推進する旨が明記されたほか、機構が進める防災への「投資」や「リスク削減」といった文言が盛り込まれた。災害発生後に対処するよりも、被害にならないように事前に対策を取ることが日本の災害対策の一番の特徴であり、機構は「防災投資」を通じた災害リスク削減を進めている。2015年の第3回国連防災世界会議の際に日本政府主導により仙台防災枠組が採択されて以降、機構が一貫して開発途上国の防災への取組を真摯に支援・実施していることを、各国政府ハイレベルに対して印象付けた。 ◎ 自然災害に対する強じん性の強化を支援【①③】：機構が進める事前防災投資を実現する取組として、インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第三期）」（円借款）の借款契約（Loan Agreement：L/A）に調印した。本円借款により、防災分野の政策・制度の改善を後押しし、当国の災害対策への事前投資を促すと共に対応能力を高めることにより、災害に対して強じんな社会・経済の実現を支援する。また、フィリピンでは、災害リスク軽減・管理に係る政策アクションの実施を促進するとともに、災害発生後の復旧時に一時的に増大する資金ニーズに備えることを目的とした「災害復旧スタンド・バイ借款（フェーズ3）」（円借款）の L/A に調印した。これらの			

			の主催する国際会議等において発信する。 ・防災インフラ等の構造物対策所管組織が、自己予算で自立発展的に災害リスク削減のための事前防災投資を拡充し、それらインフラを維持・運用していく能力を強化する。また、総合的な防災施策の計画・実施能力を備えた包括的な防災推進体制の確立に向けた支援を行う。また、緊急支援をシームレスな復興支援につなげ、災害復興過程を通じ、気候変動等の影響も考慮した根本的な災害リスクの削減策を実現することで、単なる復旧ではなく BBB の理念に基づき、強じんな国・地	取組は、日本政府が主導する仙台防災枠組にも貢献する。 ◎ 災害後の復興支援を迅速に開始【②③】：2023 年 2 月に発生したトルコ南東部を震源とする地震に対し、既往の技術協力に復興支援の要素を組み入れ、国際緊急援助から復旧・復興支援のシームレスな協力を同年 3 月に迅速に開始した。また、SATREPS 等を通じた良好な関係を踏まえて、土木学会、建築学会等とお互いに調査報告や情報共有を行ったほか、国内の災害復興の知見を有する兵庫県や仙台市等とも協力・連携する等、様々な機関・組織との連携によりトルコの復興を支援した。その他にも、2022 年夏に発生したパキスタン洪水からの復興支援として、災害対応技術協力を初めて実施。シームレスに復興支援を実施したほか、2022 年 1 月海底火山噴火により被害を受けたトンガでは、基礎情報収集・確認調査の結果を踏まえて、技術協力プロジェクトや無償資金協力を形成中。 ◎ 防災・復興テーマ債の発行を機に多くのメディアに発信【③】：関東大震災 100 年の機会を捉えて、防災・復興をテーマとしたテーマ債を発行した。この機会を捉え、投資家向け説明会やマスコミ向け記者勉強会などを開催し、機構の防災協力とその成果を発信した結果、新聞記事等様々な形でとして取り上げられた。 (2) SDGs達成に向けた貢献 被災者数の削減に加えて、経済被害の削減を重視した案件形成を通じることで、仙台防災枠組のグローバルターゲットの達成、さらにはSDGsのゴール1（貧困削減）、ゴール11（持続可能な都市及び人間居住）、ゴール13（気候変動）等の達成に貢献。 (3) 事業上の課題及び対応方針 2023年5月の仙台防災枠組中間レビューの成果文書に、仙台防災枠組の実施において成果は出ているが、実施のスピードが十分でない、災害関連データへのアクセス、災害リスク削減事業の優先順位付け等の課題が列挙されており、機構もこれら課題解決に向けて、引き続き防災投資促進に資する事業の実施を継続・強化していく。		
--	--	--	---	--	--	--

			域づくりが 継続できる ような支援 を行う。				
--	--	--	---------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。